

子どもオンブズ・レポート 2025

2026(令和 8)年 3 月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

川西市子ども的人権オンブズパーソン条例 [平成 10 (1998) 年 12 月 22 日 川西市条例第 24 号]

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子ども的人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

はじめに

1. オンブズレポート発行に際して

おかげさまで、私が川西市子どもの人権オンブズパーソンに就任して3年目、代表としては2年目を終えようとしています。

この間、様々な個別事案に携わってきた一方で、こども家庭庁や全国の自治体等の関係者の方々に、オンブズパーソンの活動に関心をもって視察にお越しいただき、また、オンブズパーソン自身が、その在り方等について多くの場で発表する機会をいただきました。昨年のオンブズレポートでも記したように、こども基本法や、「川西市こども若者参加条例」を含む各自治体でのこども基本条例の策定の動き等の影響もあり、「子どもの権利」が内外で注目を浴びるようになった現在、オンブズパーソンとして活動できることは非常に幸せなことであり、貴重な経験であると感じています。



さて、本稿では、弁護士である私が、特に常日頃気になっている「いじめ防止対策推進法」（以下本文中では「いじめ防対法」といいます）に関する学校の現実と、学校の中の「子どもの権利」との関係について言及してみたいと思います。というのは、オンブズパーソンの活動をする中でも、個別救済のみならず、子どもを取り巻く様々な施策に対するモニタリングを進めるにあたって、いじめ防対法が学校現場に与えている影響や功罪を感じる場面にしばしば遭遇するからです。無論、本稿の意見にわたる部分は、オンブズパーソンの総意ではなく、私の個人的見解であることを予めお断りしておきます。

2. いじめ防止対策推進法の現状

いじめ防対法は、滋賀県大津市の中学生が受けた壮絶ないじめによる自死の事案を受けて、二度とそのようなことが起きないようにと、2013（平成25）年に超党派の議員によって策定され、成立したものです。いじめの定義を広範にとらえた上で禁止規定を設け、国、地方公共団体、学校及び学校の教職員、保護者の責務を明確化し、予防のために、基本方針の策定やいじめ防止対策のための措置を義務付けました。さらに、いじめに対する学校が講ずべき措置（同法23条）や重大事態への対処（同法28条）を明記しました。いじめ防対法は本年度13年目を迎えますが、同法の施行によって学校でのいじめは可及的に防止され、いじめによる人権侵害が減少していくはずでした。

ところが、報道にもありましたように、文部科学省（以下、「文科省」といいます）が発出した2025（令和7）年10月29日（2026（令和8）年1月16日一部修正）「令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」によると、いじめの認知件数は、（コロナ禍を除けば）同法成立以降、小中高等学校いずれにおいても、増加の一途を辿っています。このことは、いじめの定義が広範であることを踏まえれば、いじめの認知に関する学校の意識が高まっていると評価できる側面があるようです。しかしながら、同法28条1項に定める重大事態の発生件数も増加し続けているだけでなく、児童生徒

の自殺数も増え続けているという深刻な状況にあります。

このように、いじめ防対法による予防策は適切に機能しているとは言い難い状況にあります。そのためか、文科省は、2024（令和6）年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を大きく改訂した上で、同年12月25日に「いじめ防止対策の更なる強化等について」、2025（令和7）年3月6日に「新年度における法等に基づくいじめに対する平時からの備えについて」等、様々な通知を発出するとともに、同年11月21日には、こども家庭庁とともに、「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」「いじめの重大化を防ぐための研修事例集」¹を発出するなど、改善が見られないいじめの予防対策に必死になっている印象です。また、国や自治体以外でも、2025（令和7）年7月、一般社団法人子どもいじめ防止学会の設立記念大会も催される等、いじめの防止が子ども施策において大きく注目されています。

3. いじめ防止対策推進法の運用上の課題

いじめ防対法によるいじめの定義は、既によく知られているように極めて広範です。同法2条1項では、『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。これは、これまでの文科省のいじめの定義よりもいじめ被害者の主観（心身の苦痛）に重点を置くことで、いじめ被害についてひとつの取りこぼしもないようにしたものとして評価されます。一方で、この定義からすれば、例えば廊下で子ども同士がすれ違った際に肩がぶつかって苦痛を感じた場合も「いじめ」に該当しうることになり、学校は重篤ないじめと同様の措置を講じる義務が生じることになり、形式的に判断すると非現実的な事態に陥ることは明らかです。

学校現場は、人手不足もあり、教員の人的時間的リソースは相当限定的な状況にあると感じます。いじめ防対法は、子どもの自死という重篤な結果が生じているいじめ問題（いわゆる1号事案²）を二度と起こさないようにする、いわば再発防止に重点を置いたものであるべきで、当然、教員も予防に注力することが求められています。先に見た「いじめの重大化を防ぐための留意事項集」等はまさに予防を重視する発想で策定されています。ところが、実際の学校現場では、犯罪行為に至らない程度の軽微ないじめによる不登校事案（いわゆる2号事案³）等を念頭に、教育委員会や教員の多大な労力が、保護者からの責任追及を免れるための事実調査や報告書作成に割かれていることが非常に多いと感じざるを得ません。いじめの定義が広範であることと相まって、生じてしまった子どもの不登校等に対する学校への責任追及の手段としていじめ防対法が利用されている実情が否定できないのです。

もちろん、いじめられた子どもの気持ちに寄り添う必要性から、客観的な状況でいじめを

¹ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00022.htm

² 1号事案とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」（いじめ防対法28条1項1号）に該当する事案を言います。

³ 2号事案とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」（いじめ防対法28条1項2号）に該当する事案を言います。なお、2号事案が全て軽微であるというわけではありません。

区分するのではなく、心身の苦痛という子どもの主観を重視することは大切です。ただ、いじめを認知して対応する、という表層的な点ではなく、当該被害を受けた子どもの傷つきを正面から受け止めて、心のケアのために寄り添い続けることの重要性を強調した対応が望まれます。また、加害に及んだ子どもについても、単なる厳罰ではなく、双方向的な事案が少ないことを念頭においた上で、やはりその行為に及んだことの背景、理由と向き合っ、関係性の修復と自省をしていく過程におとなが寄り添うことができれば、と思うことがあります。この点、いじめ基本方針には、「けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。」とあり、いじめに該当するかどうかの議論ではあるものの、着目すべき視点について言及されています。

問題が生じた場合、誰かがその責任をとるのが法治国家の在り方のひとつです。しかしながら、法律家がこのように述べると批判があるかもしれませんが、既に生じてしまったいじめ問題について、おとなが「どこに責任の所在があるのか」「誰が責任をとるのか」という点に躍起になっていじめ防対法を利用することで、子どもの声が置き去りにになってしまうことがないか、気になっているところです。

4. 「子どもの権利」という視点でみたいじめ防止対策推進法の課題

いじめ防対法が有効に機能していない原因の分析的な検討は他の方に委ねるとして、私が思うに、同法は、必ずしも「子どもの権利」を中心に考えられていないことが大きな課題ではないでしょうか。実際の現場では、いかに「子どもの権利」を中心としていじめ防対法を運用するかが、学校関係者や保護者等のおとなに問われているように思われます。

すなわち、国連子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として中心に置き、命を守られ、成長できること（6条）のほか、子どもにとって最善の利益を考えること（3条）を実現するために、子どもが意見を表明して参加できること（12条）が重要とされています。このことは、こども基本法3条でも基本理念として明記されています。

確かに、子どもは発達上の特性から人権侵害を受けやすく、深刻ないじめからの被害を予防するために保護的な対応をせざるを得ない事情は理解できます。しかし、いじめ防対法は、学校に対していじめに対する措置や対応を求めるあまり、「子どもの権利」、とりわけ子どもの声をきくという視点がかかなり希薄化しているのではないかと感じずにはられません。

繰り返しになりますが、学校現場では、文科省や教育委員会からの指導もあり、特に重大事態といわれるいじめ対応にあたっては、ガイドラインに示されたチェックリストに記載された内容の確認遵守や、調査報告書の作成に多大な時間をとられたりしていることがしばしばあります。その中で、教員がその作業に慣れていないがゆえに、いじめの「事実認定」の手法や認識等の確認に時間がとられ、また保護者との間に齟齬が生じ、その対応に追われている事例も散見されます。時には、いじめとして重大化した際の負担を避けるために、発覚すれば直ちに関係する児童生徒を一堂に集めて謝罪させることで解決した、と安易に処理してしまう事例も目にします。なお、いじめの当事者である児童生徒の保護者においても、いじめの情報共有や学校への責任追及に力点を置きがちで、子どもの本当の思いを中心に対応を考えられていない場合も少なくありません。

私は、教員や保護者の対応それ自体を問題にしているのではなく、いじめ防対法が定める仕組みそのものの在り方に課題を感じています。言い換えれば、同法の手続を遵守する過程の中に、肝心の子どもが適切に保障されているように感じないのです。例えば、学校や教育委員会による調査報告書の作成等が目的化することで、人間関係の背後にある複雑な事情や子どもの思いをきくことに十分な時間をかけることができず、結果として子どもが安心して通学できる環境を実現できずにいるケースがあることが強く懸念されます。

いくら予防に力を入れても、いじめ問題は完全には消滅しません。したがって、事後対応にある程度注力せざるを得ない状況も理解できます。ただ、いうまでもなく、子どもは、その年代において、関係性の中で成長し、意見を表すことができる主体的な存在です。あくまで子どもを保護の対象としてだけではなく、権利の主体としてとらえた仕組みづくりが大切ではないでしょうか。学校現場におけるいじめ防対法の運用にあたっては、「子どもに」から「子どもと」への転換が必要だと思われまます。まずは、当事者である子どもがどうしたいと思っているのかを、いじめ対応の中で今以上に尊重したいところです。子どもの声は決して発言だけではなく、態度や表情によっても表現されます。これらを重視して主体的な解決をバックアップする対応が求められ、またそれで足りるケースが学校現場では多く存在するはずで、そのような事案では、教育委員会や学校は、報告書作成や保護者対応よりも、もっとやるべきことがあるはずで、

5. 最後に

「子どもの権利」が中心になっていないのではないかと私が考える背景には、教員の多忙な状況、そして教員の働き方改革が遅々として進まない現状があると思われまます。なるべく教員の業務をマニュアル化、チェックリスト化することによって定型化・効率化を図っているのかもしれませんが、このような子どもに関する施策が理由で、子どもが置き去りになることはあってはなりません。少なくともいじめ防対法の運用において、子どもの声を大切に必要性を、もっと周知啓発していく必要があると思うのです。

オンブズパーソンとして個別事例に接していると、「子どもを権利の主体として位置づけて子どもの声をきくこと」が問題解決に繋がる、ということの良さを常に感じていますし、そのような方向性で対応を検討している保護者や、教員等の学校関係者が少なくないことに勇気づけられています。

これからも、子どもの権利に着目しつつ、あらゆる子ども施策へのモニタリングを進める中で、常に意識し続けている「おとなのよかれが、子どもにとってもっともいいこととは限らない」という精神を堅持したいと思つています。

2026（令和8）年3月

川西市子どもの人権オンブズパーソン

代表オンブズパーソン わたなべ
渡邊 とおる
徹

目次

はじめに	代表オンブズパーソン 渡邊 徹
I 部活動の社会移行について 6	
第1 国・川西市の動きとオンブズパーソンの活動	代表オンブズパーソン 渡邊 徹
第2 子どもの声から考える部活動の社会移行	オンブズパーソン 長瀬 正子
II インタビュー報告35	
インタビューをふりかえって	オンブズパーソン 浜田 進士
III 子どもの人権オンブズパーソン制度について44	
子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨	
オンブズパーソンの制度運営について	
個別救済・制度改善までの主な流れ	
川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ	
IV オンブズパーソンの相談・調整活動 50	
2025 年次の相談状況	
相談者の内訳	
相談内容	
人と人をつなぐ「調整活動」	
相談・調整活動の実際	
相談員コラム	
V オンブズパーソンの調査活動68	
2025 年次の調査状況	
2025 年次に扱った調査案件のあらまし	
VI オンブズパーソンの広報・啓発活動 80	
子どもへの広報・啓発	
おとなへの広報・啓発	
制度・活動に関する問い合わせや取材・視察・交流	
VII オンブズパーソンの会議と情報公開 95	
「オンブズパーソン会議」の開催状況	
個々の案件に関する「研究協議」の開催状況	
研修会（内部）の開催	
情報公開の対応	
VIII オンブズパーソンからのメッセージ 99	
子どもの自殺への対策を社会全体で取り組む	オンブズパーソン 浜田 進士
参 考 103	
川西市子どもの人権オンブズパーソン条例	
2025 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿	

I 部活動の社会移行について

第1 国・川西市の動きとオンブズパーソンの活動

代表オンブズパーソン 渡邊 徹

1. はじめに

2025（令和7）年12月当時、スポーツ庁の「部活動改革ポータルサイト」には、以下のよう
な記載がありました。

「これから、だんだんと、休日の部活動は学校単位ではなく、地域クラブ活動として地域
で実施するようになります。子供たちのスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわた
って確保していくため、「地域の子供は、学校を含めた地域で育てる」という考えの下、既存
の枠組みから抜け出して、新しい当たり前を作っていきますか。¹」

私たち川西市子ども的人権オンブズパーソンは、川西市における部活動の社会移行につい
て、子どもの権利（最善の利益）という視点で検討とモニタリングを続けてきました。

本稿では、その背景にある国の施策、すなわち「部活動の地域移行（地域展開等）」、という
ものが一体どのように進められてきたのか、川西市における部活動の社会移行はどのよう
なものか、子ども的人権オンブズパーソンはどのように活動してきたか、についてそれぞれ言
及していきます。その上で、部活動の社会移行という大きな動きの中で、川西市の子どもた
ちがどのように感じ、どのように過ごしてきたかについて、少数ではありますが、市内の中
学生からの聞き取りをもとにした長瀬オンブズパーソンの論稿（第2）につなげてまとめて
いきたいと思えます。

2. 国による部活動改革の動き

（1）初期の動き（2018（平成30）年～2022（令和4）年）

よく知られているように、部活動改革の発端は、教員の長時間労働が恒常化している現状
を是正するための「教員の働き方改革」にありました。

2018（平成30）年に策定された文科省「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライ
ン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」のいずれにも、以下のよう
な記載があります。

¹ なお、2026（令和8）年2月現在では、次のように変更されています。「文部科学省では、公立中学校等を主
な対象として、部活動の地域展開等の取組を推進しています。／急激な少子化の進展や学校における働き方改
革の必要性が高まる中、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ機会を確保・充実す
るためには、地域の実情等に応じて、地域資源を最大限活用しながら、生徒のニーズに応じた多様で豊かな活
動を実現することが重要です。／部活動の地域展開等は、地域の様々な関係者が連携・協働し、子供たちにと
ってより良いスポーツ・文化芸術環境を未来へ繋ぐ取組であり、この改革を成功させることは我々大人の重要
な責務であると考えています。／部活動が直面する危機を、スポーツ・文化芸術環境を進化させる好機に変え
るため、皆様の御協力をお願いします。」

都道府県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動／文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取り組みの徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

また、いずれのガイドラインも平日の活動時間について以下のように明記し、長時間の部活動を抑制するよう呼びかけられました。

1 日の活動時間は、長くとも平日では 2 時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は 3 時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

2019（平成 31）年 1 月の中央教育審議会「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（答申）では、①中学校における教師の長時間勤務の主な要因の一つである部活動について、部活動指導員²の配置を進めること、②将来的には、部活動を学校単位から地域単位の取り組みにし、学校以外が担うことも積極的に進めるべきこと、とされており、長年学校単位で実施されていた部活動を地域単位の取り組みにする方向性が示されました。それを受けて、2020（令和 2）年 9 月の文科省「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」では、スポーツ庁及び文化庁としても、2023（令和 5）年度以降、まずは休日の部活動の段階的な地域移行を図ることとしたのです。なお、2018（平成 30）年から 2019（平成 31）年にかけて、第 4 次安倍政権のいわゆるアベノミクスの一環として、民間企業等でも政府による「働き方改革」が強く推し進められていた時期に該当します。

その後、部活動の地域移行に関する検討会会議が開催され、2022（令和 4）年 6 月「運動部活動の地域移行に関する検討会提言」が、同年 8 月に「文化部活動の地域移行に関する検討会提言」が、それぞれスポーツ庁、文化庁へ示されました。運動部活動の提言によると、「休日の部活動から段階的に地域移行していくことを基本とし、改革集中期間（達成目標：令和 5 年度から 3 年後の令和 7 年度末）を設定。（合意形成や条件整備等のため更に時間を要する場合にも、地域の実情等に応じ可能な限り早期の実現を目指す）」というイメージがあったようです（文化部もほぼ同様の内容です）。

2022（令和 4）年 12 月、スポーツ庁と文化庁が共同で「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン³」を発出しました。これは、原則として公立中学校の生徒を主な対象とし、高等学校や私立学校は実情に応じて取り組むことが望ましいとしつつ、「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」や「Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「Ⅳ 大会等の在り方の見直し」について言及したものです。

このガイドラインでは、部活動の地域移行は、単なる教員の働き方改革のみならず、少子化の進展により、そもそも既存の部活動が場所や種類によっては存続の危機にあることも要因の一つであることが示されています。また、子どもの「望ましい成長を保障できるよう」

² 学校教育法施行規則第 78 条の 2 に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の中学部及び高等部については当該規定を準用。2017（平成 29）年 4 月 1 日施行）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

³ https://www.mext.go.jp/sports/content/20221227-spt_ori para-000026750_2.pdf

環境整備がなされることも重要な指摘です。ただ、子どもの権利や子どもの意見表明等に直接触れた記載はありません。なお、運用としては、2023（令和5）年度から2025（令和7）年度を「改革推進期間」と位置付けた上で、「休日の学校部活動の地域連携や地域移行の達成時期について、国としては一律に定めず、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すことを示していること。」とされました⁴。

（2）「地域移行」から「地域展開」へ

その後、文科省では、2024（令和6）年8月8日から「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」を全4回開催しました。検討事項は、地域クラブ活動への移行に係る課題の整理・解決策について、2026（令和8）年度以降の地域クラブ活動への支援方策等について、ガイドラインの見直しの論点整理について等です。

同年12月18日、中間とりまとめ⁵がなされ、「地域移行」という名称を「地域展開」に変更するほか、「改革実行期間」（前期：令和8～10年度⇒中間評価⇒後期：令和11～13年度）を設定し、学習指導要領の次期改訂時にあわせて、学校部活動と地域クラブ活動に関する記載の在り方を検討すること等が示されました。なお、同時期に、中学校学習指導要領の総則等が、教育課程外の学校教育活動である部活動について、教育課程との関連が図られるようにするとともに、持続可能な運営体制が整えられるようにすることが示される等、一部改訂されました。

2025（令和7）年5月16日、先の「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」が最終とりまとめ⁶を発出しました。概要⁷から、いくつか抜粋してご紹介します。まず、地域クラブ活動の在り方は以下のとおりです。

●地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、新たな価値を創出することが重要。

<新たな価値の例>

生徒のニーズに応じた多種多様な体験（1つの競技種目等に専念しないマルチスポーツや、スポーツと文化芸術の融合、レクリエーション的な活動等を含む）、生徒の個性・得意分野等の尊重、学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出、地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流、適切な指導者による良質な指導、学校段階にとらわれない継続的な活動（引退のない継続的な活動）及び地域クラブの指導者による一貫的な指導

●地域クラブ活動の具体的な実施形態や活動内容等は多様な形があり得る。地域の実情等にあった望ましい在り方を見出していくことが重要。

●民間のクラブチーム等との区別や質の担保等の観点から、国として、地域クラブ活動の定義・要件や認定方法等を示した上で、地方公共団体において認定を行う仕組みを構築していく必要。

このように、国は、既存の部活動の教育的意義を継承しつつも、その枠組みにとらわれない多様な地域クラブ活動をめざすとともに、地域クラブ活動の定義・要件等を示し、地方公共団体が認定を行う仕組みを構築すること等を掲げました。また、「今後の改革の方向性」についても言及されていますが、本稿では割愛します。というのは、後述のとおり、川西市で

⁴ 2022（令和4）年12月27日スポーツ庁、文化庁、文科省「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（通知）

⁵ https://www.mext.go.jp/sports/content/20241220-spt_ori para-000039374_0002.pdf

⁶ https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0202.pdf

⁷ https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0101.pdf

は既にこの段階で一定の方向性を示し、実行していたからです。他方で、最終とりまとめでは、各論（個別課題への対応等）として、以下の8点を挙げています。これらは、いずれも子どもの権利を保障するにあたって重要な視点です。

1. 地域クラブ活動を担う運営団体・実施主体の体制整備等
2. 指導者等の質の保障・量の確保
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段的確保
5. 大会やコンクールの運営の在り方
6. 生徒・保護者等の関係者の理解促進
7. 生徒の安全確保のための体制整備
8. 障害のある生徒の活動機会の確保

また同時に、「部活動の地域展開に当たっての取り組み事例集（個別課題への対応等）」⁸も公表し、各地における取り組みを紹介しています。

（3）最近の動き（2025（令和7）年、2026（令和8）年）

かかる実行会議の最終とりまとめを踏まえ、部活動の地域展開及び地域クラブ活動の推進等に関する今後の具体的な方策等を検討するため、2025（令和7）年6月から、スポーツ庁・文化庁では、「部活動の地域展開・地域クラブ活動の推進等に関する調査研究協力者会議」が開催されました。

その中で議論を踏まえ、「改革推進期間」を終え、2026（令和8）年度から新たに「改革実行期間」がスタートするに際し、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する国としての考え方を示すものとして、2025（令和7）年12月22日、文科省「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン⁹」が新たに策定されました。

このガイドラインでも多岐にわたった事項が定められましたが、先の各種課題は、以下の6つにまとめられ、それぞれ基本的な考え方や具体的な取り組み内容の例が示されました。なお、先の実行会議最終とりまとめで掲げられた8つの課題のうち、「生徒・保護者等の関係者の理解促進」は削除され、「大会・コンクールの在り方」は別項で大きく取り上げられました。

1. 運営団体・実施主体の整備等
2. 指導者の確保・育成
3. 活動場所の確保
4. 活動場所への移動手段的確保
5. 生徒の安全・安心の確保
6. 障害のある生徒の活動機会の確保

また、これまでの「地域展開」以外に「学校部活動において部活動指導員等の配置や合同部活動等を実施すること」を部活動の「地域連携」とし、これらをまとめて「地域展開等」と呼称することとなりました。その上で、休日の活動に関しては、改革実行期間内に、原則、全ての学校部活動において地域展開の実現をめざすとともに、地域クラブ活動で期待される新た

⁸ https://www.mext.go.jp/sports/content/20250516-spt_ori para-000042507_0303.pdf

⁹ https://www.mext.go.jp/sports/content/20251226-spt_ori para-000046627_00234.pdf

な価値を具体的に掲げる等がなされました。他方で、教師等の兼職兼業の積極的な許可をすすめたり、関係団体や大学、民間企業の協力を得ることや、人材バンクの設置、運用等が示されたりするなど、全ての地域クラブを教員以外で担うことが現実的ではなく、人材不足という課題も示されたように思います。

なお、川西市との関係で注目したいのが、地域クラブ活動の要件及び認定方法について定められたことです。すなわち、「市区町村等が自ら運営団体・実施主体となり、本ガイドラインに示す認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合（市区町村等が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合も含む。）には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなし、これも「認定地域クラブ活動」と呼ぶこととする。」とした上で、以下のような認定要件を示しました。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること② 適切な活動時間や休養日が設定されていること③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること④ 適切な指導の実施体制が確保されていること⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること⑥ 適切な運営体制が確保されていること⑦ 学校等との連携が適切に行われていること |
|---|

川西市は、既に地域クラブが始動していますので、今後、これらの要件をどのようにとらえ直していくのか、注目すべき点の一つだと考えます。また、国において地域クラブの創設・運営等に係るガイドブックが作成される予定のようですので、その枠組みも注目したいところです。

3. 川西市における部活動の社会移行の動き

(1) 川西市における今日までの動きの概要

川西市では、国による部活動の地域展開等に対して、「部活動に代わる活動を支援していただけの団体の方々は、地域で文化・スポーツ活動をされている方々に限ったわけではなく、NPO 団体や民間事業者など多岐にわたると想定されるため」（後掲質疑応答集）、部活動の「社会移行」と呼称しています。以下では、川西市のホームページで確認できることを中心に、川西市における部活動の社会移行の流れを見ていきたいと思います。

川西市の大きな特徴は、2026（令和8）年の3月末までに、7つある公立中学校の部活動は全て終了し、同年4月から地域クラブの活動への完全移行をめざして取り組んでいる点です。これは、国が「令和8年度から令和13年度までの6年間を新たに「改革実行期間」と位置付け、部活動の地域展開等の全国的な実施を推進」（令和7年ガイドライン）としていることから、かなり早い地域展開の完全実施といえます。この背景には、他の自治体と同様、児童・生徒数の減少とそれに伴う教員の減少、さらには現行の部活動における急激な部員数の減少もあるようです。

川西市では、2023（令和5）年度において、5月に市内中学1年生から中学3年生を対象にアンケート調査をしたり、同年10月から11月にかけて2026（令和8）年度からの部活動

の社会移行に向けた児童生徒アンケート（小学4年生から中学2年生）を実施したりしています。また、同年12月には保護者説明会（小学校向け7回、中学校向け7回）を開催した上で、翌2024（令和6）年2月2日、「部活動の社会移行における説明会の質疑応答集」を公表し、3月には、第1回の地域クラブの公募・面談を実施しています。これらは、先にみた2022（令和4）年12月のガイドライン発出後に出された国の通知で、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現をめざすという流れを受けて、いち早く着手したものとと言えます。

同時に、2022（令和4）年3月には「川西市における地域クラブの在り方に関する方針」が公表されましたが、適宜改訂をしながら今日に至っているようです（最終改訂は2025（令和7）年8月¹⁰）。

2024（令和6）年度に入り、5月には地域クラブの活動が開始（体験等を含む）される一方、市長や教育長による、6月や9月の議会（定例会）での説明が繰り返されました。国に先んじて実施することで、拙速ではないかという批判が見られたようです。7月には第2回、翌年1月には第3回の地域クラブ募集がなされ、10月には保護者向け説明会が7回にわたってなされました。2025（令和7）年3月には、地域クラブのポータルサイトが開設されました。

教員から仄聞するところによると、やや未確定部分を含んだまま走り出した感のある川西市の部活動の社会移行ですが、2025（令和7）年度には、少しずつ整備されてきているように思われます。4月には「春の地域クラブ合同体験会」（中1～中3が対象）が、11月には「秋の地域クラブ合同体験会」（小5、小6が対象）が開催されました。また、私たちが後述のとおり要望してきた点に関し、4月に出された「川西市における部活動の社会移行」説明資料では、子どもの権利につき指導者講習会の内容になっているようです。

さらに、8月には、中学生にとって望ましいスポーツ・文化活動の環境を構築し、地域クラブの活動が円滑に推進されるため、各種団体の代表者、地域クラブ担当者、中学校関係者、当事者である中学生などを中心に構成された「川西市地域クラブ活動推進協議会」が開催されるようになりました。また、同月には、「小学校高学年向け」と「中学生・保護者向け」の「部活動社会移行ガイド」という紹介リーフレットを作成しています。さらに、地域クラブを運営する団体、地域クラブの指導者、活動の見守りをしていただける方を、「人材バンク」として登録の募集をしている状況です。

（2）川西市の地域クラブの在り方に関する基本方針等

紙面の都合上、川西市の基本方針等を細かく紹介することはできませんが、以下の項目から構成され、先述のとおり適宜改訂されており、同市の地域クラブ運営の規範となっています。

- | |
|--|
| 1. 地域クラブの基本的な考え方／2. 地域クラブにおける活動方針の策定／3. 地域クラブにおける活動計画の作成／4. 地域クラブにおける効果的な指導／5. 地域クラブにおける活動の指導・是正／6. 地域クラブにおける適正なスタッフ等の配置／7. 地域クラブにおける教師等、学校関係者の兼職兼業／8. 地域クラブにおける事故防止、及び健康管理／9. 休養日、及び活動時間／10. 体罰・暴言・ハラスメントの根絶／11. 地域クラブに参加するための移動方法等／12. 中学校施設の利用／13. 中学校体育連盟主催大会への参加や吹奏楽連盟主催のコンクールへの参加／14. 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減／15. 保険の加入／16. 個人情報の取扱／17. 川西市 |
|--|

¹⁰ https://www.city.kawanishi.hvogo.jp/res/projects/default_project/page/001/022/833/hoshinkaitei2.pdf

この点、基本方針によると、川西市の部活動の社会移行がめざす3つの基本姿勢は以下のとおりです。

- ① 子どもたちが主体的に選択し、一人一人に応じた多様な方法で参加できる
- ② 子どもたちがより専門的で安全な活動を体験することができる
- ③ 中学生としてだけでなく、生涯スポーツ・生涯学習の一環として、持続可能な体験ができる

なお、川西市では、先述のとおり、国が地域クラブの認定要件を発出する前から地域クラブを募集していますが、その応募要件は以下のとおりです。

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

1. 川西市立中学校に在籍している生徒が参加していること。
2. 川西市における地域クラブの在り方に関する方針に基づいた活動を実施する団体であること。
3. 市主催の研修を必ず受講する団体であること。
4. 参加する子どもたちの健康面に配慮し、活動中や移動中の安全について確保するとともに、トラブルや事故の未然防止に努める団体であること。
5. 事業者の責任者は18才以上とする（ただし、高校生は除く）。
6. 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条1号から3号までのいずれにも該当しない者であること。
7. 子どもたちへ政治・宗教に関する活動をしないうこと。
8. 個人情報の保護に関する法律を遵守する他、活動によって知り得た情報を漏洩せず適正に取り扱うこと。（参加する市内中学生の名前・学校名・学年を、連携の観点から教育委員会や中学校に情報提供することを、参加者・保護者から同意を得ること。）

4. 川西市の部活動の社会移行とオンブズパーソンの活動

（1）活動の方向性

私たちは、「川西市の部活動の社会移行」で子どもの権利が侵害されることがないように、国や他の自治体の状況も調べながら、国連子どもの権利条約の理念に則った議論を続けてきました。その出発点として、そもそも従来の部活動が、子どもの権利をどのように保障していたのか（あるいは保障していなかったのか）、実態の検証が必要でした。私たちが子ども時代に経験した部活動とは、既に現状の様相も大きく異なっており、「そもそも放課後の風景が昔と違うかもしれない」と考えつつ、私たちが持つ固有の「部活動観」を改めて見直すところから始める必要がありました。

また、部活動をめぐる議論は、その教育としての意義や教育指導要領上の位置付等歴史もある上、論点も多岐にわたるため、制度の是非論に深入りするのではなく、あくまで子どもの権利を中心に考えることとし、まずは当面、以下の5つの点を検討の視点とすることとしました。

①地域クラブと子どもの自宅との距離の問題

～校区外での地域クラブにつき、距離的な理由で断念する子どもへの手当

②地域クラブにかかる費用の問題

～活動費用の負担を賄えない家庭の子どもへの手当

③地域クラブの種類の問題

～意見表明権の具現化として、可能な限り子どものやりたい活動ができるか

④市による監視監督システムの問題

～市が地域クラブを監視監督できる仕組みが構築されているか

⑤地域クラブの運営の問題

～地域クラブが子どもの自主的な運用を中心とされているか

これらのうち、①ないし③は主として子どもの権利条約 31 条（休み、遊ぶ権利）について、③及び⑤は主として同条約 12 条（意見を表す権利）について、④及び⑤は主として同条約 3 条（子どもにもっともよいことを）について、各々関連していると考えています。また、いずれも 28 条、29 条（教育を受ける権利等）にも関連しています。

（２）活動の実際

2024（令和 6）年 12 月、私たちは、市教育委員会に面談を申入れ、上記 5 つの観点に関するいくつかの質問事項について協議を求めるとともに、即答が難しい事項への回答を依頼しました。

その上で、この面談の中でさらに重要だと思った事項に関し、2025（令和 7）年 1 月 31 日、市教育委員会に対し、以下の内容の申入れをしました。

第 1 申入書の趣旨

- 1 「川西市における部活動の社会移行に関する地域クラブ募集要領」第 4 項「事業者の応募資格」「(3) 市主催の研修を必ず受講する団体であること。」に記載の研修に関して、国連子どもの権利条約及びこども基本法に則った「子どもの権利」に関する研修（人権学習）を追加して実施されたい。
- 2 市教育委員会において、コンプライアンス委員会（あるいはそれに代わる機関）及び子どもの権利に関する通報制度の設置を検討されたい。また、部活動における子どもの人権侵害について個別救済が図れるよう、地域クラブ及び参加者に対して、オンブズパーソン制度の周知を徹底されたい。

その上で、同年 2 月 7 日、改めて市教育委員会と面談し、申入れへの対応を要請しました。協議中や対応未定のもの少なくなく、市教育委員会（以下、「市教委」といいます）からは明確に対応するとの返事はもらえませんでした。大きな変革期に、市教委としても数少ない人員で懸命に対応している様子でした。

この間、社会移行に伴うある中学校の部活動の廃止に関する継続的な個別相談もあり、その対応を進める一方で、私たちは、やはり今を生きる子どもの声を活動の起点に置くべきだという思いを強くし、部活動に関する声を集める方向で対応することとしました。

具体的には、同年 5 月 2 日、川西市の X（エックス）やインスタで、中学生への以下の呼びかけを開始しました。

「部活動について教えてください」

川西市立の中学校では部活動の社会移行が始まっています。中学生のみなさんがどのような思いでいるのか、活動時間や移動の問題等、不安や困っていること、言いたいことがあればオンブズに教えてもらえませんか？一緒に考えていきたいと思えます。

連絡先はこちら↓

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm_onbs/1001665.html

川西市子どもの人権オンブズパーソン



ところが、思ったような反応は得られませんでした。この間も部活動に関する個別相談への対応は、適宜実施していたものの、以上の広報活動から得られる声はなく、部活動が廃止

されることについて、また地域クラブの新たな運営について、子どもたちがどういった思いをもっているのか、個別事案以外では計り知ることが難しい状況が続いたのです。

(3) 地域クラブへの移行に関するデータベースの作成

そこで、私たちは、来たるべき相談や個別救済の事案に向けて、まず基礎的な状況を把握しておこうと考えました。また、部活動が廃止され地域クラブに移行するという大きな変化の時代に何が起きていて、子どもたちが何を感じ、何を考えていたのか、ということを中心に記録化し、子どもをとりまく今後の変化に際して検討材料にする必要もあるとも考えました。

以上から、私たちは、相談員を中心に、川西市のHPや川西市地域クラブポータルサイト、各地域クラブのHP等から把握できる情報をもとに、現状の部活動から地域クラブへの移行状況や種類等を、7つの中学校区ごとにデータベース化する作業をしました。

すなわち、各中学校区ごとに、現状の部活動と、対応する地域クラブ（つまり、受け皿となる地域クラブ）、各中学校区に新たな種目として設置される地域クラブを把握し、表を作成しました。また、地域クラブ一覧表を作成し、活動場所や運営主体（民間地域団体、市内在勤教職員等）、費用（入会金、月謝等）、活動日数（月2回から週5日まで）や活動時間、対象児童生徒（小学生や高校生も加入しているクラブもあります）等を調査して一覧にしました。さらに市教委から提供いただいた資料によって各中学校の入部率を加味して、その特徴等を検討することができました。表I-1は、全中学校の表をまとめてひとつにしたものです。

図 I-1 川西市内中学校における部活動から地域クラブへの移行状況と種類

川西市内全中学校	部活動として活動していた中学校区の数	地域クラブがある中学校区の数	新設 地域クラブ (数)			
			10 硬式テニス	4	1Z その他スポーツ	
1A 軟式野球	7	4	1P 空手	5	ダブルダッチ	1
1B サッカー	6	5	1Q 少林寺拳法	4	社会スポーツ	1
1C 陸上競技	7	4	1R 弓道	1	レスリング	1
1D 柔道	1	2	1S バドミントン	1		
1E 剣道	5	3	1T ゴルフ	1		
1F 男子バレー	2	4	1U ハンドボール	1		
1G 女子バレー	7	6	1V ラグビー	1		
1H 男子バスケ	5	6	1W ダンス	12		
1I 女子バスケ	6	5				
1J 男子卓球	7	3				
1K 女子卓球	5	3				
1L 男子ソフトテニス	6	4				
1M 女子ソフトテニス	7	4				
1N 水泳	1	2				
2A 吹奏楽	7	6	2F 書道	5	2Z その他文化活動	
2B 美術	7	2	2G 外国語	2	ファッション・ネイル	1
2C 総合文化	2	0	2H 料理	2	マナー	1
2D コーラス	1	1	2I 陶芸	1	ウクレレ	1
2E 囲碁・将棋	1	1	2J 茶道	4	ボランティア	1
2026.2.6 現在			2K 文芸	1		
1. 部活動として活動していた種類の数		19	2L パソコン	4		
2. 1のうち、地域移行先の有/無		18 1	2M 手芸	1		
3. 部活動にあった種目の地域クラブの合計		51	2N 演劇	2		
4. 新しい種目の地域クラブの合計		60	2O 軽音楽	1		
5. 地域クラブの合計数		111				

これによって、地理的に南北に長い特徴のある川西市において、各中学校に通う生徒が、どのような地域クラブへの参加の選択肢をもち、どのような活動ができなくなり、どのように移動して活動していくことになるのかを想像できるようになりました。また、在籍人数の規模や部活動参加者数の違いを踏まえてもなお、各中学校によって地域クラブの増減や種類、特徴がずいぶん異なっていることが改めて浮き彫りになりました。例えば、大半の部活動に受け皿となる地域クラブがある中学校から、受け皿は殆どないが新たな種目の地域クラブが豊富にある中学校まで、あるいは地域クラブを教職員が中心となって運営している中学校から、民間地域団体が主となっている中学校まで状況は大きく異なっています。さらに、これらのデータベースを今後も更新し続けることによって、地域クラブの動態をとらえながら、個別の相談によりの確に対応できるようになるはずだと考えた次第です。

これらを検討する中で、私たちは、地域クラブによる受け皿がない部活動で活動している生徒や既に地域クラブで活動している生徒が、どのような思いをもっているのか聴き取りをしていきたいと考えるに至りました。全体的な質問票調査で統計をとるのではなく、なるべく中学校へ出向いて直接声を集める活動です。これらについて記載したのが後の長瀬オンブズによる論考（第2）になります。

第2 子どもの声から考える部活動の社会移行

オンブズパーソン ながせ まさこ
長瀬 正子

1. はじめに

学校内で放課後に当たり前のように行われていた部活動がなくなる——そのような変化は、大小の差こそあれ、子どもにとって影響があるのではないのでしょうか。私たちは、子どもたちにとって大きな変化だと捉え行動を起こしました。渡邊オンブズの論考（第1）にあったように、部活動の社会移行の背景には、子ども側の意向や利益にもとづいて進められた改革というよりも、教員の働き方改革というおとな側の事情による、おとな主導の動きが基本にあります。2023年4月にこども基本法が施行されたとはいえ、社会全体が子どもの声をきくことや、子どもの利益の実現を志向して動いているとは、必ずしも言い切れない現状にあると考えます。そうした社会状況における改革、社会の流れにおいては、どうしても子どもの利益が後回しにされたり、見落とされたりします。



私たちオンブズパーソンは、部活動の社会移行という、大きな流れそのものを変えることはできないにしても、今、何が起きているのか、子どもたちの側からはどんなふうか今の状況が見えているのかを、まずは子どもに教えてもらうところから始めたいと思いました。部活動の社会移行という大きな節目を生きている子どもが、この過程をどのように経験しているのか、何を感じ、考えているのかを直接にききたい、と考えたのです。

渡邊オンブズの論考（第1）にあったように、川西市教育委員会（以下、市教委）は、2023年度に部活動の社会移行について子どもたちにアンケートを実施しています。このアンケートは、公表されている内容に限ってみると、子どもたちが文化・スポーツ活動に対してどのような期待と志向性をもっているのか、具体的な活動時間のニーズについて尋ねたもののようです。ただ、アンケートという方法では、大勢の子どもたちの断面としての統計的な現状やニーズは把握できるものの、子どもたちが回答に至った理由やその背景にある経験や思い、日々の生活のなかでの感じ方や考え方が、どのように関係し合い、回答に結びついているのかを十分に捉えることが難しいという限界があります。

そこで私たちは、子どもへのインタビューという方法を用いて、部活動の社会移行という大きな変化のなかで、子どもたちがこの過程をどのように経験し、何を感じ、何を考えているのかを、子ども自身の言葉で語ってもらうことを重視しました。子ども一人ひとりの経験や思いに耳を傾けることで、部活動の社会移行が子どもたちの生活や学びにどのような影響を与えているのかを、より立体的に捉えることができると考えたからです。そして、子どもたちから見えている風景を記録に残すことで、子どもたちの声から、今後に向

けて私たちに何ができるのかを検討できたと思います。なお、本稿では、2025年度の中学2年生の経験と思いを中心に述べています。なぜなら、中学2年生は、中学入学時には部活動が存在していたものの、中学校生活の途中で部活動が終了する、あるいは地域クラブへと移行し、次年度の引退時には部活動がなくなることを経験する唯一の学年だからです。

私たちが実施したインタビューは、市内の中学生の総数を踏まえると、ほんのわずかに過ぎず、これらの声が子どもたちの状況のすべてを代弁しているとは言えません。ただ、この取り組みをとおして、部活動の社会移行を経験している子どもたちの「今」に還元できることを考えるとともに、今後に向けて、私たちが何を行うべきかを考える際の中心になるのではないかと考えました。

なお、この場を借りて、改めてインタビューに協力してくれた学校関係者及び生徒たちに心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

2. 調査の方法

調査は、次のような過程を経て実施しました。オンブズパーソンは、毎年1回、川西市の小中学校の校長会において、懇談やオンブズパーソンの相談件数の報告等をしており、今年次は8月5日に実施しました。校長会では、各中学校校長に対し、オンブズパーソンとして、部活動の社会移行について関心をもっていること、子どもの声をきくために協力をお願いしたい旨をお伝えしました。

実際の調査は、9月12日より開始しました。川西市内の各中学校に対し個別に連絡をし、インタビュー依頼書（p.34「資料1」参照）をもとに調査の趣旨を説明し、協力が得られた中学校で実施しました。

最初から明確な計画に沿って進めたというよりも、「子どもの声をききたい」という目的のもと、まず協力が得られた中学校を起点に、試行的に取り組みを進めました。その結果、市内7つの中学校のうち、6校から協力を得ることができました（表I-2）。対象となる子どもは、各学校に本調査の趣旨をお伝えしたうえで、学校のほうで選定してもらいました。なお、E中学校およびF中学校でのインタビューは2026年1月以降に実施しており、本来は2026年次の活動にあたりますが、本調査の一環として含めることとしています。

表I-2 インタビュー調査の概要

日時	場所	対象者	対象者の所属する部活および地域クラブの種類
9月12日	A中学校	2年男子5名、2年女子2名	3
11月5日	B中学校	2年女子4名、1年女子1名	2
11月7日	C中学校	2年男子3名、2年女子4名	3
12月19日	D中学校	2年男子4名、2年女子3名	3
1月16日	E中学校	2年男子6名	3
1月23日	F中学校	2年男子3名、2年女子4名、1年女子4名	3

インタビューに協力してくれたのは、2年生男子21名、2年生女子17名、1年生女子5名の合計43名でした。

対象となる17の部活のうち、文化系部活および地域クラブは2、運動系部活および地域クラブは15でした。インタビューに協力してくれた時点での子どもたちの部活動および地域クラブの活動状況は様々でした。通学する中学校内を活動場所とする地域クラブへの移行が決定しており部活動と並行して活動しているケース、既に部活動は終了し地域クラブのみの活動となっているケース、移行先の地域クラブが見つかりつつある状況にあったケース、今年度で部活動が終了するが移行先が見つからないケース、通学する中学校内を活動場所とする地域クラブがないため他中学校を活動場所とする地域クラブに参加しているケース等の状況がありました。

インタビューは、オンブズパーソンと相談員がペアとなって2名で行う場合、またはオンブズパーソン1名で行う場合があります、いずれも1つの部活動を対象に30分から60分程度の時間で実施しました。インタビューにあたっては、インタビュー依頼書(資料1)をもとに、子どもたちに調査の趣旨を説明し、同意を得たうえで記録のための録音を行いました。質問は、基本的にはインタビュー依頼書にもとづいて質問を行いましたが、子どもたちの語りに応じて追加の質問を行うなど、子どもの視点から見える部活動の社会移行の過程や、そのときどきの感情を丁寧にきかせてもらうことを大切にしました。

3. 調査の結果

以下では、インタビュー調査を通して見えてきた子どもたちの経験や思いを報告し、部活動の社会移行、その後の地域クラブでの活動に向けて、どのような点が大切になるのかについて考えていきます。なお、本文中の「」は、インタビューで語られた子どもたち自身の言葉を示しています。

(1) 入部動機 子どもが部活動に期待するもの

子どもたちが部活動に入部した動機は、多岐にわたっていました。

まず最初に、部活動の種目、例えばバスケットボール部であればバスケットボールに出会うきっかけは、次のようなものでした。身近な家族やきょうだいに取り組んでいたこと、スポーツ系の活動を小学生から始めていたこと、漫画を読んで憧れをもったこと、小学校の授業が楽しかったこと、担任のすすめがあったことなどが挙げられました。これらのきっかけは、子どもが所属するコミュニティのなかで生まれており、家族やきょうだいといった身近な人からの影響から、学校の授業や担任のすすめといった偶然の出会いまで様々です。また、人気のある漫画の影響や、友達と一緒に部活動に入部しようとした子どももいました。

小学生から続けてきた活動を選んだ子どもたちは、その活動をしているときに、自分が「楽しい」「おもしろい」「好き」と感じていることを自覚していました。そして、その気持ちを大切にしながら、続けてやってみたい、さらに上手になりたいという思いをもっていました。

こうした身近なコミュニティから必然的な形で、あるいは自然な流れで活動を決めた子どもたちがいる一方で、より偶発的な出来事によって入部を決めた子どもたちもいました。具

体的には、学校内で設けられた仮入部の期間を通して入部を決めた子どもたちです。ここでは、「雰囲気が好きで、楽しそうやな」といった言葉に象徴されるように、先輩との出会いを通して、部活動の雰囲気の良さや楽しそうな様子に大きな影響を受けていることがうかがえました。「(現在の) 高校1年生の人達が明るくて。明るいのと、先輩感があって。〇〇(部活動の活動)も上手やったんで、かっこいいな一って思って」といった語りからは、先輩たちに対して「キラキラしているように見えた」、「優しく教えてくれた」といった、憧れの気持ちをもっていったことが語られていました。

また、友達の影響も非常に大きな影響がありました。「友達が入るって言ったんで、一緒に入ろっかなって思って入りました」「中学生でも頑張ってるやろうってその友達と約束して」といったように、友達の誘いがきっかけとなったり、「友達を増やそうかなと思って」といったように友達をつくろうと思って入部したことが語られました。

それ以外にも、自身の性格から、「運動がそんなに好きじゃないから文化部かな一と思って探した」「運動部入りたかったから、運動するのは〇〇(スポーツ名)かな」といった具合に、今ある選択肢のなかから自分に合ったものを選んでいく子どももいました。一方で、入部を積極的に決めた子どもばかりではありませんでした。親に言われて部活動に入ることにし、そのなかで自分に合うと考える種目を選択した子どもや、負担がかからない方がよいと考えて「大変じゃないところ」を選んだ子どももいました。

ここまで述べてきたような経緯を経て、子どもたちは、部活動に入部していました。その際の気持ちは「とりあえずやってみよう」といったものから、「チームプレーがしたい」「新しいことに挑戦したい」といった、はっきりとした目的意識を持ったものまで幅広く見られました。

(2) 部活動での楽しさ・学び・苦労

1) 楽しさ

部活動について、子どもたちが「楽しい」と答えてくれた内容は、大きく四つに分けることができました。一つ目は達成感や成功体験、二つ目は先輩や友達と仲良くなれること、三つ目は好きなことや夢中になれることを見つけられること、四つ目は自由に過ごせることでした。

一つ目の達成感や成功体験として語られたのは、試合で勝った時、技術の向上や自身の成長を感じた時、レギュラーになった時、ほめられた時でした。なかでも、最も多くの子どもが挙げていたのは、自身の成長を実感できた時でした。例えば、「たまに伸び悩むときとかあるけど。伸び悩む時間、時期が長かったら、その次更新したときとかの喜びがいつも以上になって」といった苦労を重ねたからこそ得られる喜びの気持ちや、「初心者でやってきて、全部初めてなのに、こんなに人って上達するんやなって」といった自分自身の大きな成長を実感する思いが語られていました。ほかにも「団結力が上がっていくのが感じられて楽しかった」のように、チームとしての成長を感じた時もあげられていました。

二つ目として挙げられていたのは、部活動を通して、友達や先輩と一緒に過ごしたり、プレーをしたりする時間を重ねるなかで、仲良くなることができた点でした。入部動機として

も、先輩への憧れが語られていましたが、実際には、練習や移動の時間を通して、普段の学校生活では関わる事がなかった人との出会いや、コミュニケーションの楽しさが語られていました。こうした関係は、部活動という共通の活動があったからこそ築かれたものであり、「部活を通して仲良くなったりもして、それで仲良くなって、練習とか試合もみんなで楽しんでできた。すごい楽しかった」といった語りが聞かれました。特に、先輩や後輩といった年齢の異なる人たちとの出会いや刺激は多く語られました。「部活ってやっぱり先輩と後輩がいて、1つ上の今3年生の先輩と、個別でつながれてゲームしたりとか。...同級生だけじゃなくて、年齢が違う人とどう関わっていくのかなってというのはすごい勉強になった」といった語りがありました。部活動が、学校に来る大きな原動力になっている子どももいました。ある子どもは、学校に来るモチベーションの「7割ぐらい」を部活動が占めていると話し、部活動のことを「めちゃくちゃ楽しい」と表現していました。

三つ目は、好きなことや夢中になれることを見つけられたことに関するものでした。「むっちゃ楽しいなって感じて」「小学校の時とかは、全力で取り組むこととかなかったけど、〇〇部に入ったら、全力で取り組んで、最後まで選手でいきたいな」といった言葉にあるように、子どもたちは、部活動に好きなものや夢中になれるものを見つけることができたと言っていました。

四つ目は、学校のなかで感じる自由さについてでした。部活動の時間がどのような時間かを尋ねたところ、「ちょっと特別で自由」「色々好きなことができる時間」といった答えがありました。部活動は、学校のなかで、好きなものを自由に深め、楽しむことができる時間であることが伝わってきました。また、「楽しいのは、友達と放課後、みんなで（練習の）メニュー決めたりできるのが楽しくて」「メニューは基本、選手が考えるんですよ。ひとりひとり違う練習メニューで、自分ができないところも練習する相手に提案して、何分交代でやっていこうみたいな感じで。それができなかつたり、やり方が分からない時に顧問の先生が教えてくれたりして」といったように、練習に関して子どもたちの自主性が尊重されている点をあげていました。

2) 学び

部活動を通して学びとなったことは、「挨拶・礼儀作法が身に付いた」「他者と協力することを学んだ」「集中力がついた」「他者の指示をきいて自身に取り入れる力がついた」「リーダーシップ」「生活を整える力」といったものが挙げられました。

最も多くの子どもが答えたのは、「挨拶・礼儀作法が身に付いた」という点でした。これについては、「あいさつが、むっちゃ上手くなった気がします」といった言葉や「相手の監督さんとか相手のチームに試合前に挨拶する礼儀」といった表現で語られていました。また、「他の人と試合の中だけじゃなくて、色んなところで協力しながらスポーツをする」や、「団体で協力して、何か1つのことを目指してやるってのはすごい学び」といった言葉からは、「他者と協力することを学んだ」という経験がうかがえました。さらに、活動をとおして身に付いたこととして、「集中力がもともとなかったんですけど、入ってからけっこう集中力が上がったり。勉強とかにも役立ったりして」といったように、集中力の向上を実感する声も聞かれました。

加えて、『ここをもうちょっとこうして』って言われたら、小学校の時はそういうことはなかったので、聞き逃してたけど、言われたことをしっかりきいて軌道修正っていうのを、...人から言われたことをしっかりきくって言う力がついたかな」といった語りからは、人からの指示を注意深く受け止め、自分の行動に活かす力を身につけている様子が伝わってきます。

インタビュー場面では、同席していた部員同士がうなずきあい、共感し合う姿も見られました。部長を経験した子どもは、その経験を「普通の授業では得られないもの」と表現し、「人の気持ちになるというか、人のことを考えて動かないと、その人のためにならない。自分のやりたいことだけやっても意味がない」と語っていました。また、活動の運営についても、「人数が多いから、練習メニューとか限られた時間と限られた場所で、効率よく練習をやるのが難しい」といった言葉がきかれ、役割を担うなかで試行錯誤しながら、「リーダーシップ」を身につけていく過程がありました。

また、「〇〇（スポーツ名）だけではなくて、日頃のところから、しっかり過ごしてきちんとした生活をしていくってところ。向き合い方も変わってきて、〇〇（スポーツ名）に繋がってくるってところ」といった言葉にあるように、生活を整え、物事に向き合う姿勢そのものも変化したことが語られていました。

3) 苦労

「部活動でのしんどいこと」を尋ねたところ、その多くは、前述した学びや楽しさと表裏の関係にある内容でした。なかでも最も多くきかれたのは、「自身の技術の伸び悩み」に関するもので、「自分が結構めっちゃくちゃ出来るって時と、出来ない時が結構波があるタイプで。出来ない時とかがしんどかったな」といった言葉で表現されていました。

そのほかには、「練習がきつい」「休みがあまりない」といった声がありました。部活動と地域クラブを並行して取り組んでいた子どもは、「何か本気でやりたいて地域クラブに入ったんで、その分、本気でやる人しかいないみたいな感じで、ハードな練習が増えてしんどかった」と語りました。この語りからは、地域クラブへの移行が決まっている部活動において、意欲のある子どもが集まることで、練習の負荷が高まっている状況がうかがえます。

また、「先輩が厳しかった」「怒られる」といった人間関係に関するものや、活動にかかわる準備や環境に関して「準備に時間がかかる」「環境が悪い（暑い）」といった点も、しんどさとして挙げられていました。さらに、移行期の現在だからこそきかれた声として、「部活だけの先輩に会えない」というものがありました。前述したように、部活動と地域クラブを並行して行う状況のなかで、地域クラブには加入せず、部活動のみを選択する子どももいます。そのため、部活動だけを選択した先輩とは活動時間が短く、なかなか会えず残念に感じている様子が語られていました。

(3) 地域クラブへの移行に関する説明とその受け止め

地域クラブへの移行について、誰が、どのように説明を行ったのか、またその説明を子どもたちがどのように受け止めたのかについては、様々な状況が見られました。

これらの状況には、所属する中学校を活動場所とする移行先（地域クラブ）の有無が大き

な影響を与えていました。中学校内に移行先がある場合は、部活動と地域クラブが並行して実施され、子どもたちは特段大きな変化を感じていませんでした。ただ、移行先があったとしても、参加が可能な地域クラブが複数あることから、現在の部活動のメンバーがそれぞれ別の地域クラブを選択することで、メンバーがばらばらになってしまうケースもありました。

一方、移行先がない場合には、2年生の間に現在の部活動は、活動が終了してしまうこととなります。

ここでは、こうした様々な状況のなかで、子どもたちがこれらの過程をどのように経験しているのかに着目します。

1) 地域クラブへの移行に関する説明

子どもたちが初めて部活動の社会移行について知ったのは、多くの子どもたちの記憶によると、1年生になった当初から夏休み前までの時期で全校集会のような形での説明を受けたというものでした。インタビューに応じた2年生は、それ以前の小学校在学中には、このような変更について聞いておらず、中学校に入学してから初めて状況を知ったと話していました。1年生は、小学校時点で説明を受けていると答えた子どももいましたが、覚えていない子どももいました。

学校単位で行われる子どもたちが初めてきく説明は、子どもたち全体に向けたものでした。ただ、子どもたちは、自分事として受け取っていなかったり、十分に自分自身の問題として理解できていなかったりすることがありました。

その後、子どもたちは、部活動ごとに地域クラブへの移行に関する説明を受けていました。その説明は、移行先があるかないかにかかわらず、丁寧になされた部活もあれば、なされなかった部活もあったようです。

以下では、所属する中学校内に移行先が決定していた部活動と現状において移行先がない状態にある部活動に分けて述べます。

①移行先が決定していた部活動

社会移行が決定していた部活動では、地域クラブが部活動と並行して行われるようになりました。子どもたちは、折に触れて説明を受けながら、地域クラブと部活動の違いや特徴について少しずつ理解を深め、自分なりに判断し、選択をしていく様子が見られました。地域クラブへの移行は、ある子どもが「どう違うの？って感じ」と話していたように、何がどう変わるのか、その変化を具体的に想像できないようでした。それでも、移行先がある子どもにとっては、実際の活動内容に大きく変化を感じないことから、説明が十分でなくとも、特に不具合を感じていない様子もうかがえました。一方で、丁寧な説明がなされていた部活では、「何回か日をおいて2回ぐらいしてくれて。それは、1回では分からなくて」と語る子どももいました。顧問が、子どもにとって一度で理解が難しい内容について、機会を分けて繰り返し説明していたことがうかがえます。また、保護者に対する説明会があったことを振り返る子どももいました。

地域クラブへの移行先が決定していた部活であっても、説明される機会があまりなかった場合、自分たちの活動が今後どのようになっていくのかを十分に想像できていない子どももいました。同じ活動ができる移行先の地域クラブが複数存在する場合には、子どもの居住地

や志向性によって、同じ部活動に所属していたメンバーが、それぞれ別の地域クラブを選択することもありました。こうした点について説明がなされていなかったため、子どものなかには、入部すれば最後まで同じチームメイトと一緒に活動できるものだと、思い込んでしまっていた場合もありました。

上記の社会移行が決定していた部活動では、入部した子どもも、部活動のみで活動するのか、地域クラブに加入して部活動と並行して活動するのかという二つの選択肢から、自分がどうしたいのかを決める必要がありました。この点については、「(4) 地域クラブで継続して活動する際の思いと判断基準」において説明します。

②移行先がなかった部活動

一方で、移行先が決定していなかった部活動では、子どもたちへの具体的な説明が1年生の終わりごろになるなど、移行先が決定していた部活動に比べて説明の時期が遅い場合もあったようです。部活動が2年生で終了することについて、教員が子どもたちに丁寧に説明していた部活動では、子ども自身が別の地域クラブを選択するのか、選択しないのかといった判断に必要な情報が子どもたちに伝えられていました。その結果、子どもたちは、それぞれに自分はどうしていきたいのかを考え、自分の方向性を定めている様子がありました。

また、なかには、説明が十分になされていない部活動もあったようです。同じ部活動に所属していても、ある子どもは部活動がなくなることを理解している一方で、十分に理解できていない子どももいました。ある部活は、最近まで移行先となる地域クラブが決まっていなかったのですが、急に移行先が見つかったとのことでした。

2) 地域クラブへの移行にともなう感情

地域クラブへの移行にともなう変化をどのように感じたのかについては、通学する中学校内を拠点とした移行先が決定していた部活動で活動する子どもからは、あまり語られることはありませんでした。「なくなる部活動があるんで、この学校にも。だから、あってよかったな〜って」といった語りや、「みんなついていけるかなってのと、楽しさがあって」といった、今後の活動に対する期待が語られる場合もありました。一方で、移行先がなかった部活動では、さまざまな思いが語られました。淡々と語る子どもたちもいれば、沈黙が生じたり、感情の高まりが強く感じられたりする場面もありました。

入部して以降2年生で部活動が終了することを理解した子どもは、その事態に驚き、「中学入る前は3年間ずっと部活あると思ってたので、聞いて衝撃でした。…ショックだし、3年間やって、まあ高校でももちろんやろうと思ってて。1年空いちゃうんで、ちょっと悲しい感じで、みんな顔を見合わせましたね」と語っていました。

また、部活動が「存続してほしい」という切実な思いが語られる場面がありました。具体的には、インタビューを引き受けた理由を尋ねた際に「部活の存続にワンチャン関係あるなら」と答えてくれた子どもや、部活動が中学校生活における大きなモチベーションになっていることを語ってくれた子どもがいました。また、移行先が近くにない子どもからは、「近くに地域クラブがあればいいな」という言葉もきかれたり、移行する地域クラブがあったらよかったか?という問いかけに対して「めちゃくちゃあります」という応答もありました。

さらに、学校内で行われる活動であるからこそその意義について、「子どもからしたら、部活

のほうがまだ気楽に来れるというか。そっちのほうが楽しいと思います。」と語り、学校を拠点として活動する部活動ならではアクセスの良さ、安心感、楽しさについて伝えてくれる子どももいました。

部活動の社会移行について、説明が不足していることを指摘する子どももいました。部活動がなくなるとしても、その時期が分からないため、「(終了する時期の目途が)『~だろう』ぐらいでしかないよ」「その時期だけ教えてほしいかも」といったように、具体的にいつ区切りとなるのか知りたいという語りがありました。また、「もうちょっと説明をちゃんとしてほしかった」という率直な言葉もありました。あるいは、保護者に対しては説明がされていたものの、「私たちには(説明は)ないけど知らないうちに、いつも」と語る子どももいました。これらの語りからは、今後、地域クラブがどのような形態で実施されるのか、また、なぜ地域クラブへの移行が行われるのかといった点について、より丁寧な説明を求めていることがうかがえます。

部活動が存続しないことについて、「さみしい」「悲しい」「(なくなったことを)恨んでいる」といった、悲しみや怒りの感情も語られました。例えば、「(小学校の時に)中学校に行ったら部活が始まるから、あれやりたいな、これやりたいな、とかある種の夢だったからなくなるのは悲しい」や、「1年しかできないって言われたらね。ちょっとやる気失せる」といった語りがありました。

また、後輩が入ってこないことに対して、「部活やったら後輩ができる、小学校の時とかは(後輩が)できたら楽しそうやなって思ってたんで、そこはちょっと残念です」といった語りもありました。

一方で、「あまり感情はない」「仕方がない」といったあきらめの感情も多く語られました。「後輩いたら良かったなって思う時もあるけど、まあ.....しょうがないかなって」という語りや、「そこまで、めちゃめちゃしたいわけじゃないんで」「あんまり訴えても現状が変わることはないんじゃないかな。...受け入れるしかないと思うんで。市が決めたことに自分たちが反対したところでなみたいない感じで」といった語りからは、部活動の入部時点ですでに決まったことに対して、抗うことはできないと受け止めている様子が見られました。気持ちを切り替えて、部員同士で気持ちを共有しながら、「マイナスに捉えるよりもプラスに捉えて。これから1年生、2年生の2年間でできることをやって、3年生は受験があるんで、その勉強も時間に当ててもいいんじゃないかなっていう話をしたりもしています」と語る子どももいました。

子ども同士で話し合ったり、思いを共有したりしていたことが語られる一方で、「誰にも話していない」「言いにくい」という状況の子どももいました。「存続してほしい」と語った子どもに対し、部活動の顧問に自分の思いは伝えないのかと尋ねたところ、「全くしないでですね」という応答がありました。その背景には、「ちょっと言いにくい。先生に(対して)悪いかなみたいない」といった語りにもみられるように、一生懸命対応してくれている教員の状況を子どもなりに慮り、自らの思いを伝えていない子どもの姿がありました。

(4) 地域クラブで継続して活動する際の思いと子どもの判断基準

部活動としての活動が終了するなかで、子どもたちは、中学校に入学してから始めた活動を地域クラブで続けるのか、それともやめるのかといった選択を迫られていました。子どもたちが継続して活動をする際には、「活動を続けたい」という思いを基盤としながら、先輩や顧問のすすめで継続することを決めていました。また、判断の際に具体的な要素としてあげられていたのは、友達との相談、勉強や習い事との両立、場所やアクセス、経済的な負担、地域クラブの内容などでした。

1) 継続して活動する子どもたちの思いと経過

部活動がなくなった以降も地域クラブに所属する子どもたちは、「なんかしょうもない細かいミスが多くて、(地域クラブに) 行ったらもうちょっとミス減らせるかなって」「練習もしっかりできて、先生も教えてくれるし、『いいよ』みたいなこと聞いてて。部活がなくなっても続けようかなと思ってたんで」といったように「うまくなりた」「活動を続けたい」というものがありました。「絶対〇〇(活動の内容) やりたいんで。(活動場所が) X 中でも Z 中でもいいんで、どっちでもいいんで〇〇しようと思ってます」といったように、揺るぎない思いを語っていた子どももいました。

また、先輩や顧問のすすめがきっかけで、活動の継続を決めた子どもたちもいました。「(地域クラブに) 3年の先輩が入ってたので。そこから〇〇(地域クラブの名称) の話とか聞いてて、『〇〇』(地域クラブの名称) 結構いいよ』みたいな」「最初は、入らないって言ってた人もいるんですけど、先生が勧誘して、結局入りました」といった語りがありました。

2) 継続にあたっての判断や基準

一方で、継続したいという思いを持っていたとしても、友達の動向によって自分の選択が変わることも語られていました。「自分は最初(地域クラブに) 入ろうと思ってたんですけど。周りに入る人がいないんで」「『俺入ろうと思っているけどどうする』みたいなのがありました」といったように、友達と相談して、地域クラブに参加するかどうかを判断していました。

また、習い事や勉強との両立については、「来年中学3年生で受験とかもあるから、入ったとしても行けないことも多いから。両立するとかも難しいし、やってて行きたかった高校とかに行けなかったとしたら、やっぱり嫌やから」といった語りがあり、習い事や勉強との両立を考えた結果、地域クラブを選択しなかったことがうかがえました。また、引き続き地域クラブに参加することを選択した子どもたちは、「習い事とか別の興味ある子がいて、その子は『そっちを優先したいから、部活だけにしとくわ』とか」といったように、地域クラブに参加しなかった友人たちの状況について語ってくれました。ここでも、地域クラブに参加しなかった理由のひとつに、習い事や勉強との両立があげられていました。

ただし、活動を続けたいという思いがあったとしても、これまで学校内で身近に行われてきた部活動とは位置づけが変わることから、子どもたちはさまざまな点で悩んでいました。

渡邊オンブズの論考(第1)にあるように、私たちは、部活動の社会移行と子どもの権利について5つのポイントを整理しました。そのうち、①地域クラブと子どもの自宅との距離の問題、②地域クラブにかかる費用の問題が子どもたちの選択に大きな影響を与えていました。

ある子どもは、「月謝とか発生したり場所が変わるんであれば別に...行かなくてもいいかな」と話してくれました。

まず、距離の問題は、「遠くまで行きたいかって言われるとそうでもない」「他の学校の知り合いからも『一緒に入らない?』っていうのを言われてるんですけど、ちょっと場所が遠いから」といった語りにみられるように、子どもたちの判断に大きな影響を与えていました。活動場所が遠いことは、実際に活動に参加できる時間にも影響を与えます。川西市の場合、坂が多く自転車で通うには負担が大きい地域があったり、電車やバス等のアクセスが良い地域が限られていたりすることも関係しているのかもしれませんが。校区外の地域クラブに参加する場合、徒歩30分ほどかかるため、実際に設定されている活動日のうち、半分程度しか参加できない状況もありました。

また、経済的な負担がほとんど変わらなかった地域クラブがある一方で、従来の部活動に比べて負担が高くなる場合もありました。この点は、保護者の意向が子どもの判断に影響を与えており、「月謝は高くても、お母さんとかは今できる〇〇（スポーツ名）を楽しみって。お金のことは気にせんでいいからって」と話す子どもがいました。インタビューでは、費用の面で地域クラブに参加するかを悩むやりとりがあり、現在は部活動と地域クラブが並行して実施され、月謝が無料の期間であることから、「無料ギリギリまでやろうみたいな。高いんで」と話す子どもに対し、「ちょっとギリギリまでタダでやりたい」と同席する子どもが同意する場面がありました。

他にも、これまでの部活動の良さが継続するかどうか、重要な点として挙げられていました。「地域クラブの内容による」「今までみたいに自由で、友達も来るとかだったら」「練習メニューが自分で決めることができるなら」といった語りからは、現在の部活動のもつ雰囲気や心地よさが、地域クラブでも保たれるのかどうかを重視している様子がうかがえました。また、地域クラブの評判を気にしている子どももいました。

（5）地域クラブへの移行に向けての期待と不安

「2. 調査の方法」で述べたとおり、子どもたちの状況は、地域クラブへの移行先が決まって詳細が明らかでない場合から、すでに地域クラブの活動を並行して行ったり、地域クラブがメインの活動になっている場合まで多岐にわたっていました。今後に向けての期待と不安については、「あまりない」と語る子どもも少なくありませんでした。ここでは、中学1年生の子どもも含め、現時点での地域クラブに対する率直な期待や部活動から変化してよかったこと、今後に向けての不安について尋ねた内容について述べます。

1) 期待とよかったこと

地域クラブの活動に対する期待として、まず挙げられたのが、「練習時間が増えてほしい」という点でした。地域クラブへの参加を希望する子どもには、「活動を続けたい」「うまくなりたい」という動機があり、そのため、地域クラブに移行することで、より多くの練習時間を確保したいという思いが語られました。例えば、地域クラブへ移行した際の期待について尋ねたところ、「練習時間が増えたらいいな」と答えた子どもに対して、私たちが「短いぐらい?今は?」と重ねて尋ねたところ、「もうちょっとしたいっす。他の学校とかもっとやって

るって聞くから」といった応答がありました。すでに地域クラブと並行して活動している子どもからは、練習時間が増えたことが良かった点として挙げられていました。ほかにも、練習環境や活動内容の質が向上したことを利点として挙げる子どもがいました。地域クラブに所属する全員が高い意欲や向上心をもっていることから、「活動自体の雰囲気っていうのはまず違いますし。そっちの方が成長する」と語られていました。また、顧問やコーチの専門性についても言及があり、「先生がしっかりと〇〇（スポーツ名）のことについて知識がある人で、今までだと、〇〇（スポーツ名）をやったことないけども、顧問っていうことがあるんです。そういう場合だと、あんまり先生から教えてもらえなくて」と話してくれました。

さらに、さまざまな中学校の子どもと出会い、仲良くなることも良かった点として挙げられていました。「他の学校に行って、一緒に〇〇（スポーツ名）して、仲も良くなって」と語られ、自分の好きな活動を新しい友達と楽しむ様子がうかがえました。

2) 不安

部活動と地域クラブを並行して活動している子どもからは、今後、顧問の関与がどんなふうになっていくのについて不安に思うことが語られていました。部活動から地域クラブへと体制が変化するなかで、これまで顧問がリーダーシップをとって担ってきた書類作成やスケジュール管理について、部長となる自分が何を、どこまで担う必要があるのか、また、どこまで対応できるのかがわからず、心配している様子がうかがえました。さらに、指導者である顧問が異動した場合を心配する子どももいました。「先生が異動したら、たしかにずっと1年の頃から同じ先生だったんで不安はあります」「プレイ方法とかもけっこう変わってくるから」といった語りがかかれました。顧問の事情によって練習時間が減ることを心配する声もありました。

大会への参加について、また自分の活動が学校内でどう評価されていくのかについての語りもみられました。「今まで学校として出場してた試合は、学校対抗でやってたんで、それがどういう形になるのかなってというのが、気になります」「試合で優勝した時に、今まで通り学校で表彰されるのかなって」といった声がかかれました。また、地域クラブに十分な人数が集まらず、大会に出場できるかどうか分からないことを不安に感じている様子も語られていました。

移動に関する不安と負担についての語りもありました。「最初は自転車で（拠点となる）中学校まで行こうと思ってたんですけど、普通に暗いし。クラブがしたい時は、今は車で送ってもらってるんですけど。平日の日には、練習時間が17時で終わると19時までの2時間しかなくて。その間を自転車で使ってしまったらもうほぼ（練習時間が）なくて」と話してくれました。「帰りの夜道、危ないだろうなどは思います」と安全面への不安を口にする子どももいました。

4. おわりに 部活動の社会移行と子どもの声から考えること

ここまで43名の中学生の声から、部活動の社会移行に関する思いや意見をまとめてきました。子どもにとって部活動とはどのような存在なのか、その魅力とは何か、また、地域クラブで活動するにあたってどのような点を重視しているのか、さらに、今後に向けての期待と不安について話をきいてきました。

以下では、私たちオンブズパーソンが、本調査を踏まえ、子どもたちの声から部活動の社会移行について考えたこと、今後に向けて重視すべき論点について述べたいと思います。

(1) きこえた声、きけなかった声

「1. はじめに」で述べたように、私たちがきくことができた声は、川西市の中学生のうち、数のうえでも、すべての中学校を網羅していない点においても、ごく一部の子どもたちです。例えば、そもそも部活動に入部していない子どもたちの声については、本調査ではきくことができていません。また、調査対象となった部活動の種類は運動系部活動に偏っており、文化系部活動については2つの部活動からしか話をきくことができていません。また、インタビューの対象となる生徒は、原則として学校で選出してもらったため、必ずしも子どもが伝えたいと思った声全てが全て届いたとは言い難い面もあります。

このような調査上の限界を踏まえたうえで、今回の調査対象となった子どもたちの声は、部活動の社会移行という大きな転換期にある「今」この時期にしかきくことができなかった声だと考えています。率直な思いや経験を語ってくれた子どもたち、そして、本調査に協力し、子どもたちを紹介してくださった教職員の皆さまに、改めて心より感謝申し上げます。

インタビューの対象となった中学2年生は、部活動を一定期間経験したうえで、その終了と社会移行を当事者として経験する世代となります。そのため、部活動での経験を基準として地域クラブを捉えることができ、子どもたちにとって部活動がもっていた価値がどのようなものであったのかについて相対的に語ってくれたと考えます。例えば、地域クラブの費用について「高い」、あるいは「月謝を払う必要があるなら入らない」と話した子どもがいました。これは、部活動で部費として支払ってきた経験があるからこそ、地域クラブの費用を「高い」と評価することが可能になったものといえます。また、すでに地域クラブの活動にも参加していた子どもたちが調査に協力してくれたからこそ、部活動での経験を相対化しつつ、現在の地域クラブがもつ魅力や価値についても語ってくれたと位置づけることができます。

本調査で、子どもたちが語ってくれた思いや経験に対して、私たちが直ちに応答できることは多くありませんでした。例えば、移行先の地域クラブがなく「部活動を存続してほしい」との声が寄せられましたが、それが直ちに子どもの権利の侵害にあたるかの判断も難しく、私たち自身がそれを提供することはできません。また、インタビュー時に子どもたちが話してくれた内容や状況によっては、申立てや調整活動等、子どもとともに具体的な行動にうつすことができることも子どもたちに伝えていますが、そのような行動を望む子どもはいませんでした。さらに、子どもたちがインタビューに協力してくれたことに対して、直接的な利益や対価が生じるわけでもありません。このように、子どもたちの「今」に対して十分な還元はできないという限界を踏まえてもなお、私たちは、本稿に子どもたちの思いを記録する

ことに意味があると考えています。部活動の社会移行という過程を、当事者として生きている子どもたちの視点を手がかりに、私たちが今後何をすべきかを問い直し、検討を重ねながら、一つひとつの今後の行動につなげていきたいと考えています。

（２）子どもの声をきくというプロセスの保障

子どもの声をきくということは、子どもの権利条約を原則として行動する私たちオンブズパーソンにとって行動指針の中心に位置づくものです。

当初、私たちは、部活動の社会移行に関して、SNSでの発信を通じて、子どもたちから多くの相談が寄せられることを想定していました。その中から、子どもたちの声を比較的容易にきくことができるのではないかと考えていましたが、実際には相談どころか、応答がほとんどありませんでした。自分たちの広報の不足があることを自覚しながら、そうはいつでも子どもたちが沈黙している状況を不思議に感じていました。今回改めて気づかされたのは、少なくとも現段階においては、子どもたちの声は「待っているだけ」ではきくことが難しいということです。その理由はいくつか想定できますが、後述するように、子ども自身が声をあげるにはいくつかの障壁があるのかもしれません。

一方で、子どもの権利条約の四つの原則が示すように、子どもにとって最もよいことを構想していくためには、子どもの声をきくプロセスが不可欠です。子どもの権利の多くは、おとなの理解と協力によって実現され、私たちおとなは、子どもの声を手がかりにすることで、何に取り組む必要があるのかを具体的に検討することができます。おとなが検討する方向性を誤らないためにも、子どもの声をきくことが不可欠であるといえます。

また、子どもの声をきくことは、子どもの権利条約第12条に定められた「きかれる権利」の保障であり、おとなとの相互のやりとりのなかで実現されるものです。同条を詳しく解説した一般的意見12号では、「子どもとおとなの間の、相互の尊重にもとづいた情報共有および対話を含み、かつ、自分の意見とおとなの意見がどのように考慮されてプロセスの結果を左右するのかを子どもたちが学びうる、継続的プロセス」と示されています。子どもが声を発信するためには、おとなからの十分な情報共有と対話が欠かせません。本調査においては、この情報共有と対話が十分になされていた部活動と、そうではなかった部活動とでは、子どもたちの受け止め方や判断に違いが生じていました。子どもの権利として、子どもに関係する事柄について説明と対話が保障されることが重要であると考えます。

本調査で語られた子どもの声は、学校現場の教職員にとっては、既に繰り返しきき続けてきたことばかりであったと思います。ただ、本稿の「3. 調査の結果」のうち「(3) 地域クラブへの移行に関する説明とその受け止め」で述べたように、子どもたちのなかには、部活動の社会移行についてさまざまな感情を抱きながらも、その思いを言葉にせず、誰にも話していない子どもがいました。「制度で決まったことには従うしかない」というあきらめを抱いていた子どももいました。このような傾向は、部活動の社会移行に限ったものではありません。2021年次のオンブズ・レポートでは、コロナ下において、不満を出さず、我慢している子どもたちの様子が報告されています（大倉 2022）。当時は、感染拡大防止のために教職員が多忙な状況にあることを子どもたち自身が理解し、遠慮して思いを表出しにくくなっていた様

子が指摘されていました。本調査においても、部活動を担う顧問の負担や多忙さ、さらには部活動の社会移行にともなう教職員の葛藤を想像したり、実際に知ったりしているからこそ、自らの発言を抑制している子どもたちの姿がうかがえました。なお、これは、教職員が子どもたちの声をきいていない、あるいは、きく努力が不足していると指摘するものではありません。むしろ、私たちオンブズパーソンが学校や行政から一定の距離をもつ第三者であり、独立性をもっているからこそ、教職員とは異なる立場で子どもたちの声をきくことができた側面があったように思っています。

インタビューに協力してくれた子どものひとりが「今思ってる不満とかぶちまけられたし、打ち明けられたし、心の整理ができた」と語ってくれたことは、子どもたち自身がもつ力を示すものであったと考えます。たとえ、子どもたちの置かれた状況そのものが直ちに変化しなくても、話すことを通して自分の気持ちを整理したり、抱えていた違和感や不安を言葉にすることで消化したりすることができていたように思います。さらに、状況によっては、オンブズパーソンが子どもの状況を改善するために、具体的な行動をとることもできます。オンブズパーソンが「子どもの声をきく」という行為を、条例に基づく権限のもとで実効性をもって行うことができる機関であることを改めて実感しました。

今後に向けて、子どもが自分の思いや意見を表明すること自体が子どもの権利であることを、子ども自身が学ぶ機会が重要であると考えます。2023年度から、市教委主導で進められている川西市内の各学校での子どもの人権学習は、子どもが子どもの権利を学ぶことをとおして、声を出すことの正当性を知るプロセスでもあります。こうした一連の取り組みが、子どもが自らの声を安心して表明できる環境へとつながっていくものといえるでしょう。2025年4月から子ども・若者参加条例が施行されていることを踏まえても、子どもが自らの思いや意見を表明しやすい環境を整え、声を発しやすい川西市をつくっていくことが、今まさに求められているといえます。オンブズパーソンとしては、このような現状を踏まえつつ、第三者性と独立性を活かしながら、市教委やこども未来部をはじめとする子どもに関する主管課と役割分担を行い、子どもの利益を追求する取り組みを継続していきたいと考えています。

（3）部活動がもっていた価値

子どもたちの語りでは、部活動がもっていた価値がどのようなものであったかが、豊かに表現されていました。部活動に入部するきっかけとして、友達からの誘いや、憧れの先輩の存在が語られていました。中学生の子どもたちにとって、友達や先輩の存在は大きな意味をもちます。こうした関係性が、学校という身近な場で展開される活動であったからこそ、必ずしも確固たる意志がなくとも、子どもたちは部活動に参加する動機をもつことができていました。生まれ育った家族の影響とは異なる、子どもにとっての一つの「社会」である学校のなかで、子どもたちは自らが楽しみ、成長する動機を見出していたといえます。子どもが育ち、学んでいくために、子どもが自ら主体的に選び取る入り口を部活動は保障してきたといえます。

そして、部活動は、子どもたちにとって、学年や学級を超えた人間関係のなかで他者と関わり、協力する力を育む重要な学びの場となっていました。練習や移動の時間を共に過ごす

なかで、先輩・後輩との関係性が築かれ、年齢の異なる相手との関わり方やコミュニケーションの取り方を、実践的に学んでいた様子がうかがえます。こうした過程は、子どもにとって楽しさを感じさせるものであり、好きなことに夢中になり努力できる機会は、学校生活における大きなモチベーションの一つにもなっていました。さらに、部長などの役割を担う経験を通して、他者の立場を考えて行動することや、日々の生活のなかで物事に向き合っていく姿勢が培われていました。これらの経験は、授業とは異なる形で、子どもたちの主体性やリーダーシップを育てる教育的意義をもつものとして位置づけられます。

このような部活動に対する子どもたちの声は、川西市に特有の傾向ではありません。神奈川県で中学生約 3,000 人を対象にした質問紙調査を実施した神奈川県教育委員会（2023）によれば、部活動に所属する最大の目的について最も多かった回答は「友達と楽しく参加する（33%）」であり、「体力・技術を向上させる（22%）」や「大会・コンクール等でよい成績を収める（18%）」を上回っていました。

文部科学省が作成する部活動改革及び地域クラブ活動に関するガイドライン（文部科学省 2025）」では、このような部活動の教育的意義を「⑤互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の形成につながる」と指摘したうえで、地域クラブにおいてはさらに期待される新たな価値が「③学校等の垣根を越えた仲間とのつながり創出」「④地域の様々な人や幅広い世代との豊かな交流」として提案されています。

一方、本稿で明らかにしてきたように、地域クラブへの参加、とりわけ通学する中学校外を活動場所とする地域クラブへの参加には、経済的な負担や移動に伴う時間的・身体的負担が大きいものがありました。活動を継続するための経済的基盤や時間的余裕をもつ子どもばかりではありません。地域クラブを選択できるかどうか、子どもの置かれた家庭環境によって左右されてしまう可能性も指摘できます。また、地域クラブによる新しい活動があるものの、必ずしも部活動で実施できたすべての活動が地域クラブで保障されるものではありません。多くの子どもたちの部活動に期待していた内容や、先に示した神奈川県の調査結果、そして部活動の教育的意義や公共サービスとしての価値を踏まえると、部活動が社会移行するなかで、友達や先輩と楽しく過ごすといった側面に力点のあった「居場所」としての機能が失われていく可能性も示唆されます。その意味で、部活動に代わる形で、学校および地域クラブがどのように異年齢の子どもとのコミュニケーションおよび成長の機会や、子どもたちの「居場所」を保持していくのか、あるいは、新たに構築していくのかが、いま改めて問われているのではないのでしょうか。

（４）子どもたちの声から考える学校における「居場所」と地域クラブに求められるもの

私たちは、子どもたちにとっての「居場所」をどのように考えたらよいのかについて、子どもたち自身にもアイデアを募ることにしました。そこでインタビューでは、部活動が終了した後、これまで部活動を行っていた時間帯に何をやる予定かを尋ねました。子どもたちは、塾に行ったり、SNS を見たり、ゲームをしたりすると話してくれました。また、学校という場所でやってみたいことやできることについて尋ねたところ、いくつかのアイデアが

出されました。なお、これは学校という場所における居場所の可能性について尋ねたものですが、地域クラブにおいても大切にされるべき価値ではないかと考えます。

子どもたちのアイデアは、所属していた部活動でしていた活動を、別の形で継続しようとするものでした。インタビューの対象が体育系の部活動に偏っていたこともあり、体を動かす活動が多く提案されていました。「運動できる場所とか。できれば、〇〇（スポーツ名）をできる場所がいいですけど」といった声があり、例えば、ソフトテニス部であれば、コートを借りることができれば、自分たちで準備をしてテニスをすることができると話していました。自分たちの好きな活動を、自由に楽しむことができる点が重要であると感じている様子がうかがえました。

また、学校内でパソコンを使ってゲームをすることについて話をしてくれた子どももいました。「学校だから、ほぼ無理だろうけど。ゲーム作ってさ、パソコンが置いてあって、なんかそこでできますよ...みたいな」といった機会を提案してくれました。

さらに、先輩とのコミュニケーションから多くの学びがあったと語った子どもは、部活動の終了によって、後輩たちがそうした経験を得る機会が十分になくなってしまふことを懸念していました。そのうえで、「普段の学校生活では、2年生と3年生、1年生のフロアーが違うんですけど、すれ違った時に、挨拶を交わすだけでも多分ゼロよりはいいと思うんですよ」と語り、例えば体育祭の場面などで、学年に関係なく協力し合い、「3年やから従え」といった上下関係ではなく、仲間としてともに取り組む経験の大切さを挙げていました。部活動の終了によって、そのような経験は今後減ってしまうかもしれないからこそ、挨拶を交わすといった日常的なかわりのなかにも、できることがあるのではないかと話してくれました。

これらの声から浮かび上がることは、子どもたちが求めているものの一つが、学校のなかで他者と関わり、安心して過ごすことのできる場や機会であるという点です。調査のなかで、部活動を「学校のなかに自由に特別な時間がある」と表現した子どもがいました。子どもたちは、通常の教育活動とは異なる価値をもった活動を求めているのではないのでしょうか。その際に、鍵となるのは、子どもたちが自分の好きなことを自由な形で継続でき、友達や先輩・後輩と関係を築くことのできる機会と考えられます。繰り返しになりますが、部活動は、活動内容そのもの以上に、学年やクラスを超えた人間関係のなかで他者と関わり、協力し、役割を担う経験を通して、子どもが学校のなかに自分の居場所を見いだす装置として機能してきたといえます。

本稿では、上記に述べた子どもたちの声を踏まえ、学校における教育活動においても、地域クラブの運営においても、次の三点が重要であると考えます。第一に、成果や競争を前提としない、自由度の高い活動の場を確保することです。校庭や体育館、教室などを活用し、参加のハードルが低い、ゆるやかな活動の場を設けることが考えられます。第二に、学年を超えた関係性が生まれる機会を、日常のなかに位置づけることです。部活動が担ってきた先輩・後輩関係は、特別な指導関係というよりも、挨拶や日常的な関わりを通じた関係性の積み重ねによって育まれてきました。行事や係活動などにおいて、学年を越えて協力する場面を意識的に設けることも、一つの方策であると考えます。第三に、子どもが活動の運営に主体的に関与できる機会を保障することです。練習のメニューを自分たちで考えることができ

た点を部活動の利点として挙げた子どもがいましたが、活動において子どもたちの自主性を尊重することは、重要な視点であると考えます。

(5) さいごに

私たちオンブズパーソンは、今後本格化する地域クラブの活動に対して、子どもの最善の利益の観点からのモニタリングが必要だと考えています。本調査は、その最初の取り組みとして位置づくものです。おとなの価値観や経験にとどまって検討するのではなく、子どもたちの声をきくことを中心に据えながら、既存の枠組みにとどまらない視座をもち、子どもの最善の利益につながる活動が展開されるよう対応をしていきたいと考えています。

5. 参考・引用文献一覧

- 大倉得史（2022）「新型コロナウイルスと子どもの権利」川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局『子どもオンブズ・レポート 2021』2022年3月
- 上杉孝實（2025）「公立中学校部活動の地域移行(展開)をめぐる問題」「月刊社会教育」編集委員会編『月刊社会教育』69巻8号、2025年8月
- 内田良（2017）『ブラック部活動 子どもと先生の苦しみに向き合う』東洋館出版社
- 内田良（2021）『部活動の社会学：学校の文化・教師の働き方』岩波書店
- 神奈川県教育委員会（2023）「中学校・高等学校生徒のスポーツ・文化活動に関する調査報告書」令和5年6月
- 坂下玲子（2025）「(耕論)部活動の地域移行は今」朝日新聞朝刊、2025年3月15日
- 文部科学省（2025）「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン～子供たちのスポーツ・文化芸術活動の充実に向けて」令和7年12月

6. 資料

資料1 インタビュー依頼書

<p style="text-align: center;">部活動についてのインタビューのお願い</p> <p>私たちは、川西市で子どもの人権オズワズメンバーをしています。 以下が、川西市子どもの人権オズワズメンバー・調査専門相談員のメンバーです。</p>  <p>オズワズメンバーは、いじめ・差別・体罰・虐待などで苦しんでいる子どもたちを助けるために、市の条例でつくられた公的第三者機関です。かだん子どもたちの身近にいる家族や学校の先生とはちがった立場で、子どもの話をしっかりと聞いて、子どもにとって一番よい解決方法を、子どもと一緒に考え、手助けをしています。</p> <p>2020年4月から、学校で先生たちを中心に行われてきた部活動が、地域クラブでの活動となります。私たちはオズワズメンバーは、部活動の社会移行が、子どもたちの生活に大きな影響を及ぼすと思う、子どもにとってよりよいものにしていきたいと考えています。</p> <p>しかし、私たちおとなの観点からは、部活動の社会移行による影響が子どもにとってどのようなものであるかは想像することしかできません。ですので、中学生の皆さんに部活動のあり方が変化していくことについて、率直な意見を聞き取ることができています。子どもの権利条約では、子どもにとってもっともよいことは、子どもの声を聞くというプロセスが欠かせないと考えられています。いやだなあ、しんどいなあ、と思うことがあったら、ぜひ教えてください。川西市の中学校における部活動の社会移行を、子どもにとってよりよいものにしていくためにも、ぜひ、意見を聞かせていただければと思います。</p> <p>私たちがみなさんに質問をするなかで、答えたくないと思うことがあるかもしれませんが、その場合は、パスをしてもらってかまいません。みなさんがお話ししたことについては、オズワズメンバーのなかで共有をします。そのため、録音させていただきます。録音が嫌な場合は、教えてください。</p>	<p>みなさんとお話しした内容については、基本的に私たち川西市子どもの人権オズワズメンバー以外の人（学校の先生、校長先生、川西市教育委員会、保護者の方など）には話しませんが、もし、オズワズメンバー以外の人に話をする場合、事前に話をしてよいかどうかの確認をします。もし、話をしてほしくない場合は、その思いを伝えてください。</p> <p>また、お話ししてもらったことは、川西市の子どもの人権オズワズメンバーの年次報告会で発表したり、年次報告書に掲載したりすることがあります。その場合、誰がどのように話したのかは分からないようにしますので安心してください。</p> <p>インタビューを承せてから、何か分からないことがあったら、いつでも尋ねてください。また、部活動の社会移行について話したいことがあったら、下に書いてある連絡先に連絡をください。よろしくお願ひいたします。</p> <p>【お聞きしたい内容】</p> <ol style="list-style-type: none">1 現在入部している部活動について、なぜ入部を希望したか2 部活動を通してどんなことを学んだか、どんなことが楽しかったか、どんなことがしんどかったか3 地域クラブについていつ、どのような説明を受けたか4 2020年度以降、地域クラブに入るか、入らないか、そのように思う理由について5 今後についての期待、不安や疑問6 これまで部活動をしてきた時間（午後4時から5時）をどう過ごすか、「学校側にはこんな場所があればいいな」という希望はあるか <p>【問い合わせ先】 川西市子どもの人権オズワズメンバー 〒600-8601 兵庫県川西市中央町1-2-1 川西市役所5階 TEL 0120-197-605 携帯からもつながります（月～金 10:00～18:00） メールアドレス：kenn0002@city.osaka.jp</p>
--	--

Ⅱ インタビュー報告

シリーズ 子ども・若者目線でふりかえるオンブズパーソン

第4回 「幅をもたしてくれたりとかって大事かも」



いちごさん¹

中学時代から不登校になり、祖母に紹介されオンブズにつながる。中学卒業後、通信制高校に進学。継続して面談と、月1回の「子ども☆ほっとサロン」²(以下、「ほっとサロン」という)に参加してきた。専門学校進学を経て、SNSによる発信をする傍ら、ひとり暮らしにむけて奮闘している。

本インタビューは、2022年次よりスタートした企画で、オンブズに相談経験のある(かつての)子ども本人を対象に行ったものである。オンブズとつながり、相談するというプロセスが、当事者である子ども・若者にとって、どのような経験として受け止められたのかということ明らかにする試みである。子どもの人権オンブズパーソン制度が、子どもにとって、どのような営みとして経験されたのかを知ることで、今後のオンブズワークに活かしていきたいと考えている。

今回のインタビューは、2025年11月に、私(浜田進士)が当時のいちごさんを知る相談員とともに、長瀬オンブズパーソン同席のもと、市役所内の会議室で行った。なお、掲載にあたっては、本人に確認を得ている。

¹ お名前については、ご本人と相談のうえ「いちご」とした。なお、写真については本人の提供によるものである。

² 月1回土曜日に広報・啓発活動の一環として開催。これまでオンブズパーソンに相談したことがある子どもを中心に、様々な子どもが参加している。

おばあちゃんが誘ってくれたのがきっかけでした

Q オンブズパーソンにつながったきっかけを教えてくださいませんか？

中1の頃、おばあちゃんが電話をしました。私は、小学校のときから体調があまりよくなって、朝起きられなくて。おばあちゃんは、私が普通の生活をできないことに、「もう何でなん!」って泣いてしまっ。それで、「病院探してくるわ」って言って出かけて行きました。結果的に病院じゃなかったんですけど、おばあちゃんがオンブズを知って、電話をして、誘ってくれたのがきっかけでした。

Q その時はどんな気持ちだったんですか？

最初は・・・病院じゃなかったんやっていう気持ちです。そういう機関があるんだと初めて知りました。(話をきいてくれるのが)やさしいお姉さんなら行ってみたいと思いました。

Q 相談員さんと、どんなことを話したのですか？

相談員 A さんが言ってくださって納得していることがあります。「ちょっと本音が見えそうになったら、隠すよね」って。私には、自分の本音が言いたくないというよりは、見えないように分からなくしちゃう癖があって。自分でも勝手に見えなくしちゃっていて。私が分からなかったら、A さんも分からないじゃないですか。それでも A さんは「何でこうになってしまうんだろうね」って一緒に問題を考えてくれるのが最初でした。話していくなかで「(学校に)行けない自分が嫌、イコール学校も嫌」になっちゃっていたことに気づかせてくれました。

等身大で話してくれる時もあれば、いい意味で子どもとして扱ってくれる時もあって。好きなお菓子をおぼえてくれたりとか、一緒にいてくれた感覚がありました。安心できた人でしたね。

おばあちゃんの担当の B さんのことを少し知

っていたことも安心でした。B さん、小学校 3 年生の市役所見学の時に私たちを案内してくれておぼえていました。市役所のオンブズ事務局に行って、A さんと B さんと挨拶して、「私が担当しますって」言ってくださったのが A さんで、おばあちゃんを B さんが担当してくださいました。

Q 子ども面談とおばあちゃんの面談を分けることに「何で?」とは思わなかったんですか？

おばあちゃんが相談する人がいてよかったなと思っていました。私は、おばあちゃんからしたら、「何でできないの!」という対象者なので。私が中学校に行けばいいんですけど、行けなかった。私が、解決してあげることってできなかったの。

Q おばあちゃんも聞いてもらえるっていうのは、マイナスではなく、プラスと思ったんですか？

ものすごいプラスです。全く関係ない人に話すよりは、その子どものことで相談できる機関があるってありがたいなと、今でも思っています。

相談に行くというより会いに行っていた

Q あんまり学校行ってなかったんですか？

全然行けてなかったです。お休みの頻度がだんだん増えていっていたんです。はじめは遅刻でしたが、最後は掃除だけに行くみたいな感じで。それでも歓迎してくれるお友達はありがたかったです。

Q A さんには頻繁に会っていたのですか。

私は人に相談するのがそもそも苦手で、性格的に得意じゃなかったと思うんです。相談に行けなくて「ごめんなさい」と言ったことが何回もありました。それでも次にオンブズに行ったときは、快く「今日はよく来てくれたね」と言ってくださって。だから相談に行くというよりは、A さんに会いに

行っていたのがメインでした。それは後に担当してくださった方々すべてそうです。

Q 中3の4月から高2に上がるまでの2年間は、相談員Cさんに担当が代わるんですね。

はい、Cさんは、お姉さんとして「えーそれはダメだよ」と一緒に共感してくれる人で、対等に接してくれる人でした。

Q 中3の頃も、あまり学校に行っていなかったんですか？

そうですね。だんだん休むようになって。コロナ禍だったので、中3からは、余計に行きづらかったです。ただコロナのときでも相談を続けてくれたのは、本当にありがたかったと思います。そもそも学校にも行ってなかったから、人との繋がりはないわけで。

Q 高校はどうでしたか？

週3日通学する通信制高校に入学しました。X市まで通っていました。どうしても完全な通信制は嫌だという謎のプライドがあったんです。なぜかっていうと学校に行きたくないわけじゃないから。学校に行けるんやったら、行きたいから。でも、身体がいうことをきかなくて。だったら、行かなくていい日があるほうがありがたい。アルバイトとかして、自分で時間の調整ができたらいよいよねってということで、午前中だけで週3日授業がある通信制高校に通っていました。

おばあちゃんも自分の気持ちを言えたのだろうな

Q おばあちゃんも変わっていったんですか？

それは確信しています。かなりBさんの力が大きいと思います。私よりおばあちゃんが変わったんじゃないかな。面談から帰ってきたら何かふんわりしていたような気がします。おばあちゃんも自

分の気持ちを言えたのだろうな、相談できる人ができたのって結構大きいだろうなとは思っていました。おばあちゃんにとって、Bさんはすごく大事な人だったと思います。

Q おばあちゃんといちごさんの関係も、オンブズが関わったことで変わったってということでしょうか？

そうですね。もちろん私もオンブズに聞いてもらって気づかせていただいた部分がいっぱいあります。私って相談できないタイプなんやっていたのも、ここに来てからやし。相談員の人たちは、自分の生活をなんか一緒に見つめてくれる人たちだなんて。

私は当事者なので、もちろん解決できたいという気持ちがあったんです。でも、できませんでした。オンブズにきて、おばあちゃんが、私のことも知ってくださっている人に相談してるわけじゃないですか。それって結構大きな助けやったんだろうなと思いました。オンブズは、子ども対象のところですけど、おとなの人も聞いてくれるのって一番助かるだろうなと思っていました。

Q 子どもとおとなの相談員が違う人の方がよいと思いますか？

絶対に別々がいいです。やっぱり仕事とはいえ中立に立つのってきついじゃないですか。子どもが「これは嫌」って言っているのに、親が悩んでいるのを同時に聞いていたら、どうしてもどちらかの意見が混ざってしまうかもしれないから。私のこと以外にも多分Bさん聞いてくださっていたと思うんですよ、おばあちゃんの話。だから相談をしてもいい人っていうのが別々でいるっていうのはかなり大きいと思っています。

Q 3人目の担当はDさん？

はい、Dさんは、マダムって感じて。言葉遣いも上品やし、所作も上品で。おとなの目線で、何か俯瞰して見てくれるときもあったり、やさしく聞い

てくれたりとか。私の周りのことも一番気にしてくれたと思います。

今の問題を一緒に考えてくれたり、たまに友達みたいに話してくれたり

Q 4人目の相談員Eさんのことを聞かせて下さい。男性ということで戸惑うことはなかったですか？

なかったです。Eさんも時々お会いしていたので「次、僕なんですけど」という感じでした。初めての人ということで緊張感はもちろんありましたけど。Eさんは、いろんなポジティブが混ざっていました。自分の学生時代の話をしてくださったり、私の今の問題を一緒に考えてくれたり、たまに友達みたいに話してくれたりもしました。割とこれまでのお姉さんたちのいいところをギュッとした感じの方です。Eさんも安心できる人でしたね。高3で専門学校を決める頃です。Bさんも一緒に考えてくれました。そのときはおばあちゃんと合同で話し合うことが結構多かったです。

Q 進路にはどんな悩みがあったんですか？

やっぱり大学ってなると、受験できるほどの体力もないなって自分で思っていたんです。勉強は嫌いじゃないけど。ものすごく考えました。

いくつかの専門学校から「何かこれ気になっているんですけど、どう思いますか？」って、EさんとBさんに聞いていただきました。家族以上に相談のって来て。学校を決めてからも、行けるか不安だったし、実際、今の結果からいうとちゃんと行けなくて退学にはなったんですけど。

本気で勉強して本気で頑張って、絶対行ってよかったなと思っています。当時、高校の先生にも、他の人にもあまり相談していませんでした。オンブズのEさんとBさんが相談にのってくださっていたと思います。

私は、他人に頼りたいっていう気持ちを隠して

しまうという性格を自分でもわかっていてから、頼りたいとは思わなかったんです。でも、EさんもBさんも聞いてくださるじゃないですか。それが結構ありがたかったなと思いますね。

Q 相談員さんが安心できる人だってお話してくれたと思うんですけど、安心はなぜ大事だと思うんですか？

子どもからしたら、「何でここに連れて来られてたんやろう」という不安の子もいるだろうし、「何かママが怒っていたなあ」という不安の子もいると思います。ママでもなく、先生でもない、そのお姉さんお兄さんって、「この人は私のこと僕のこと見てくれる」という安心感って、話す上で一番大事だと思うので。オンブズは、いい人揃いで運がよかったのかもしれないですけど。やさしい人が多くてありがたいなっていうのは思いますね。

頼るのは苦手やし、不器用に頼っている人も多分好きじゃなかった

Q 「誰かを頼っている私」をあんまり好きじゃなかったかとのことですが、そういう雰囲気オンブズには、見せなくてもよかったということですか？

そうですね。頼るのは苦手やし、不器用に頼っている人も多分好きじゃなかったと思うですよ。でも、頼れなさすぎて、下手過ぎて、変なこと言っているだろうなっていうときにも、紙に書いて、整理してくださったから、逆に私の頭の中の整理にもなったし、何か自分じゃできない言語化をしてくださったのがEさんって感じです。

皆さんそれぞれ確かに私を尊重してくれたなと思っています。それも共通点やと思います。

幅をもたしてくれたりとかって大事かも

Q 「頼りたくない」っていういちごさんみたいなモードの人はいっぱいいると思います。そういう状態の子どもさんに「こうしてあげたいよ」というアドバイスはありますか？

たぶん頼りたくない子って、言ってしまうば、ほとんどいないと思っています。今なんてSNSの時代やから、余計にSNS上ていくだけでも頼れる人を探すじゃないですか。人間の本能として、頼りたくない人っていないと思うんです。「大丈夫だよ」って優しく言ってくださる人も必要です。

私の場合は、Cさんのことを言いたいです。高1のとき、体調もよくなくて、オンブズに行けない日に電話もできない日がありました。Cさんから電話が来て、やっと電話をとった感じだったんです。でも、直前でもいいから、その電話を私からするっていうのを教えてくださったのがCさんでした。

「この時間に電話をして」というふうに言われたら、もしかしたら「うーん」ってなっちゃうかもしれないので。「これからは、(時間の目安を伝えて)これぐらいの時間に電話をくれたらうれしいな」とか、「もし寝ちゃってたとしたら、起きたときでいいから電話をして」とか、ちょっと幅をもたせて、考える時間ってあると思うんですね。やっぱり電話をするのは緊張するから。そこの幅をもたしてくれたりとかって大事かもしれないです。

Q その距離感って難しいですよね。

めっちゃ難しいです本当に。その子によりますしね。こういうやりとりって最初は結構チャレンジで勇気がいるんですけど、やっぱり、その子にとって絶対に大事なプロセスだと思います。

もしかしたらそのときに、「その時間にしてください」って言われたほうがいい子いるかもしれないんですけど、完璧主義の人ってその時間に

できなかつたら落ち込むんですよ。私がそうなんですよ。やっぱり、「できなかつた」ってなっちゃうから、幅をもたせてくれるとやっぱり嬉しいですよ。ね。3秒ルールってあるじゃないですか。その3秒ルールがあるだけでも、3秒以内セーフっていう気持ちがある。それで、大分マシになる子どもたちは多いかもしれない。

Q 幅ってどういう意味ですか？

具体的に言うと時間の幅って意味です。その子のなかの時間の幅って分からないじゃないですか。だから、何がちょうどいいかは正直分からないんですけど。幅をもたせて言ってくれたら、「遅れちゃった」とはならず、「起きてすぐに連絡した」とか、「その日中に連絡をした」とか、電話の一報をちょっと一言でも褒めていただけたら、多分子どもは、「今日は大丈夫だった」と落ち着くと思います。「連絡してくれてありがとう」って言ってくださるのって結構ありがたいと思います。

連絡をするって、やっぱり大事な挑戦なんです。その一歩は、絶対しないといけないプロセスやと思うんで、そこだけ伝えてあげたら、嫌な子はいないんじゃないかなと思います。成功体験というか。

子どもがこんなにも楽しめていることってすごい

Q いつからほんとサロンには参加していましたか？

Aさんのときからです。緊張しながら行っていました。私には妹がいて、高1の時には、妹も誘っていただきました。妹は、普通に楽しい場所として参加しています。

行けるときは毎月行っていました。最近では妹1人で行くときもあります。妹は、オンブズと相談ではつながってなかったけれど、もし何かあったときに相談できるようになって。私がCさんに「妹のことも心配なんです」という話をしたときに、「じゃあ、連れておいでよ」って。

ほっとサロンで、同年代の人たちに会って、帰りに一緒にプリクラ取りに行つて。仲良しの子も増えて。それぞれ学校行ってないから、一番楽しかったのは、ここでお友達できたこと。ライングループとかも作つて、「来月行く?」とか「行けるよ」みたいなの。めっちゃめっちゃいい縁をつないでもらつたなと思つています。

Q 妹さん楽しそうでしたか?

ものすごく楽しそうでした。「1人でも行く」つて。他の小さい子どもも何人か来ていたと思つています。先生でもなく、お友達でもなく、お母さんでもない方たちがいる場所つて貴重やと思つています。ほっとサロンはできれば絶やさないでいて欲しいです。

Q ほっとサロンのいいところつて、どういうところですか?

子どもがこんなにも楽しめていることつてすごいと思つています。子どもが楽しめることを考えるのつてとても難しいと思つています。たまに総合センターの体育館で運動することもありました。私たちは、ふだん絶対に運動しない組、学校に行けてない組なんで。お料理しに行ったこともありました。学校では体験できなかったことを、市とか大きなところでやるイベントにはちょっと行きづらい。規模を考えても、一番行きやすいなつていうのは純粋に思ついますね。

顔を合わせる場面があつたら寂しくはない

Q 相談員さんが変わつてしまうことは、負担じゃないのかなつて思つのですが、どうですか?

正直寂しいつていう気持ちは大きかつたです。でも、お仕事やもんなつて。AさんもCさんもDさんもみんな、退職つて形だつたので、お世話になつたからこそ、好きなお姉さんだからこそ、応援したい気持ちもありました。でもやっぱ寂しい子は

多いかもしれないですね。思い入れがある分……。

ほっとサロンで、たまたまラッキーなことに再び会える機会があつたのもありがたかつた。「来てくれるかも」つていう、そういう期待はありました。実際、何回か来てくださいました。そういうフォローがあれば、別にみんな寂しくないんじゃないかなと思ついます。

新しく担当になつてもらつた方には、全員事務局で会つていて、ほっとサロンでも会つていました。

Q 完全に初対面ではなかつたつてことですね。

そうです。新しい相談員さんとあらかじめ事務局で挨拶してたり、ほっとサロンで一度は会つているのつて、めっちゃ大事だと思ついます。一緒に料理作つてくれたお姉さんつて、子どもは多分「いや!」つて言わないと思ついます。お料理はコロナ後なくなりましたけど(2023年度より再開)、例えば一緒に作業をしたり、工作をしたりしたら、子どもは絶対覚えています。

また、おばあちゃん担当のBさんがずっといてくれたことも助かりました。Bさんが1人いるだけでも、違つたと思つています。何かあつたら優しくしてくれるだろうつていう。

だから、相談員の交代は、慎重ではあるべきかもしれないですけど、顔を合わせる場面があつたら寂しくはないと思ついますよね。

ペンで書いて整理してくれる

Q オンブズパーソンに対する思いとか、期待とかあれば聞かせてください。

私の担当をしてくださった4名の相談員もBさんも含めて、みんな安心できる人で、私を等身大に見てくれたり、いい意味で子ども扱いしてくれたりして、うれしがつたんです。普段されないことだつたので。「好きなお菓子は?」つて聞いてくられても、それを忘れてしまうことつてあるじゃないですか。この人は私のことを見てくれている、僕のことを見てくれているつて、子どもたちが思うだ

けでも子どもって安心できます。一人一人違うキャラクターだけど、みんな寄り添ってくれたのは共通していると思います。

Q 何か期待とかありますか？

特になくて。やっぱり、その子その子によると思うので。私のときも、これが嫌だったなとかなかったです。その都度聞いてくれたからだと思います。書いて記録してくれたのもうれしかったけど、そうしながら整理してくれたっていうことをこれからも続けてほしいです。

中高生は、自分の言いたいことがわからなくなっちゃうときもあります。そんなとき、「ちょっとずつでも一緒に整理していこうね」という言葉が中高生に伝わると思うんで。それを言って嫌がる子はいないんじゃないかなと思います。自分でもわからないところもあると思うし。「何かわからんけど寂しい」みたいな人もいっぱいいると思う。これからは SNS の時代だし。多分余計にそういう人が多くなってくると思うから。

そうなると、むしろアナログっていうのもいいのかもしれないですね。これからは、逆に、なんかそうやってペンで書いて整理してくれる。デジタルってパツパツ打ったら勝手に変換してくれるけど、アナログだと書く速さは遅いけど、書いてもらっている間に考えることもできるんですよね。子どもの側からしたら、一緒に整理していきやすいのだと思います。

誰かに喜んでもらえる存在になりたい

Q 現在の夢は？

人に喜んでもらうのが好きなので、誰かを癒したり、誰かに喜んでもらえたりする存在になりたいです。それこそオンブズと絡む部分もあると思っています。一人一人に寄り添うのは、難しいですが、喜んで欲しいっていう部分は同じだと思うので。私は、そういう部分を相談にのってくださ

た方々から、ずいぶん学んだと感じています。それと、最終目標は、自立したい、一人暮らしがしたいっていう思いは変わっていません。夢とまではいかないですけど、目標って感じです。

あとは Web デザインが結構好きで。ロゴの制作とか、自主制作とか。そういうのを強化していつ、何かに貢献できたらなっているのはあります。



インタビューをふりかえって

オンブズパーソン はまだ 浜田 しんじ 進士

本インタビューは、かつてオンブズへ相談した経験のある若者の聞き取りを通して、オンブズパーソン制度によって子どもがどのようにして権利を回復することができるのか、また救済はどのようにして成り立つのかについて、明らかにすることが目的である。この試みは4回目となる。

今回は、いちごさんという一人の女性から、中学1年生から20歳までの約7年間にわたる相談の経験と、そこから現在に至るまでのプロセスについて聞かせていただいた。いちごさんは、おとなに対する観察力が鋭く、また自らのことを豊かに語ってくださるので、当初想定していたインタビュー



時間をオーバーしてしまった。「人に相談するのがそもそも苦手で性格的に得意じゃなかった」

「(本音を)自分でも勝手に見えなく」していたいちごさんが、オンブズとの出会いの中で、気持ちや行動がどのように変化させていったのか、またオンブズパーソン制度をどのように捉えているのかについて話をうかがった。本インタビューは、いちごさんの側から見えていた世界を教えていただく貴重な機会だった。いちごさんへの心から感謝を記したい。

いちごさんは約7年間に、自身を担当した4名の相談員に加え、祖母を担当していた相談員を含む5名の相談員とつながってきた。ここではまず、「相談員との関係性」について述べたい。

担当していた相談員が退職することを知った際、いちごさんは「正直寂しいっていう気持ちは大きかったです」と率直な思いを語ってくださった。この語りから、継続していちごさんにつながり続けるためには、子どもの安心感に配慮した相談員間のバトンタッチが大切であることを学んだ。「みんな安心できる人で、私を等身大に見てくれたり、いい意味で子ども扱いしてくれたりして、うれしかったんです。普段されないことだったので」「一人一人違うキャラクターだけど、みんな寄り添ってくれたのは共通していると思います」と語っていた。

さらに「ちょっと幅をもたせて、考える時間ってあると思うんですね。やっぱり電話をするのは緊張するから。そこの幅をもたしてくれたりとかっていうことも大事かもしれないです。」と語っている。この語りからは、相談員がいちごさんに対して「わたしはわたし」「あなたはあなた」という心の境界線をしっかり保ってくれたこと、その過程で、いちごさんが自分は大切にされていると実感できたことがうかがえた。

いちごさんと相談員の関係は、まさにバウンダリー (Boundary) をまもりながら、関係を形成していくプロセスだと感じた。バウンダリーとは、自分と他者との間にある心理的・物理的な「境界線」のことをいう。どこまでが自分の責任や感情で、どこからが相手のものを区別するためのものである。それは、自分の心や身体を守りながら健全な人間関係を築くための重要な概念である。いちごさんは、相談員との面談を重ねるなかで、この心理的・物理的な「境界線」が安定的に保たれる経験をしていたと考えられる。そのことが、オンブズ

との関係を継続する基盤となったのではないだろうか。また、そうした基盤は、相談員のパーソナリティーのみに依拠するものではなく、オンブズの相談員全体による組織的なかわりによって支えられていたのではないだろうか。その結果として、高校卒業後の進路選択に至るまでつながりを保つことができたのではないか。

次に、「イベントを通じた仲間との出会いと関係」について述べたい。相談した子どもがオンブズとのつながりを継続するためには、「オンブズくらぶ」という相談室、およびそこで定期的に行われる「ほっとサロン」の存在が重要であったことを学んだ。いちごさんは、「仲良しの子も増えて。それこそ学校行ってないから、一番楽しかったのは、ここでお友達ができたこと」「ライングループとかも作って」と語っている。このように、「オンブズくらぶ」という場における同じ経験をもつ仲間との出会いは、いちごさんとオンブズとのつながりにおいて重要な要素であったのではないか。共通の体験を持つ仲間同士が、必ずしも互いの経験を直接的に共有しないとしても、イベントを通して、同じ時間や空間を共有し、互いに共感し合うことで、本来持っている力を引き出されていく。その過程で、生きる自信や勇気が引き出され、すなわちエンパワーメントにつながるものであったと考えられる。いちごさんがオンブズにつながり続けた背景には、「ほっとサロン」における仲間との出会いと関係が存在していたと考えられる。この場と関係が、相談者に「安心」や「共感」を与え、人とのつながりを生み出したのではないだろうか。

本インタビューのように、相談経験のある若者の語りをきくことは、一人の子どもが「川西モデル」のオンブズパーソン制度において、どのような経験をしてきたのかを、私たちオンブズが学ぶ営みである。毎年インタビューを継続していくことは、25年以上にわたり運用されてきた権利救済制度の評価に、子ども当事者の参加を組み込む試みとなる。2022年度から始まった地道な取り組みではあるが、本インタビューは、川西市における子ども施策の評価・検証過程に、子どもの意見表明権および参加の権利を保障する実践のひとつとなり得ると考えられる。

Ⅲ 子どもの人権オンブズパーソン制度について

はじめに

2023年4月、こども家庭庁が設置され、こども基本法が施行されました。さらに政府は同年12月に、こども基本法の基本理念にのっとり、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」を閣議決定しました。こども大綱には、国が初めて自治体によるオンブズパーソン等の相談救済機関について触れるとともに、その取り組みを後押しすると書かれています。こども基本法の施行を機会に、全国に子どもの人権オンブズパーソンのような子どもの権利擁護機関を設置する動きが広がっています。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例第1条（目的）には「本市における子どもの権利条約の積極的な普及に努めるとともに、子どもの人権オンブズパーソンを設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」と記されています。

これは、子どもの権利条約第4条（締約国は、この条約に認められる権利の実現のため、すべての適当な立法措置、行政措置その他の措置を講ずる）の規定に基づき、子どもをめぐる状況を改善するために自治体に求められる立法・行政上の措置として、子どもの人権オンブズパーソンを設置することを定めたものです。市が子どもの権利を尊重し確保するための具体的な役割を担う立場にあり、地方自治の主体的な実践として、この役割を果たしていこうとするものです。

一方、国連の子どもの権利委員会は、子どもの権利条約批准（1994年）後の日本における実施状況の報告に基づいて、数年ごとに日本に対し懸念事項を示し、いくつかの勧告を行っています。その中で、条約の実施を促進・監視するための独立機関、すなわち子どもの権利のための公的第三者機関の設置が必要であるという見解を示しています¹。

国レベルでは、いまだ独立の公的第三者機関は設置されていませんが、川西市子どもの人権オンブズパーソンは、さまざまな人権侵害状況に置かれている子どもに、必要な救済を行うために活動しています。国内の状況においては、1998（平成10）年に全国に先駆けて川西市が子どもの人権オンブズパーソンを設置して以降、現在では60数か所の地方自治体が独自に条例を制定し、公的第三者機関として子どもの権利救済機関を設置しています。ただ、新たに設置された子どもの救済機関のすべてが、川西市のように相談・調整活動や調査活動で見えてきた課題について行為の是正や制度の改善を求める権限をもっているわけではありません。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

1989（平成元）年に国際連合で採択され、日本は1994（平成6）年に批准しました。子どもの基本的権利を国際的に保障するために定められた条約で、子どもを権利の主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要なことに鑑みて、子どもに固有の権利も定めています。

条約は、子どもをめぐるすべての対応を検討する際に、4つの一般原則として、差別の禁止（第2条）、子どもに関わるあらゆる活動における子どもの最善の利益確保（第3条）、生命への固有の権利及び生存・発達の権利保障（第6条）、子どもの意見が聴かれ尊重される権利（第12条）を掲げています。

おとなには、子どもの命とその育ちを支える（第6条）とともに、不適切な行為や暴力等さまざまな権利侵害から保護し（第19条）、子どもの意思や気持ちを聴き尊重する（第12条）責任があります。そして、国や地方自治体は、子どもの権利が十分に保障され、その責務をおとなが果たせるよう、その基盤を整える責任があります。

¹ 詳しくは、児童の権利委員会「条約第44条に基づき締約国から提出された報告の審査 総括所見：日本」（2010年6月20日）及び「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」（2019年3月5日）を参照のこと。
出典：外務省 児童の権利条約 <https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

子どもの人権オンブズパーソン制度の趣旨

川西市子どもの人権オンブズパーソンは、いじめ・体罰・差別・不登校・虐待などに悩む子どものSOSを受けとめ、あらゆる人権侵害からの擁護・救済を図るために、1998（平成10）年12月、全国ではじめて市の条例により創設された公的第三者機関（市長の付属機関：地方自治法第138条の4第3項）です。

個々の子どもの人権救済を図るために、相談・調整活動、調査活動に取り組むとともに、子どもの救済から見えてきた課題については、「子どもの最善の利益」（子どもの権利条約第3条）を確保する観点から、市の機関（市立の学校・園や保育所、市教委等の行政機関）などに対し、行為等の是正や制度の改善を求めて、勧告や意見表明などの提言を行います。

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例制定の経緯

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっていました。他方、国際的な潮流として、1989（平成元）年11月に「子どもの権利条約」が採択され、日本も1994（平成6）年4月に同条約を批准しました。これらの状況をふまえ、川西市教育委員会では1994（平成6）年度末より抜本的ないじめ対策等のあり方についての検討・協議を進めてきました。そのなかで、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、条例案の検討の積み重ねを経て、1998（平成10）年12月の市議会にて全会一致で可決・制定されました。

○1995（平成7）年度

- ・ 4月、市教育委員会が「子どもの人権と教育」検討委員会を設置。
- ・ 6月～7月、同検討委員会で「子どもの実感調査」（小6・中3対象）を実施。
「（過去1年ほどの間で）学校でいじめを受けた」……（小6）36%（中3）19%
このうち小6の約5%、中3の約10%が「生きているのがとてもつらく思えるほどの苦痛」と回答。
何度もいじめを受けている子どもほど、誰にも相談できず「一人でがまんする」と回答。
- ・ 10月、上記調査等をもとに、同検討委員会が「子どもの人権と教育についての提言」を市教委に提出。その中で、子どもの人権を守る第三者機関等の仕組みの創設を提起。

○1997（平成9）年度

- ・ 5月、市教育委員会が「子どもの人権オンブズパーソン制度検討委員会」を設置。
- ・ 9月、「川西市における子どもの人権オンブズパーソン制度のあり方について」を答申。
- ・ 10月、「オンブズパーソン制度例規等検討委員会」を設置。翌年度にかけて、学校教育・社会教育関係者等からの意見聴取など、約1年を費やして条例案を策定。

○1998（平成10）年度

- ・ 11月、「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例案」を市教育委員会定例会で可決。
- ・ 12月、同条例案を市議会に上程。審議の結果、オンブズパーソンを「市教育委員会に置く」から「市長の付属機関とする」に一部修正の後、全会一致で可決・制定。

○1999（平成11）年度

- ・ 4月、オンブズパーソン制度の運営開始（相談・申立ては6月より受付）。

条例の目的（条例第1条）

「この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

オンブズパーソンの職務（条例第6条）

<個別救済>

- ①子どもの人権侵害の救済に関すること。
- ②子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

<制度改善>

- ③前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

オンブズパーソンの責務（条例第7条）

「オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。」

オンブズパーソンの制度運営について

人員体制

- ・ オンブズパーソン（地方自治法上の非常勤特別職）：3名
法曹界、学識経験者、子どもの人権関係のNPO関係者等から、市長が委嘱します。
- ・ 調査相談専門員（地方公務員法上の会計年度任用職員：通称 相談員）：4名
子どもや保護者等からの相談や申立てを最初に受け、オンブズパーソンに報告します。相談の継続や調査活動にも携わります。そのうち1名がチーフ相談員となり、相談・調査等の関係機関との連絡調整等を担当します。
- ・ 調査相談専門員（地方自治法上の専門委員：通称 専門員）：11名
オンブズパーソン経験者等から選任され、オンブズパーソンや相談員を助ける専門家（法律、医療、心理、学校教育、福祉等）。オンブズパーソンから必要な専門的知見や情報提供を求められたときに活動します。
- ・ 事務局職員（行政職）：2名
オンブズパーソン及び相談員の業務の補佐や、事務局の庶務等を担当します。

相談活動（第IV章 参照）

- ・ 市内の18歳未満の子ども（在住・在学・在勤）のことであれば、誰でも相談できます。子ども、保護者、教職員、行政職員、その他の市民が容易にアクセスできるように、相

談への入口を広く設定しています。

- ・ 電話相談、または事務局や子ども向け相談室「子どもオンブズクラブ」での面談により行います。子どものニーズに応じて自宅や地域に訪問することもあります。
- ・ 電話受付は休日を除く月曜日から金曜日の 10 時～18 時です。そのほかの時間帯は、留守番電話や FAX で対応しています（相談の申込みはインターネットでも受付）。
- ・ 初回の相談者がおとなである場合にも、できるだけその相談者を介して当該の子どもに会って話を聞いています。
- ・ 必要に応じて擁護・救済の申立てを受け、調査を実施すべく相談に応じます。

調整活動（第Ⅳ章 参照）

- ・ 相談活動の一環として、子どもの人間関係の修復・再構築のために、関係調整や関係機関との連携を行います。オンブズパーソンが子どもと子どもにかかわりのあるおとな（教職員や保護者など）の橋渡し役となり、おとなに子どもの心情が伝わるよう建設的な対話に努める中で、「子どもの最善の利益」の実現のために、子どもにとってよりよい人間関係があらたにつくり直されていくことをめざします。

調査活動（第Ⅴ章 参照）

- ・ 条例は、オンブズパーソンに、市の機関に対する調査権（条例第 11 条）、勧告及び意見表明権（条例第 15 条第 1 項及び第 2 項）を付与しています。
- ・ オンブズパーソンの調査活動では、子どもの人権侵害からの救済をはかり、「子どもの最善の利益」を確保するために、市の機関による主体的な取り組みを促し支援するとともに、再発防止策等の具体的な提案を行います。
- ・ 市の機関に対しては、「オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない」（条例第 8 条）と規定し、あわせて、勧告・意見表明の尊重義務（条例第 15 条第 3 項）を課しています。

広報・啓発活動（第Ⅵ章 参照）

- ・ 「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第 6 条第 2 号）というオンブズパーソンの職務に基づいて、広報・啓発活動に取り組んでいます。
- ・ 「市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努める」（条例第 21 条）としています。

オンブズパーソン会議と研究協議（第Ⅶ章 参照）

- ・ オンブズパーソンが条例の手続きに基づいて「オンブズパーソン会議」（原則公開）を開催し、重要事項はここで決定します。
- ・ 「研究協議（ケース会議）」（非公開）は、週 1 回の午後半日をかけて、受け付けた案件への対応等について、オンブズパーソンや相談員等が話し合います。

個別救済・制度改善までの主な流れ

初回相談

○平日の10時～18時まで、相談員が相談の受付をしています。^(※1)

<相談方法>

- ・電話：(フリーダイヤル) 0120-197-505
- ・面談：◎オンブズパーソン事務局(市役所5階)
◎相談室「子どもオンブズくらぶ」
(川西能勢口駅前 パルティ川西4階)
- ・手紙：「〒666-8501 オンブズパーソンあて」で届きます。
- ・FAX：072-740-1233

(※1) 相談の申込みについては、インターネットでも受け付けています。
継続相談については、相談者の事情により、必要に応じて18時以降でも面談を行う場合があります。

継続相談

○相談を継続する場合には、面談を設定し、さらに詳しく話を聞きます。おとなの面談は事務局で、子どもの面談は「子どもオンブズくらぶ」で行うことが多いです。

相談記録作成
研究協議に
案件提出

○オンブズパーソンに寄せられた案件について、相談員は相談記録を作成し、オンブズパーソンに「研究協議」の場で報告します。緊急の対応が必要な案件については、適宜オンブズパーソンに連絡をし、指示を仰ぎます。

研究協議^(※2)
課題整理および
案件への対応の検討

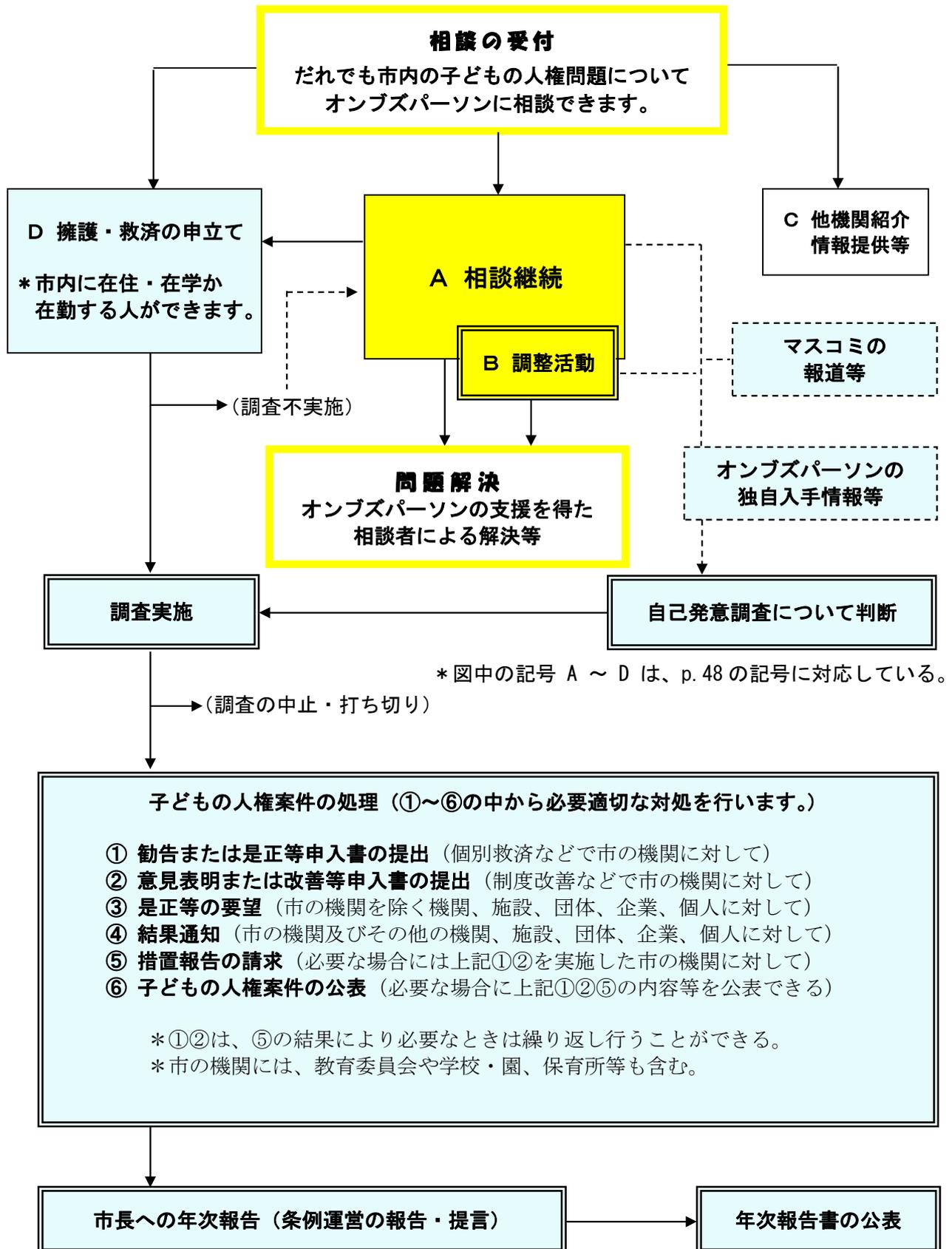
○研究協議は、原則週1回行います。

(※2) 当事者である子どもの最善の利益を図るために、教育・福祉・法律・心理等、それぞれの専門分野からオンブズパーソンや相談員等が必要な取り組み課題を整理し、案件の対応や方向性を検討します。

- A 相談継続(当事者自身による問題解決の支援)
- B 調整(当事者間の関係調整の支援)
- C 情報提供、他機関紹介など

D 擁護・救済の申立て等 → 調査等
→ 制度改善への提言など

川西市子どもの人権オンブズパーソン制度のしくみ



Ⅳ オンブズパーソンの相談・調整活動

2025 年次の相談状況

オンブズに寄せられた 2025 年次の年間ケース数¹は 94 件、うち新規ケースは 77 件、前年次からの継続ケースは 17 件でした。年間ケース数は、昨年次の 80 件と比べて増加しています。その背景には、後述する本年次の川西市における部活動の社会移行という大きな変化に関して、1 つのテーマについて複数の子どもたちから同時に相談を受けたケースがありました。オンブズでは、集団全体を 1 ケースとするのではなく、子ども一人を 1 ケースとして取り扱っています。

本年次の年間相談者数²は 161 人、年間相談・調整回数³は 702 回でした。子どもの相談・調整回数が 418 回で、昨年次の 369 回に比べて増加した一方で、保護者と関係機関等を合わせたおとなの相談・調整回数は 284 回と昨年次の 331 回と比べて減少しています。(図Ⅳ-1)。昨年次に引き続き、子どもの相談・調整回数が増加している一方で、おとなの相談・調整が減少している傾向にあります。

本年次の相談・調整活動の特徴を示す上で、本レポートの冒頭にあったように、川西市では、2026 年 3 月末までに、市内 7 つの公立中学校の部活動は全て終了し、同年 4 月から地域クラブによる活動へ完全移行するという子どもにとって大きな変化があります(第Ⅰ章参照)。その影響を受けて、本年次の 3 月から 4 月にかけて、市内中学校のある部活動に所属する子どもたちから、部活動の社会移行に関する問題について集団で相談を受けました。その後、複数回の相談を重ねた上で、子ども達の意向をふまえて中学校や教育委員会との調整を行いました。この相談・調整は、特定の部活動の問題を取り扱ったものとして、事案としては一つのまとまったものとも考えられます。

本年次の相談・調整活動について月別にみると、本年次は学期の変わるタイミングに相談・調整回数が増加しています(図Ⅳ-2)。これは、部活動の社会移行について年度をまたいだ相談・調整があったことに加えて、新学期を迎えたり、学期が終わったりと子どもたちの環境が変わる時期に相談が寄せられやすいことが考えられます。

また、2025 年次の 1 ケースあたりの相談・調整回数は平均 7.47 回で、相談の継続回数の内訳(図Ⅳ-3)としては、昨年次に引き続き 1 回で終了する相談は 20%以下となっています。また、10~49 回の長期にわたる相談が全体の 25%近くを占めており、これまでと同様に多くのケースで子どもをはじめ保護者や関係機関を含めて継続的な相談を続けていることが分かります。

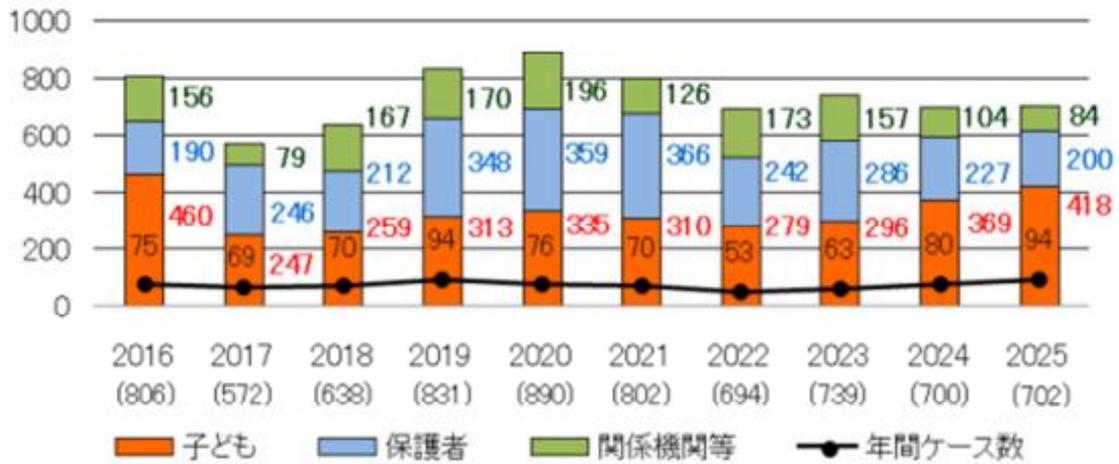
¹ 「ケース数」とは、相談の対象となった子どもの数を表す。その合計を年間ケース数とする。

² 「相談者数」とは、当該子どものケースに関わった相談者の数を表す。その合計を年間相談者数とする。

³ 「相談・調整回数」とは、当該子どものケースに関わった相談・調整の回数を表す。全相談者の相談・調整回数の合計を年間相談・調整回数とする。

※たとえばある子どもについて、子ども本人と 5 回、保護者と 2 回、市教育委員会と 3 回面談をした場合、ケース数は 1 件、相談者数は 3 人、相談・調整回数は 10 回となる。

図IV-1 年間ケース数と年間相談・調整回数の推移
(2016～2025年)

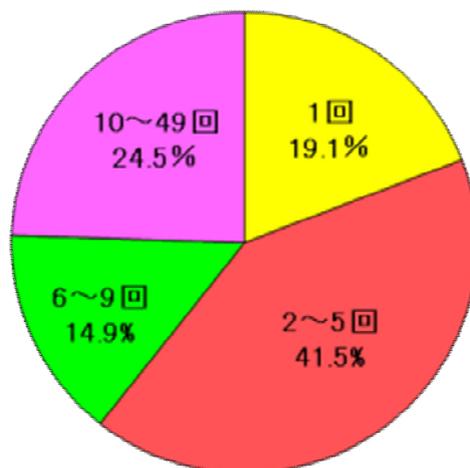


図IV-2 月別ケース数と相談・調整回数

年間ケース数:94件、年間相談・調整回数:702回



図IV-3 相談の継続回数の内訳
(年間ケース数:94件)



相談・調整活動の形態と所要時間

オンブズへの初回の相談方法は、新規ケース 77 件のうち電話が 31 件（おとな 25 件、子ども 6 件）、来所が 41 件（おとな 11 件、子ども 30 件）、オンブズの訪問によるものが 4 件、市のホームページからの問い合わせが 1 件でした。オンブズへの初回の相談方法としては、例年はおとなによる電話が最も多い方法となりますが、本年は子どもによる来所が最も多くなりました。これは、前述の部活動の社会移行についてのケースで、子どもたちが部員間や友達同士で声を掛け合い、自分たちで問題解決を目指してオンブズへ繋がったことが大きく影響していると思われます。

相談・調整活動の形態に着目すると、2025 年次の電話による相談・調整回数はおとなの場合は 134 回で 46.8% を占めているのに対し、子どもは 79 回で 18.9% にとどまっています。一方で、来所や訪問による対面での相談・調整回数はおとなでは 150 回で 48.2% であるのに対し、子どもでは 339 回で 78.9% を占めています（図 IV-4）。

また、相談・調整活動の所要時間をみると、電話での相談は子どももおとなも 30 分未満の相談が 80% 以上ですが、面談ではどちらも 60 分以上が 60% 以上となっています（図 IV-5）。

オンブズでは、子どもが安心して話せる環境を大切にしながら面談を行っています。安心して本音を話せる場所として「子どもオンブズくらぶ（p.67 を参照）」は、毎年子どもからの相談の半数以上で利用されており、子どもにとっては重要な場所となっています。

図 IV-4 相談・調整活動の形態

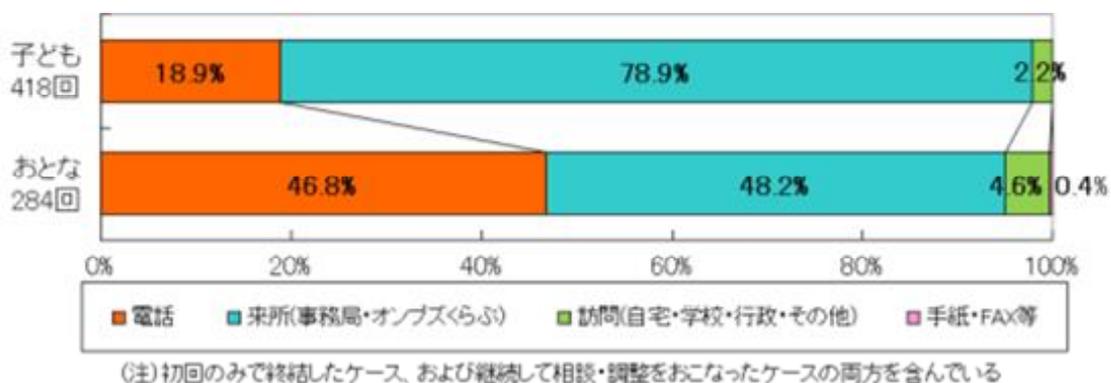
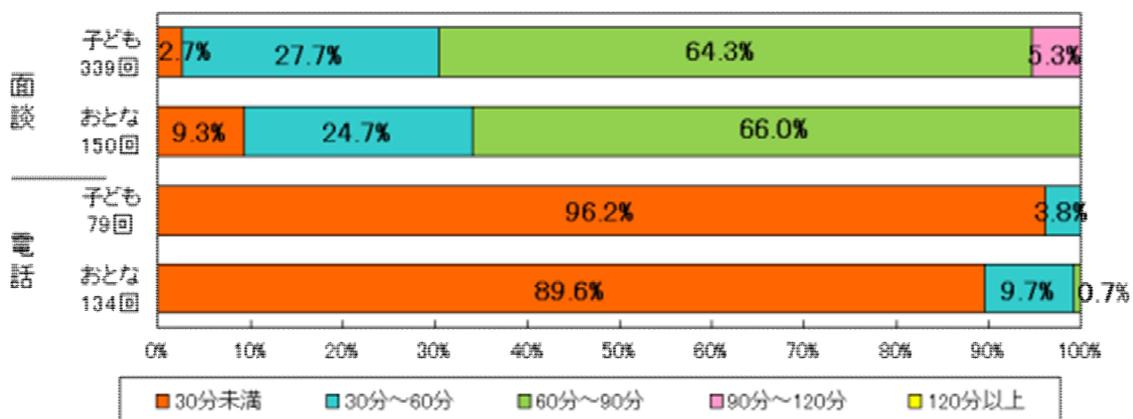


図 IV-5 相談・調整活動の所要時間



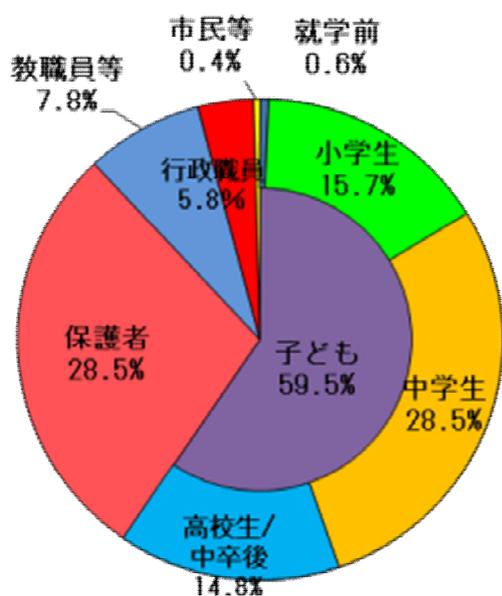
相談者の内訳

2025年次の相談・調整回数の内訳をみると、子どもの割合が59.5%とオンブズパーソン制度が始まって以来、最も高くなっています。内訳では、就学前が0.6%、小学生が15.7%、中学生が28.5%、高校生・中卒後が14.8%と、中学生からの相談・調整の割合が特に高くなっていることがわかります。また、おとなでは保護者が28.5%と最も高くなっていますが、教職員等や行政職員も一定の割合を占めています（図IV-6）。行政職員はすべて、教育委員会内の学校や幼児教育・保育に関わる部署の職員となっています。

次に、子どもの学齢別ケース数及び相談・調整回数において子どもとおとなの傾向を比較してみると（図IV-7）、就学前（子ども4回、おとな18回）や小学生低学年（子ども29回、おとな35回）、小学生高学年（子ども81回、おとな119回）では子どもの数がおとなより低く、中学生（子ども200回、おとな92回）、高校生・中卒後（子ども104回、おとな18回）では、子どもとの相談・調整の数が多くなっています。特に、中学生において、例年次よりも子どもからの相談の割合が高くなっています。

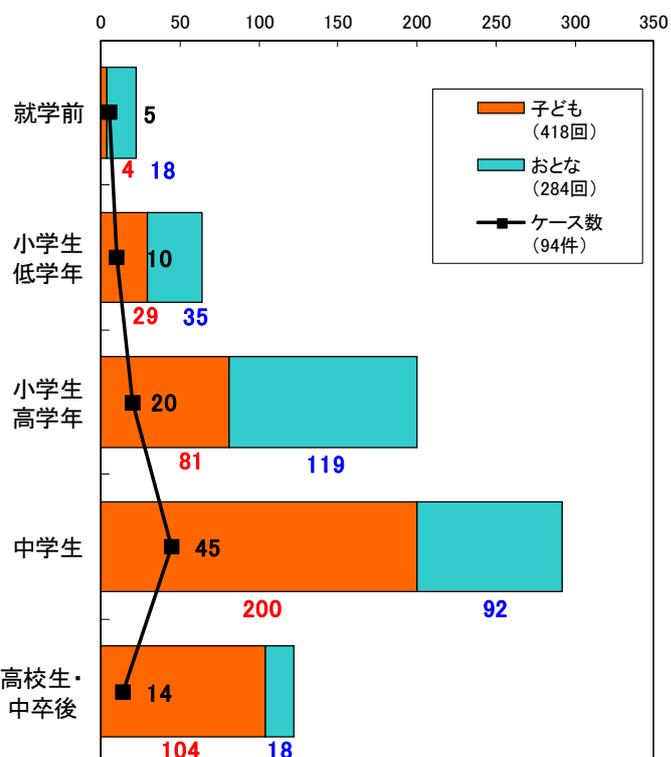
オンブズでは、相談の対象である子どもの学齢が高くなるに従って、子ども自身が中心となって相談・調整を通じた問題解決を図る傾向があります。本年次は特に、部活動という子どもたちの日常生活と密接に関係する活動の中で生じたテーマについて、子どもたち自身で解決しようという動きがあったことが大きく影響していると思われます。

図IV-6 相談・調整回数の内訳



①注)小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

図IV-7 学齢別ケース数及び相談・調整回数



相談内容

2025年次のオンブズにおける相談内容を見ると、「学校・保育所等の対応」に関する相談・調整回数が最も多く、次いで「家庭生活・家族関係」「交友関係の悩み」の順で多くなっています（図IV-8）。特に「学校・保育所等の対応」は、年間ケース数である94件中52件で相談がされています（表IV-2）また、問題が生じている関係性に注目すると、「子どもと学校・保育所・教職員等との関係」が全体の71.3%と最も高く、「子どもと保護者・家族との関係」（45.7%）、「子ども同士の関係」（39.4%）がこれに続いています（表IV-1）。

こうした状況の中で、本年次の相談内容には、これまでと比べて顕著な特徴が見られました。それは、子どもたちが学校・家庭といった身の回りで起きた問題について、子ども自身が主体となってオンブズへ相談し、問題の解決を目指すケースが多かった点です。

まず、図IV-8で最も割合の高い「学校・保育所等の対応」について、相談内容ごとの相談・調整回数（図IV-9）を見ると、52.4%が子どもからの相談となっています。過去と比較すると、同項目における子どもからの相談の割合は、2024年次が21.5%、2023年次が15.5%であり、これまで主に保護者から寄せられていた相談が、本年次は子どもたちより多く寄せられていることが分かります。さらに、子どもからの相談に絞って主訴・副訴⁴の内訳を見ると、「学校・保育所等の対応」を相談内容に含むもののうち、主訴として相談されたのは、266回中195回（73.3%）で、子どもたちが解決の優先度の高い課題としている状況がうかがえます。

また、本年次は「行政施策」の相談が9.3%となり、過去最も高い割合となりました。オンブズに寄せられる相談内容のうち、代表的な8項目の推移を表した図IV-8には含まれていませんが、本年次では全体で6番目に多い相談内容となります。これは、部活動の社会移行という市の政策に関連した相談・調整があったことが特に大きく影響していると思われます。

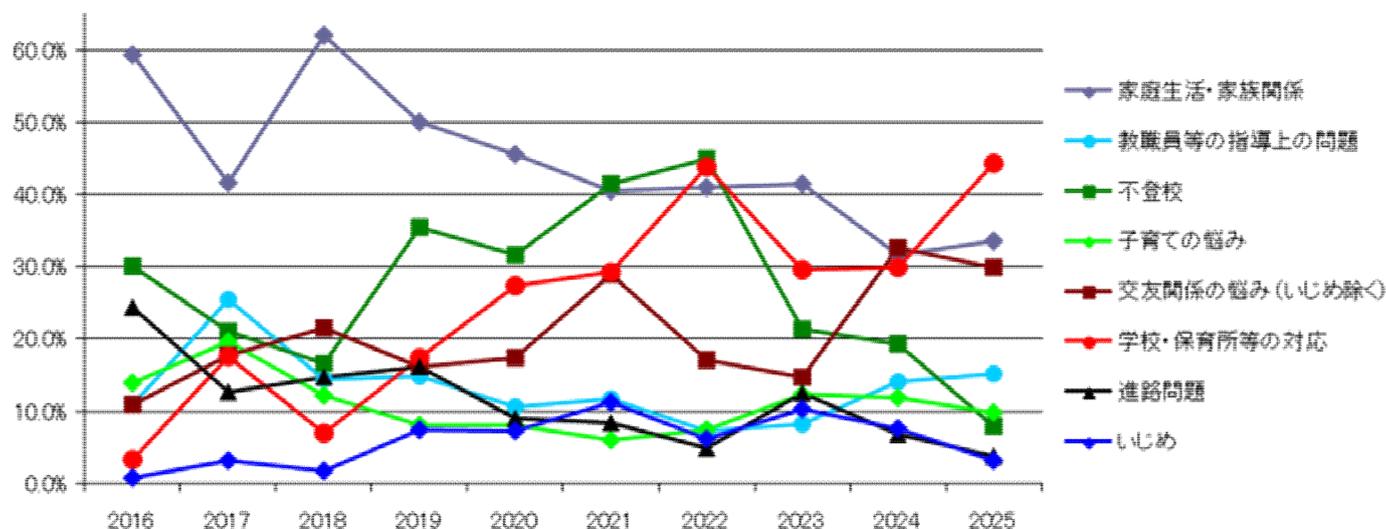
一方で、例年と同様の傾向として、オンブズへ寄せられた相談・調整の内容の割合（図IV-8）において「交友関係の悩み」が33.5%、「家庭生活・家族関係」が29.9%と、引き続き高い割合となっています。これらの相談は、図IV-9で確認できるように、どちらも子どもからの割合が高いことが特徴です。くわえて、「教職員の指導上の問題」についても、本年次は106件の77件（72.6%）が子どもからの相談となっています。

2025年次の相談・調整活動は、部活動の社会移行だけにとどまらず、子どもたちを取りまく環境が変化する中で、子どもたちの日常生活で抱える困りごとが相談されました。そして、オンブズでは、面談で整理された子どもたちの気持ちや思いを、子ども自身がおとなへ伝えるサポートを行いました。

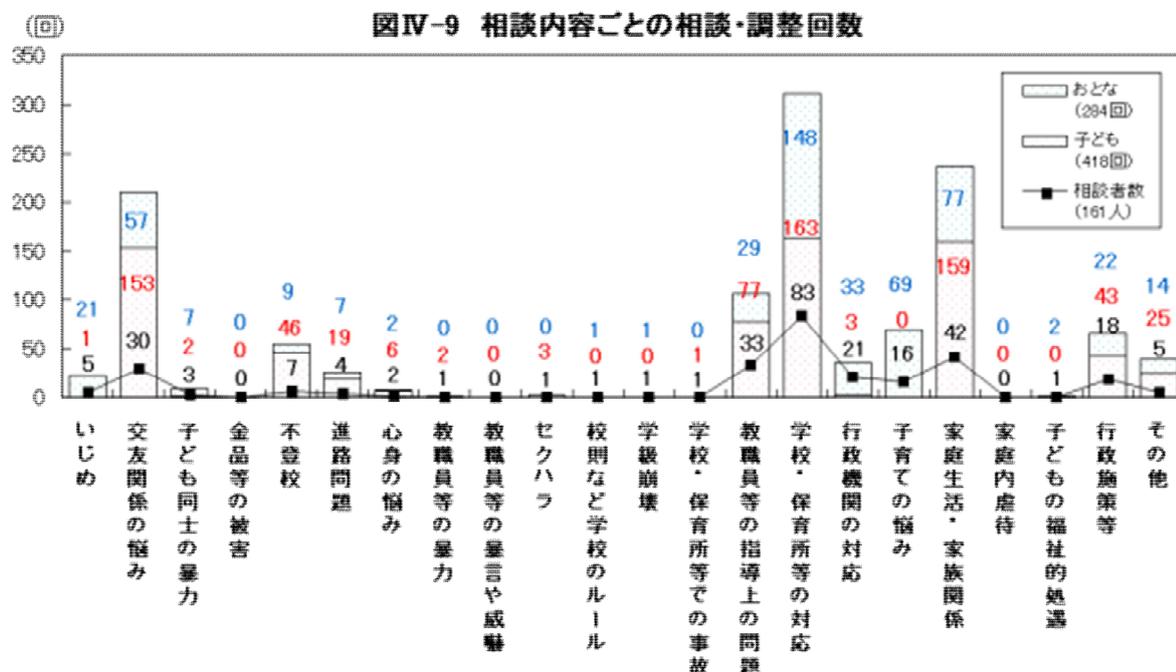
また、本年次は、相談・調整活動とは別に、オンブズパーソンの発意による調査を前年次より1件継続中でしたが、調査の結果、条例上の対処を行いました。詳細については第V章をご覧ください。

⁴ オンブズは、毎回の相談内容について、あらかじめ設定した21項目の中から「主たる訴え（主訴）」に該当する一つをチェックし、他にも訴えがある場合は、それを「副次的な訴え（副訴）」として一つチェックするようにしている。例えば、ある相談者の初回相談で主訴として「不登校」が、副訴として「家庭生活・家族関係」が、2回目の相談で主訴として「不登校」が、副訴として「学校・保育所等の対応」が相談されたとする。この場合、各相談事項のカウントとしては、「不登校」が2回、「家庭生活・家族関係」が1回、「学校・保育所等の対応」が1回となる。

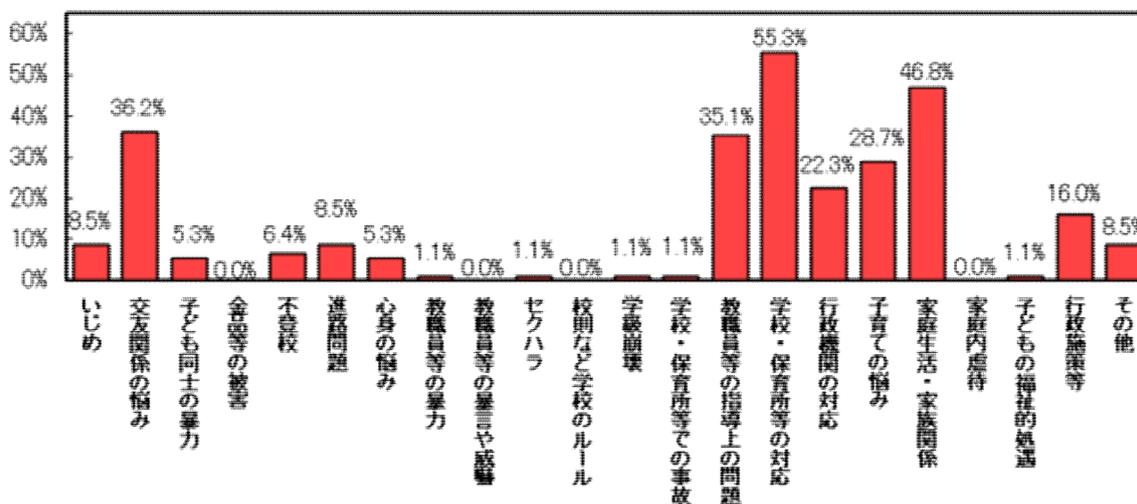
図IV-8 相談内容の年間相談・調整回数に占める割合の推移



図IV-9 相談内容ごとの相談・調整回数



図IV-10 ケース別相談内容



(注) ケースごとに、相談者が訴えたことのある相談内容をすべてカウントし、年間ケース数94件に占める割合を示している。

表Ⅳ-1 問題となっている関係（ケース数：94件）

関係性	該当ケース(件)	割合(%)
子ども同士の関係	37	39.4%
子どもと学校・保育所・教職員等との関係	67	71.3%
子どもと保護者・家族の関係	43	45.7%
子どもと行政機関との関係	17	18.1%
子どもとその他のおとなとの関係	8	8.5%
保護者と学校・保育所・教職員等との関係	20	21.3%
保護者と行政機関との関係	5	5.3%
保護者同士の関係	13	13.8%
子どもをめぐる家族の関係	5	5.3%
子どもをめぐるその他おとな同士の関係	5	5.3%
その他	0	0.0%
ケース数 総計	94	

表Ⅳ-2 取扱いケースにおける学齢別相談内容（ケース数：94件）

相談内容	子どもの学齢別ケース数					総計
	就学前 (5件)	小学生 低学年 (10件)	小学生 高学年 (20件)	中学生 (45件)	高校生・ 中卒後 (14件)	
いじめ		1	4	3		8
交友関係の悩み(いじめ除く)		2	12	12	8	34
子ども同士の暴力(いじめ除く)			3	1	1	5
金品等の被害						
不登校		1	1	3	1	6
進路問題				5	3	8
心身の悩み		1	1	1	2	5
教職員等の暴力			1			1
教職員等の暴言や威嚇						
セクハラ					1	1
校則など学校のルール						
学級崩壊			1			1
学校・保育所等での事故			1			1
教職員等の指導上の問題		5	5	22	1	33
学校・保育所等の対応	1	4	9	35	3	52
行政機関の対応	1	1	3	16		21
子育ての悩み	4	4	10	5	4	27
家庭生活・家族関係	4	7	13	8	12	44
家庭内虐待						
子どもの福祉的処遇					1	1
行政施策等				15		15
その他	1		2	4	1	8
総計	11	26	66	130	38	271

人と人をつなぐ「調整活動」

調整活動とは

オンブズパーソンが相談の一環として取り組む重要な活動に調整活動があります。調整活動とは、「子どもの最善の利益」を図るために、オンブズパーソンが子どもに関係する教職員や保護者などに直接出会う、子どもの権利が擁護されるよう働きかけ、関係するおとなと建設的な対話に入るための環境づくりにあたることです。相互の人間関係のつくり直しを支援し、必要に応じて関係機関との連携も行っています。そこでは子どもの立場にたって、子どもを取り巻く人々や環境に働きかけ、人と人をつなぐことに主眼をおいています。

オンブズパーソンは関係機関から独立した公的第三者機関として位置づけられていることにより、子どもを中心にして関係する人々や機関をコーディネートしやすい仕組みになっています。

調整活動では、個々の子どもが置かれた状況に即して、例えば以下のような取り組みを進めています。

- ◇ 子どもと保護者、子どもと教職員、保護者と教職員など、子どもを取り巻く人間関係において、意思疎通がうまくいかない場合に、オンブズパーソンが両者の間に立って、お互いの気持ちを橋渡しする。
- ◇ 学校や教育委員会（児童福祉所管を含む）など関係機関と連携し、当該子どもの理解と今後の支援の方向性について話し合う。

子どもに関係するおとなが対話を積み重ねることにより、子どもの置かれた状況について共通理解を図り、子ども中心の支援を展開することができます。

子どもの安心の回復のために

子どもに関する問題が起きた場合は、子どもと周りのおとな、また周りのおとな同士で、意思疎通が難しくなり関係不全に陥っていることが少なくありません。子どもを支援するために、周囲のおとなが、対立的な関係ではなく、お互いに信頼し合い、つながり合える関係を再構築していくことが必要です。関係調整のプロセスでは、オンブズパーソン立ち会いのもと、当事者同士（子どもと教職員等）の直接の対話の機会を可能な限り設け、双方がお互いの考えや思いを聞き合うことにより、相互理解を促し、問題の打開を図っていきます。

子どもの人権侵害は、子どもの身近な人間関係において起きています。そのため、子どもを取り巻く人間関係がよりよくつくり直されていくことが、子どもの安心の回復につながっていくのです。

相談・調整活動の実際

近年、教職員や家族とは違った立場で子どもに関わる「第三者」のおとなの役割が重要と なっています。おとなの役割が重要であるという意義を確認する観点から、相談・調整活動 の実際を紹介し（以下で紹介する事例は、オンブズにこれまで寄せられた相談をもとに 作成した架空の事例です）。

【 すごろくを使って子どもの困りごとをあきらかにできた事例 】

夏休みが近づいてきた7月中旬、小学3年生のAくんの母から電話があった。母の話では、Aくんのクラスがざわついていて、聴覚過敏の傾向があるAくんは落ち着かないようで、このままでは学校に行くのが嫌になるのではないかと心配しているとのことだった。そこで、もっと詳しい話を聞かせて欲しいと伝え、面談で詳細を聞くことになった。実際にAくんに会ってみると、Aくんは静かに話をする、おとなしい感じの印象であった。Aくんの話では、4月頃は特に問題はなかったが、7月に入った頃から「なんとなく、しんどい」とのことだった。相談員はAくんに3年生になってから今までの出来事やクラスの様子について、印象に残っていることをいろいろ話してもらうことにした。クラスの様子については、元気でガヤガヤしてるが、うるさい時は先生が注意してくれるので問題ないとのこと「今日も隣の席のBくんが先生に怒られていた」と少し強い口調で話してくれた。Bくんのことを話すAくんの口調に引っかかりを感じたため、Bくんについて尋ねてみたが、曖昧な返事しか返ってこず、ただ漠然と出来事や様子をきいているだけでは、Aくんが、いつ頃から、何が原因でしんどさを感じるようになったのかが分かりにくかった。そこで、4月から今までの出来事を時系列に沿って整理しながら、その時のAくんの気持ちも確認することを目的に、「Aくんの小3すごろく」を一緒に作ることを提案すると、Aくんも「やってみる」と応じてくれた。

すごろくは4月の新しい学年のはじまりをスタートとし、面談でAくんが話してくれた出来事を順に書き込む形式にした。相談員がAくんからきいた「新しいクラスになった」「席替えがあった」等の出来事を順に書き込んでいくと、Aくんはそれを横で見ながら「春の遠足もあったよ」「休み時間にカードゲームをした」など、その時々にあったことを思い出しながら付け足すようにポツポツと話してくれた。

次に、相談員は、それぞれの出来事の横にAくんの気持ちを書き込めるように吹き出しを付け、「この時何があって、どう思った？」ときいていった。するとAくんは、新しいクラスになったことを「ワクワク」する気持ちと表現し、「新しい友だちもできたし、明るい感じのクラスで良かった」と説明してくれた。また、春の遠足についても「いーい」「楽しい」というポジティブな気持ちで、「みんなでお弁当を食べたのがよかった」と話してくれた。一方で、「休み時間にみんなでカードゲームをした」という出来事では、ゲームに勝って「よっしゃ〜」という気持ちがあるものの、「けど、このゲームのあと、一緒に遊んでたBくんが原因でケンカが起きた」と話し、「ざんねん」という気持ちも同時にあると説明してくれた。

Aくんと一緒にすごろくを使って出来事を整理することで、その時に起きたことや気持ちをAくんが表出しやすくなっていると感じ、すごろく作りを進めていった。そして話題は最近の席替

えのことになり、隣の席が B くんになったと話してくれた。B くんの話をする A くんは時折言いよどむことが多くなり、「イマイチ」「またか」などのネガティブな気持ちを話してくれるようになった。詳しくきいてみると、B くんは授業中に紙を丸めて A くんには飛ばしてきいたり、ふざけて同意を求めてきたりするなど、A くんに対するイタズラをしてくることだった。また、B くんに対して、「静かにしてほしい」「前を見てほしい」と思いながら過ごしていたり、「やめて」って言ったこともあったけど、ニヤニヤしたり、ふざけた返事をされて、嫌な気持ちがあると話してくれた。

A ちゃんと話し合いながらすごろくを完成させ、改めて一緒にふり返る中で、5 月頃から B くんが先生によく注意されたり、友だちとケンカをしたりする場面を見る中で、B くんは言動が気になり始めたという。そして、この 7 月の席替えで B ちゃんと隣の席になったことで、A くんはしんどさが大きくなったのかもしれないことを一緒に確認した。その後、相談員は A ちゃんと一緒に、この困りごとについて面談の中で話し合っていくことになった。

自分でも、何に困っているかが分からず、うまく言葉にできなかった A ちゃんと、すごろくを一緒に作りながら出来事を時系列に沿って整理していくことで、子どもの気持ちが自然と表出され、子どもがどこにしんどさを感じているのかを見つけていくことができた事例だった。

【 面談の中で整理された子どもの思いを保護者へ橋渡しした事例 】

夏休みに入ってすぐに、中学 2 年生の C さんが母に連れられてオンブズの事務局を訪ねてきた。母の話では、子どもが女子どうしの友だち関係の中でしんどい思いをしており、学校にも相談したがなかなか解決しないという。母としては 2 学期以降も同じような扱いを受けて娘がづらい思いをするのは避けたいという気持ちがあり、子ども自身もこの件については主張したいことがあるはずとのことだった。母が学校の対応について納得のいかない気持ちが大きいと話す一方で、母に連れられてきた C さんの表情は緊張しており、何があったのかを自分から話そうとはしなかった。

まずは、相談員から、子どもと母それぞれに相談員が担当し、別の場所で話を聞くことなど、オンブズの相談の中で大切にしていることについて説明をした。そのうえで、母からは事務局で話を聞き、子どもは担当相談員とともに駅前にある子ども用相談室の「オンブズくらぶ」で話を聞くことについて同意を得た。母は「相手の子と先生のことで思っていることを話してくるのよ」と言い、やや不安そうな表情をしながらも子どもを送り出した。

オンブズくらぶに向かう道中、なぜオンブズに相談しに来ようと思ったのかを相談員から尋ねてみると、C さんは「母が相談に行こうと声をかけてきたから」とボソッと答えた。オンブズくらぶに着き、オンブズに相談しに来るきっかけとなる出来事について話を聞いた。自分を含む女子 4 人組のグループがあるが、中学 2 年生になってから関係が悪くなり、今では学校でも無視されることもあるという。C さんとしてはどういった解決を望んでいるか、学校の対応についてはどう考えているのかを聞いてみると「よく分からない」という答えだった。

初めて会う相談員と初めて来た場所で話すこともあり、C さんの表情は固かった。そこで、まずは C さん自身のことをいろいろと教えてもらうことにした。学校では学級委員長をしているこ

と、音楽が得意で体育は少し苦手なこと、そして幼稚園の時からピアノを習っていること。他にはお気に入りのお菓子や最近ハマっているアニメのことなど、自分の好きなものについて話すCさんの表情はとても柔らかかった。面談の最後に、相談員はCさんが考える解決のイメージを大切にしていきたいこと、どうやって解決をめざしていけるかを面談の中で一緒に考えていきたいことを伝えると、Cさんはうなずいた。

次にCさんが面談に来た時、中学1年生の時はみんなで遊びに行ったり、テスト勉強を一緒にしたりしていたことなど、4人組のグループで過ごしていた時の楽しいエピソードがたくさん出てきた。また、関係が悪くなったきっかけとなるような出来事は思い当たらないものの、遊びの誘いを断ることが増えた点がグループでの居心地の悪さの一因かもしれないと話した。じつは、Cさんは習い事のピアノの成績が良く、周りからの期待も高いこともあり、より専門的にピアノを学べる教室に通っていた。そのため、中学2年生になってからピアノの練習日数や時間が大幅に増え、結果として友だちからの遊びの誘いを断ることが多くなったという。

その後の面談で4人組のグループでの関係をどうしていくかを一緒に考える中で、Cさんは「やっぱり今の関係でいるのは悲しい。できれば仲の良かった頃の関係に戻りたい。」と自身の気持ちを話してくれた。その一方で、母の勧めで習い始めたピアノの練習が忙しいことが友達との関係を疎遠にしており、その状況を変えたいと思っていることに対して、母親が理解してくれるかどうか不安に感じていた。最初はなかなか勇気の出ない様子であったが、相談員もその場に同席してサポートすることを伝えると少し安心したようで、Cさんから「やってみようと思う」と前向きな返事があった。

Cさんの気持ちを母に伝える当日、Cさんは緊張した様子であったが、面談の中で相談員と考えたメモをもとに「最近ピアノの練習が増えて、友達との時間が少なくなった。それもあって友だちと少し距離ができてしまったのかなと思ってるけど、前みたいにみんなと遊びたい気持ちがある。でも、ピアノも続けたいから、そのこともお母さんに伝えたかった。」と、自分の気持ちを伝えた。母は驚いた表情で「ピアノの練習が友だちとの関係に影響しているなんて思ってなかった。」とつぶやいた。つづけて「あなたがピアノをもっと頑張りたいと言ったからそれを支えてきた。お母さんもピアノを頑張りたいという気持ちはもちろん応援してる。けど、伝えてくれたように、友だちの関係も大切だと思うし、どうやってバランスを取っていけばよいか、一緒に考えよう。」と優しく答えてくれた。自分の気持ちを母が受けとめてくれたことに安心したのか、Cさんの表情は明るかった。

その後、ピアノの練習時間を工夫することで友だちと過ごす時間が増え、次第に友だちとの関係が改善し始めたという。Cさんが学校でも楽しく過ごせるようになったことで、母としても不安に思う気持ちが小さくなったとのことだった。オンブズの面談の中で子どもの気持ちを整理し、子どもが自分の気持ちを母に伝える場を設定することで、母の理解を得られるようサポートした事例だった。

【 子どもの気持ちを先生に伝えることを手助けした事例 】

ある日、小学6年生のDくんの父から、最近子どもが不登校気味になっているという相談の電話があった。父によると、きっかけは同じクラスのEくんと口論で、帰宅後に「Eくんにひどい悪口を言われた」と子どもが話していたのことだった。父は口論の状況について学校に問い合わせ、担任の先生がそれぞれから個別に事実確認を行った後、二人と先生で話し合いの場を設けた。話し合いの場では、EくんがDくんに悪口を言ったことについて謝罪を行い、Dくんも謝罪を受け入れた。しかしその後、朝になると腹痛や頭痛を訴えて学校へ行き渋るようになったという。心配そうな父の話聞いた相談員は、「まずはDくんから直接話を聞かせて欲しい」と伝え、父が子どもと一緒に面談に来てくれることになった。

子ども面談では、当初、Dくんは悪口について、繰り返し「Eくんにひどいことを言われた」と話した。ただし、「悪口について、Dくんは今どうしたいんだろう？」という問いかけに対しては、「別に、もう謝られたし」と話すばかりで、改めて考えることについては消極的なままだった。相談員は、Dくんの困っている気持ちについてもっと詳しく知るため、面談の中で学校生活やEくんとの関係について話を広げていった。すると、先月の口論は、昼休みに遊びの中でEくんがふざけて叩いてきたことに対して「それは暴力だから先生に言うぞ」とDくんが注意したことが発端ということだった。更に話を聞いていくと、元々2人は休み時間に一緒に遊ぶ友達だったが、今はお互いに気まずくて話もあまり出来ていない。Dくんは以前の関係に戻りたい気持ちがあるが、Eくんには時々ふざけて人を叩くくせがあるため、仲直りをしてもまた喧嘩をしてしまうのではないかと思うと、うまく声を掛けられなくなっているとのことだった。また、今のモヤモヤを担任の先生に打ち明けたい気持ちもあるが、「二人はもう仲直りしたはずよね？」と言われるのではないかと思うと、言い出せない不安や迷いがあるのだという。

相談員は面談の中でDくんの気持ちを整理していきながら、今の気持ちについて担任の先生と話したいと考えているなら、オンブズが担任の先生との話し合いの場を設定することができるかと提案した。しばらく悩んだ後、「誰にも気付かれずに話ができるなら、やってみたい」と答えたため、相談員がDくんと担任の先生で話ができる場を調整することとなった。まずはDくんと父の了承を得て、相談員から学校へ連絡を行い、担任の先生へDくんの気持ちを伝える機会を作ってもらえるように依頼を行った。学校では、担任の先生が快く応じてくれ、放課後の時間に話し合いができることとなった。さらに、面談の中で気持ちの整理を進め、「Eくんとの仲直りについて先生にも相談したい」「また喧嘩にならないように先生に見守って欲しい」という気持ちをスムーズに伝えられるように準備を整えた。

話し合い当日、担任の先生との話し合いの場には、担当相談員も同席した。Dくんは最初は不安そうな表情だったが、今の自分の気持ちを精一杯話した。先生はDくんの話を聞いたあと、「Dくんは悪口のことで怒っているとばかり思っていた」と話し、Dくんの不安を受け止めた上で、「二人が安心して仲良くできるように先生も一緒に考えよう」と声をかけた。Dくんも自分の気持ちを伝えられたことにほっとした様子で、「話せて良かった」と話した。

その後、Eくんとの関係も少しずつ改善しつつあるようで、オンブズとの定期的な面談でも「今日は同じ班で行動した」「今日はEくんもいるメンバーで遊んだ」などと報告してくれている。子ども本人の困りごとを面談で整理し、学校の先生へと伝えることで、学校での本人の環境を変える手助けを行うことができた事例だった。

「何かができる」ようになる前の私

チーフ相談員 平野 裕子



絵本の原画展に行く機会がありました。さとうわきこさんという絵本作家さんのものです。さとうさんは「ばばばあちゃん」シリーズで有名で、2024年の3月になくなりました。今回の原画展は、さとうさんのこれまでの作品を原画とともに振り返るというコンセプトで、「星をみつめておもいだす」とサブタイトルがついています。

さとうわきこさんの代表作「ばばばあちゃん」シリーズ（全22作もあるのです）は、主人公の「ばばばあちゃん」が、好奇心いっぱい、いろんなことにチャレンジし、毎日を楽しみながら過ごしているお話です。読むたびに、ほのぼのと励まされ、好きな絵本のシリーズなのですが、今回の原画展では、『せんたくかあちゃん』（さとうわきこ作・絵、福音館書店、1982年）という本に新たに会いました。

このお話は、せんたくが大好きなかあちゃんが、なんでもかんでも洗濯をしてしまうというお話です。洗濯といっても、洗濯機ではなく、たらいと洗濯板でゴシゴシ洗います。うちじゅうのものを洗ってしまったかあちゃんは、子どもたちに「なにかあらうものをさがしといで」と言って、子どもたちは猫をみつけて…。でも猫は、洗濯されては大変と「せんたくされちゃうぞ」と言って逃げます。それを聞いた、犬も鳥も、下駄や傘や靴まで逃げていきます。けれど、かあちゃんが「とまれ！」と言うと、みんな魔法にかかったようにたちどまって、かあちゃんにゴシゴシ洗われてしまいます。洗濯が終わると、かあちゃんは縄をはって洗濯物をどんどん干します。服やシーツはもちろんのこと、子どもや猫やヒヨコマで。そして干し終わると「せんたくものをほしたあとはラムネのんだみたいにすっきりするねえ」とうれしそうです。そうやってせっかく干したのに、今度は黒雲がやってきて、雷さまが落ちてきます。そうすると、かあちゃんは雷さまもたらいのなかにほうりこんで、ゴシゴシあらってしまう…なんとも豪快なかあちゃんの話です。

ここに出てくるかあちゃんは、ちょっと強引で、パワフルで、でもなんだか憎めません。こんなかあちゃんがいて、いろんなものを洗濯して干したら楽しいだろうなど、次の展開を楽しんでしまいます。絵のタッチが柔らかく、ユーモラスなものもあいまって、現実にはありえないけれど、こんな世界があったらとワクワクして想像の世界がふくらむのです。

私は、子どもの頃、いろいろと空想するのが大好きでした。お人形やおままごとで世界を作って、物語の世界を楽しんでいました。でも、いつしか、そんな世界から少しずつ離れてしまいました。成長しておとなに近づいていくことは、できることが増えていく過程であり、できることが増えることはよいことと思われています。けれど、何かができるようになるということは、それを獲得する前の世界を失うことでもあります。

たとえば、子どもがことばをしゃべれるようになると、すごく世界が広がり、まわりのおとな

も喜びます。けれど、ことばの世界に入った幼児は、それ以前のことばのない世界を手放さざるを得ないこととなります。ことばのある世界とことば以前の世界。この二つは全く違います。「何かができる」ようになることは価値があると思われていますが、今その時をしっかりと味わい楽しむことが、実はとても大切なのだと、絵本の世界に触れると、子どもの頃を思い出し、あらためて感じます。

絵本展で、さとうわきこさんのこんなことばが紹介されていました。「ときにはおとなも子どものようになって遊びましょう。おとなのこけんも見栄もふりすてて、いろいろないたずらをしてみましょう。好奇心を持ちましょう。虫や石ころや空や動物に興味を持ちましょう。そうすると子どもの心が見えるようにきつとなるでしょう」と。

私もこんな気持ちを忘れずに、日々過ごしたいものだと思います。

* * * * *

見えないけどそこにある「線」



相談員 中村 誠吾

僕たちの生活の中にはたくさんの「線」があります。どうやら人間という生き物は、「線を引く」という行為が好きなようです。学校生活をふり返ってみると、ドッジボールやサッカーの試合ではいつも線を引いてコートを作り、算数の授業では複数の直線を引いて三角形や四角形を描いていたことが思い出されます。ドッジボールでは線を引くことで敵の陣地と味方の陣地が現れ、図形では線を引くことで内側と外側が分かれて面積を求めることができるようになったりします。いずれも、線を引くことが「こちら側」と「あちら側」を生じさせることにつながっており、そこに線を引くという行為の主たる機能があるようです。

世界地図を見てみると、自然には存在しない国境線や県境が、本当にそこに存在しているかのようにいろいろな色で描かれています。川西市も宝塚市や伊丹市などと隣接しており、市境という見えない線で区切られています。そうした線をわざわざ引くことで、こちら側である市内と、あちら側である市外が生まれ、市の業務が円滑に進んだり市民の生活が便利になることにつながります。つまり、「線を引く」行為が世界を理解しやすくさせたり、生活をしやすくさせる側面があるということです。

このような人間の習性は、図形や地図の上だけにとどまるものではなく、人間どうしの関係にも見えない線を引いています。代表的なものは性別や人種だと思いますが、オンブズに引き寄せて言うと「子ども」と「おとな」を分ける線もかなり大きな存在感をもっています。

どこまでが子どもで、どこからがおとななのか、便宜上18歳や20歳といった数字が基準になって子どもとおとなの間に線が引かれています。その線を共通の概念として、一定程度、確かなものだと信じることで、社会は成り立っています。その結果、子どもの声は「未熟だから」「分からないから」という理由で軽んじられたり、子どもの行動が「まだ子どもだから」「おとなになっ

てから」という理由で制限される傾向にあると言えます。とはいえ、誕生日を迎えた瞬間に、昨日まで子どもだった人が突然おとなに変わるということはなく、子どもとおとなの境目はそう単純なものではないはずです。国境線が地図上でははっきり描かれていても、実際の風景では川がなだらかに流れ、山がゆるやかに連なっているように、おとなと子どもの間は本来はグラデーションになっているのではないのでしょうか。

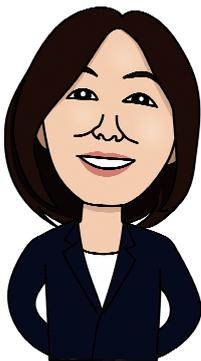
オンブズの相談員として子どもと話をしていると、おとなが想像もしないような発想が語られることがあります。その時に、いわゆる「おとな」としての僕は「子どもの言うことだから」「それはちょっとな」と思ってしまいそうになります。その背景には、自分はおとなで相手は子どもであるという前提があります。オンブズでは子どもの話を聞くことから子どもを取り巻く問題を解決することを原則としているので、子どもの言葉をそのまま受け取るよう心がけて話を聞きます。

僕が相談員として話を聞いている時に大事にしようと思っているのは、おとな目線で子どもの言っていることを評価しないことです。これは現象学のエポケーという考え方とつながっているように思います。エポケーとはギリシャ語で「判断の保留」や「中止」を意味するもので、自分が当たり前だと思っている前提や価値観をいったん脇に置き、先入観なしに世界を見直そうとする概念のことです。相手が子どもで自分がおとなであること、その構造自体をいったん括弧に入れて保留してみる。そして、「子どもは未熟でおとなが導くべき存在だ」という価値観を、そのまま受け入れずにまずは一度停止してみる。そうすることで、おとなが子どもと同じ目線に立って世界を見ようとする姿勢をとり、子どもを「未熟な存在」ではなく、「自分の意見や考えを表現できる主体」として見るができるようになると思うのです。

そう考えると、子どもの声がおとなや社会に届きにくいのは、子どもの力がないからではなく、むしろおとなが「子ども」と「おとな」の境界線にとらわれていることにその原因があると考えられるのではないのでしょうか。子どもの権利条約の意見表明権は、まさにこの線をやわらかくするために定められているのだと思います。オンブズの相談員として子どもの声に耳を傾けるにあたっては、子どもから見て「あちら側」にだけいるおとなとしてではなく、「子ども」と「おとな」の境界線を越えた子どもたちから見た「こちら側」にいるおとなとして話を聞き、一緒に考えていきたいと思います。

* * * * *

知らない人が繋がる特別な瞬間



相談員 井口 由紀子

先日、久しぶりに、パソコンを買い替える機会がありました。

かつて、パソコンの買い替えといえば、引き継ぎたいデータを一つひとつ選んで自分で移行させる必要があったため、「面倒だな」と身構えていたのですが、今回は終わってみれば全くの杞憂でした。今は、アカウントを使って同期させれば、普段使っている環境が新しいパソコンでも簡単に再現さ

れるのです。

新しいパソコンでも最初から気楽に使えるようになったことに、「便利になったなあ」と思うと同時に、「現実もこんなに簡単なら楽なのかな」と思わずにはいられませんでした。

私たちは新しい環境へ移る時、ゼロから人と繋がる必要があります。習い事を始めたり、SNSで同じ趣味の友達を探したりといった、自分から新しい繋がりを作ろうとすることもあれば、引っ越しや進学といった事情で、これまでの繋がりをごっそり無くしてしまうこともあります。時に繋がりを作る挑戦が大成功になることもあれば、頑張っても上手くいかないこともある、運も絡む大仕事です。

実際、オンブズで仕事をしていると、「新しい環境が合わなくてしんどい」「どうやって馴染めばいいかわからない」といった子どもの悩みを聞くことがあります。そういった日常の困りごとでモヤモヤしている子どもの気持ちを聞いて、子ども自身が解決するのをアシストするのがオンブズの役割です。その一方で、私はもう一つの現実があることも感じています。それは「相談できる場所があること」と「そこへ繋がること」は必ずしも同じではないということです。

孤独や不安を抱えている人ほど、気力を失いがちです。私が受けた相談でも、「最初の電話はなかなか勇気が出なかった」「うまく話せなかったらと思うと相談に来るのが怖かった」という声は少なくありません。オンブズという初めての場所で、自分の困りごとを一から話すのは、それ自体が新しい繋がりを作る行為で、既に人との繋がりには悩む子どもにとっては難しい挑戦に感じられるかもしれません。

そう考えると、子どもにとってはパソコンのデータ移行のように、「自分がどういう性格か」「これまでどういうことがあったのか」を相談前からある程度知っていて、説明を省くことができる相手に相談するほうが、ずっと楽なのかなと考えることもあります。

ただ、オンブズが普段から大事にしていることの一つに、「秘密は守るよ」という約束があります。これは、「相談してくれたことは、許可無くオンブズのほかの誰にも言わないよ」という約束なのですが、同時に「あなたのことを勝手に他の人に聞いたりして調べないよ」という約束でもあります。

たとえば、相談の場で子どもが泣いたり怒ったり、誰かを責めたり、普段周囲の人に見せていないような姿を見せても、私はその子どもの普段の姿を知らないで「あなたらしくない」といった判断はしません。今の自分の状況を苦しいと思う子どもほど、「今の自分」を忘れて話せる場が必要だと思います。「全く知らない相手だからこそ話せることもある」、そう考えてオンブズの相談員は子どもと関わっています。

更にもう一つ、知らない人同士だからこそ「ちょっとしたサプライズ」もあります。

相談の際に、子どもは私が全く知らないことを口にしたり、意外な姿を見せることがあります。たとえば、雑談の途中で突然思い出したように「実はこういう趣味があるんだ」「こういうことが得意なんだ」といったことを教えてくれて、「え、詳しく教えてよ」「うわ、すごいなあ」と私がびっくりすると、子どもはよく、少し得意そうな顔を見せます。そして、その話題について話してくれる時は、とても楽しそうに自信に満ちた表情になって、聞いているこちらまで元気になります。

これはきっと、子どものことを詳しく知らないし、普段の役割を求めない相手との間だからこそ起きる、お互いが元気になる瞬間なのだと思います。

そう考えると、何も知らない人同士の繋がりは大変さもある一方で、だからこそ得られる特別な経験もあるのだと思います。私自身も、特に最初の相談の際は「この子のことを何も知らないけれど大丈夫かな」と思うことがありますが、知らない人同士だからこそできることを大事にしたいと思います。

* * * * *

体験からの気づき



相談員 田中 智子

暑さも和らいだ10月末に法事があり、こじんまりと親戚が集まりました。その際、お坊さんが読経の後、法話のかわりにと作文を読まれました。その内容を要約して紹介します。

中学3年生のA君とB君は小学校の時から仲良しで、先生の薦めもあり、同じ進学校の高校を受験することになりました。A君はB君よりも成績が良く、合格できるという気持ちで受験に挑戦しましたが、結果はなんとA君は不合格、自分よりも成績の低いB君が合格していました。A君はこの結果にショックを受け、学校を何日も休みます。ある日、お母さんがA君の部屋に来て「B君が心配して来てくれているから部屋に案内するよ」と言います。A君は、どうせ自分だけが合格したことを自慢しに来たに違いないと思い「今、顔を合わせる気にならないので断って」と言いますが、お母さんはB君を部屋に案内します。部屋に来たB君は「ごめんね。成績の低い僕だけ合格してしまっ」とだけ言って立ち去っていきました。A君は、そんなことを言われるとは思ってもみなかったのでびっくりしました。そしてB君に対する自分の思いにハッと気づきます。B君は自分のことをバカに思っていたのに、僕のことを心配して勇気を出して会いに来てくれた。逆に僕は自分のことしか考えていなかった。もし自分だけが合格していたら、傲慢な気持ちのままB君を見下し続けていただろう。今回、受験はうまくいかなかったけれど、別の大切なことに気がついたという内容です。

お坊さんは「様々な体験は物事の道理を理解し、自分の善悪をわきまえる心や洞察力が養えるので大事です」と付け加えられました。確かに教科書やインターネットから得られる知識は物事を理解したり、整理したりするには必要ですが、体験して痛かった思いや、苦しかった記憶、周囲から応援してもらった嬉しさは何十年経っても忘れません。

私の思い出深い体験としては、小学校の耐寒遠足があります。冬の妙見山に歩いて登るというもので、凍っていたり、一面泥水の山道を登り降りしながら山頂を目指します。滑って怪我をしたらどうしようという恐怖と、手足の擦り傷がヒリヒリ痛み、辛くていやだ、やめたいと半泣き状態でしたが、何とか山頂に着いた時、先にゴールしたクラスメイトや先生達が拍手で迎えてくれました。山頂で先生が炊き出してくれた温かい飲み物をみんなで飲み、心も体も温まったことを今でも覚えています。この体験からは、辛くても達成した時の喜びと、みんなで挑戦したからこそ達成できたのだということ、そして、見守ってくれている人達が周りにいることを知りました。

このような子どもの時代の体験は、楽しかったことだけでなく、面倒だなとか自信がないなど思

うことも沢山あり、結果的にやめとけばよかったと後悔することもありました。しかし、おとなになって過去の経験を振り返り、今の自分と照らし合わせてみると、良かったことも悪かったことも、全ての体験は生かされています。それは、例えば生活習慣として身につけていたり、困った時に相談できる友達や仲間と出会うきっかけになったり、事前準備の必要性や危険回避の知識を得たことなどに繋がっていて、体験によって多くの気づきを得ることが出来ました。そして、この気づきが次の体験に生かされ、より良く生活するための知恵になっています。

最近子どもが体験する前に、親が先回りして子どもの進む道にブラシをかけ、障害物を取り除き、スムーズな道を作っていく「カーリングペアレント」という言葉もあるようです。でも、私は子どもがやってみたいと思うことがあれば、多少の失敗や苦勞が伴うことでも可能な限り挑戦する機会を作り、子ども自身が自分で考え、挑戦するのを見守り、その結果をきいていくことも、子どもの育ちにおいて、大切な1つの要素だと思っています。

子どもオンブズくらぶ（子ども向け相談室）

この相談室は、川西能勢口駅近くに建つ、低層階に店舗があるマンション（パーティ川西）の4階にあり、主に子どもとの面談で使用しています。オンブズ事務局内の相談室とは少し雰囲気の違い、床はじゅうたん敷きで、子どもと遊べるおもちゃや、ソファもあり、よりリラックスして話ができる、子どもに優しい環境になっています。床に腰を下ろして、じっくり子どもの話に耳を傾けていると、しだいに相談員との関係ができてきて、子ども自身が自分の思いを語ってくれるようになります。

子どもがオンブズに来てくれて話を聞くケースのほとんどが「子どもオンブズくらぶ」での面談となっており、とても貴重で有用な相談室です。



子どもオンブズくらぶの様子

V オンブズパーソンの調査活動

オンブズパーソンの調査は、相談者や子どもから「擁護・救済の申立て」を受け付けて実施する場合と、オンブズパーソンが独自に入手した情報により自己の発意によって実施する場合があります。どちらも、オンブズパーソンが、条例第6条各号（p.46「オンブズパーソンの職務」参照）のいずれかに該当すると認める場合に、調査を実施します。

オンブズパーソンには市の機関に対する調査権（条例第11条）、勧告及び意見表明権（条例第15条第1項及び第2項）が付与されており、これに対して市の機関には、オンブズパーソンの職務の遂行に関する協力義務（条例第8条）、勧告・意見表明等を尊重する義務（条例第15条第3項）が課せられています。さらに、市の機関は、勧告や意見表明を受けて実施した措置等に関してオンブズパーソンから報告を求められれば、これに応じる義務を負っています（条例第17条）。

以上のような条例上の手続きに従って、調査活動を行います。調査では、主に聴き取り調査を中心に関係する機関や個人との相互理解を深めることを重視しています。調査の目的は、あくまでも「子どもの最善の利益」を実現することであり、そのために学校や行政などを含む市の機関に対して、建設的な対話に努め、それぞれの役割における具体的な取り組みを促し、支援していきます。

オンブズパーソンが行う「条例上の対処」とは、主として次のものがあります。

▽「勧告」または「是正等申入れ」（条例第15条第1項）

「勧告」は市の関係機関の行為等の是正や改善をオンブズパーソンが当該の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「是正等申入れ」です。

▽「意見表明」または「改善等申入れ」（条例第15条第2項）

「意見表明」は制度等の改善または見直しをオンブズパーソンが市の関係機関に直接求めることです。それを書面のみにて行うのが「改善等申入れ」です。

▽「要望」（条例第16条第1項）

市の機関以外の機関等に、特に是正等を要望する必要があるときに行います。

▽「結果通知」（条例第16条第2項）

「勧告」または「意見表明」等を行うまでの必要は認められないものの、関係機関等にオンブズパーソンからの注意喚起または情報提供等が必要と認められる場合、判断所見を付した調査結果を文書で通知します。

▽「公表」（条例第18条）

「勧告」や「意見表明」等の内容を市民や不特定多数の人々に発表します。オンブズパーソンの総意において必要と認められた場合にのみ、市広報等の公的手段、マスコミ等の社会的手段、その他オンブズパーソンが必要と判断する方法等により行います。

2025 年次の調査状況(1 案件)

申立てによる調査

2025 年次は、「子どもの人権の擁護及び救済の申立て」（条例第 10 条第 2 項）を受け付けた案件はありませんでした。

オンブズパーソンの発意による調査

2025 年次は、2024 年 4 月から、独自入手情報に基づいて自己の発意により調査を開始した案件について、調査を継続しました。

条例上の対処

2024 年次からの継続で調査を実施した案件について条例上の対処を行いました。

2025 年次に扱った調査案件のあらまし

2025 年次に扱った 1 案件について、「子どもの最善の利益」を図る公益確保の観点から、以下に報告します。

①2024 年自己発意第 1 号案件

本件概要	公立幼稚園の廃園の経過と子どもおよび保護者への手続きに関する問題
独自入手情報等 及び 自己発意の趣旨	<p>本件は、2023 年申立て第 1 号案件「廃園予定の幼稚園における市の園児募集に関する問題」の条例上の対処に続くものである。この申立ての内容は、ある市立幼稚園（以下「当該幼稚園」という）において 2023（令和 5）年度に在園児（以下「当該子ども」という）が一人での保育の状態にあるなか「令和 5 年度の園児募集を行わない事が子どもに対する人権侵害の可能性はある」というものであった。調査を実施する過程において、できる限り速やかにその所見を示すことが、当該子どもの最善の利益の実現のうえで重要であると判断したことから、当該幼稚園の廃園に至る経緯に関する問題点等は後日検討するものとし、2023 年次の申立ての結果通知書においては言及しないこととした。その後、当該子どもが卒園する 2024 年 3 月まで調整活動を継続した。</p> <p>公立幼稚園の廃園過程は、単なる施設の整理・統合にとどまらず、地方自治体が子どもの育ちや子育て環境を子どもの権利としてどう位置づけ、保障するのかという姿勢が示される。当該子どもの一人での保育が実施されたという事態については、できる限り避ける必要があり、子どもの最善の利益の観点においても、今後決して同様の事態を生じさせてはいけな と考 えた。そこで、一人での保育という事態がなぜ生じたのか、また当該幼稚園の廃園の経過がどのようなものであったのかを明らかにする必要が</p>

	<p>あると考え、当該幼稚園の廃園に至る経過、とりわけ子どもおよび保護者への手続きや対応等について、自己の発意により調査を実施することとした。</p>
<p>調査の結果</p>	<p>調査の結果、本件においては、以下に述べる3点の問題があると考えた。</p> <p>①当該幼稚園の廃園をめぐる情報共有に課題があったこと</p> <p>子どもと保護者にとって、乳幼児教育保育施設を選ぶ過程は、妊娠期から準備を要する長期的な営みであり、自治体の保育に関する情報発信は、生活の質や居住地の選択にも影響する。保護者が安心して子どもを預けることができる体制を整えることは自治体の責務であり、その計画においては保護者や地域住民の参加が不可欠である。</p> <p>しかし本件では、子どもの育ちや保護者の子育てを権利として保障するという観点からすると、公立幼稚園の存続をめぐる市の対応において、情報共有と参加の機会に課題があった。まず、2020年9月のホームページに掲載された文言が、園児募集停止の可能性を示唆する内容であったため、保護者に短期間での進路変更を迫り、不安と混乱を生じさせた。つまり、周知の時期や方法に課題があった。くわえて、地域唯一の公立施設であった当該幼稚園を廃園とする方針について、保護者に対する説明と意見聴取の機会が十分に設けられず、説明や意見交換の場が限定的になったことで、保護者が意見を表明し行動するための機会が十分に保障されていなかった。</p> <p>本件では、当該幼稚園の廃園に関する子どもおよび保護者への情報共有と説明責任、保護者や地域住民の意見を適切に聴取し反映するプロセスが十分に機能していなかったと考える。</p> <p>②市のガバナンスが十分に機能せず、短期間で当該幼稚園の廃園の方針が出されたこと</p> <p>本来、廃園の是非は、子どもの最善の利益の観点から、地域における乳幼児教育保育施設の将来像や教育・保育のあり方をめぐる十分な議論と検討を経て判断されるべきである。また、市内乳幼児教育保育施設の長期的な将来像や計画を明確に示し、予算措置を含めた具体的な施策を進めていくことが自治体の責務であり、市のガバナンスの基本的な機能である。</p> <p>しかし、当該幼稚園については、2019（令和元）年度以降、入園を希望する子どもの急激な減少により検討の必要性が認識されていたにもかかわらず、本格的な議論が始まったのは、翌年度の入園希望者が1名であることが明らかになって以降であった。コロナ下という例外的な状況下にあったとはいえ、わずか4カ月という短期間で廃園の方針が示され、結果として議会の十分な承認も得られなかったため、2023（令和5）年度も継続することとなった。</p> <p>本件では、市の意思決定プロセスやガバナンスが十分に機能していなか</p>

	<p>ったと考えられ、当該幼稚園の廃園の決定に至る過程には課題があったと言える。</p> <p>③上記の事態の結果として生じた当該子どもの一人での保育という状況について、当該幼稚園の現場実践者に十分な支援があったとは言い難いこと</p> <p>地方自治体には、保護者の子育てを支える保育施設がその役割を果たせるよう、その環境と基盤をつくる責務がある（子どもの権利条約第18条、児童福祉法第3条の3、こども基本法第5条）。</p> <p>前例のない一人での保育という事態が生じたことを踏まえると、市こども未来部および市教育委員会による現場実践者に対するより手厚い働きかけや支援が必要であったと考える。</p>
<p>条例上の対処</p>	<p>本件は、就学前の子どもと保護者が安心し、かつ保育の質が保たれた乳幼児教育保育施設となるような計画・実施を図ることを求め、市長および市教育委員会に「意見表明」（2025年12月12日付）を行った。</p>
<p>対処後の経過</p>	<p>「意見表明」にかかる各事項のうち事項1について、市長および市教育委員会に、市こども未来部と市教育委員会が協議のうえ総括した内容を、条例第17条第2項が定める期日（2026年2月9日）までにオンブズパーソンへの措置報告を行うよう要請した。なお、事項2・3・4については、事項1の報告に言及する形で見解を示すこと、事項3については、私立保育園への加配補助等の制度の活用状況、公立幼稚園が廃園となって以降の障害のある子どもたちの保育の計画と体制に関する回答を依頼した。</p> <p>事項1：子どもの最善の利益を優先する努力を明文化した「保育の質ガイドライン」を策定すること</p> <p>事項2：子どもの保育にかかわって、就学前の子どもが意見を出しやすくするための権利学習をおこない、声をきくための工夫をおこなうこと</p> <p>事項3：支援の必要な子どもがともに育つ乳幼児教育保育施設としての体制整備と支援の充実を継続すること</p> <p>事項4：子どもの権利を基盤とした施策および子どもにやさしいまちづくりに向けて子どもの権利の周知啓発を行うこと</p>

《公開事項》

※同趣旨の「意見表明」を、市長（市こども未来部）宛にも提出している。

（１）オンブズパーソン発「意見表明」

2025年12月12日付「意見表明」（条例第15条第2項）

オンブズパーソン 発、市教育長 宛

意見表明

川西市子ども的人権オンブズパーソン条例（以下「条例」といいます）第15条第2項の規定により、川西市子ども的人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」といいます）は、下記のとおり意見表明を行います。

オンブズパーソンは、川西市教育委員会（以下「市教育委員会」といいます）が本意見表明の尊重をもって、「一人一人の子ども的人権を尊重し、及び確保する」（条例第1条）よう、就学前の子どもと保護者が安心し、かつ保育の質が保たれた乳幼児教育保育施設となるような計画・実施を図られることを心より期待します。

なお、本意見表明は別紙「2024年自己発意第1号に係る調査および判断」にもとづいて行うものであり、市教育委員会におかれましては、あわせてこれを参照し、検討いただきますようお願い申し上げます。また、本件については、時期によって所管が川西市こども未来部（以下「市こども未来部」といいます）であったり、市教育委員会であったりしたこと、今後に向けて両者が連携しながら対応していく必要があると考えたことから、市こども未来部に対しても同様の内容にて意見表明を行います。

記

本件は、2023年申立て第1号案件「廃園予定の幼稚園における市の園児募集に関する問題」の条例上の対処に続くものです。当該申立ての内容は、市立幼稚園（以下「当該幼稚園」といいます）において2023（令和5）年度に在園児（以下「当該子ども」といいます）が一人での保育の状態にあるなか、園児募集を含む廃園の経過に対する川西市の体制および姿勢を問うものでした。当該申立てに対しては、当該子どもの最善の利益の観点から速やかにオンブズパーソンの所見を示すことを重視したことから、廃園の経過については後日検討するものとし、オンブズパーソンは2023年9月20日に市教育委員会に結果通知書を発出しました。その後、当該子どもが卒園する2024年3月までオンブズパーソンとして調整活動を継続しました。

オンブズパーソンは、子ども一人での保育にならざるを得なくなったという事態を、公立幼稚園の廃園も含めた川西市の保育政策の結果として生じたものと考えました。よって、当該幼稚園の廃園も含めた川西市の保育政策が、子どもの最善の利益にのっとったものであったか、乳幼児期の子どもの権利を川西市としてどのように保障するのかという点が重要性であると考え、当該幼稚園の廃園に至る経過、とりわけ子どもおよび保護者への手続きや対応等について、2024年4月25日付で自己の発意により調査を開始しました。

調査の結果、当該幼稚園の廃園がどのように計画され議論されてきたかという川西市における乳幼児教育保育施設に関する計画の策定、子どもおよび保護者に対する当該幼稚園の廃園についての

情報共有プロセス、当該幼稚園での一人での保育という状況について、子どもの最善の利益の観点から、よりのぞましい乳幼児教育保育のあり方に向けて改善の余地があると判断しました。そこで、子どもが安心して育つことができる乳幼児教育保育施設についてより効果的な施策の実施・推進が図られますよう意見表明いたします。

1. 子どもの最善の利益を優先する努力を明文化した「保育の質ガイドライン」を策定すること

現状において乳幼児期の子どもの権利は、必ずしも十分に考慮されているとはいえない状況があります。乳幼児期の子どもの最善の利益を優先するための具体的な手立てが講じられない限り、こうした状況は改善されることはないと考えられます。

オンブズパーソンは、乳幼児教育保育において重要だと考える価値を、川西市の考える保育の質として明文化する必要があると考え、「保育の質ガイドライン」の策定を求めます。

まず、「保育の質ガイドライン」は、近年、川西市においても課題となる不適切保育を防止し、子どもの権利の視点にもとづく保育実践の展開に寄与するものと考えます。また、「保育の質ガイドライン」を策定する過程そのものが、市こども未来部、市教育委員会、保育関係者の子どもの権利に対する理解を深めることに貢献すると考えられます。2025年4月に川西市では、こども・若者参加条例が施行され、子どもの権利、なかでも子どもの意見表明をどのように支えるのかが条文化されました。「保育の質ガイドライン」の策定は、同条例の第17条「市は、こども・若者の意見表明・参加の機会を保障するために必要な体制を整備するものとする。」を実現するものです。今後、乳幼児教育保育施設のあり方および計画を策定する際には、「保育の質ガイドライン」を適宜参照し、計画の策定および実行がなされるべきです。

なお、「保育の質ガイドライン」は、現在、全国で現在約30の自治体で策定されています。国内の取り組みとして参考になるものの一つに、東京都世田谷区の「保育の質ガイドライン」があります。世田谷区の「保育の質ガイドライン」には、①子どもの権利、②職員に求められる資質、③保育環境、④保育内容、⑤安全管理、⑥保護者支援・地域の子育て支援、⑦運営体制の7項目が示されています。また、保育の質の向上に向けて、事業者、保育施設職員、保護者・地域、世田谷区といった保育をめぐる関係者が、それぞれ責務として果たすべき点を明確に示している点は重要であると考えます。さらに、世田谷区における「保育の質ガイドライン」は、策定後の保育実践現場への普及や、就学前の子どもへのアプローチの点においても学ぶべき点が多いです。「保育の質ガイドライン」を実践するとはどのようなことかを漫画で示したり、何が子どもの権利に該当するのかを子どもの具体的な発言を紹介しながら啓発したりする取り組みは、実践的な工夫として参考になります。

2. 子どもの保育にかかわって、就学前の子どもが意見を出しやすくするための権利学習を行い、声をきくための工夫を行うこと

オンブズパーソンは、乳幼児期における子どもの最善の利益を検討するためには、まず子どもおよび保護者の声を丁寧にきき、ともに決定していくというプロセスが不可欠であると考えています。

この点、乳幼児期の子どもは、こども・若者参加条例における「声を聴かれにくい状況にある子ども」に相当します。同条例第13条には、「市は、声を聴かれにくい状況にあるこども・若者について、その意思をくみ取り、かつ、必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努めるものとする。」と規定されています。子どもが自身の権利を学ぶことは、子どもが声を発する最初の段

階に位置づくものです。川西市においては、2023年度以降、小学校および中学校において子どもの権利学習が教育課程に取り入れられていますが、乳幼児期の子どもに対しても、声を発しやすくするための具体的な工夫の一つとして、子どもの権利教育の実施が不可欠であると考えます。

一方で、保護者の声をきく取り組みとして、諸外国においては保育の質を確保するために保護者の乳幼児教育保育施設の運営への参画が注目されており、保護者自身のエンパワーメントの促進とともに多様な保護者の参画ルートが整備されています。こうした状況からも、保護者の声をきくプロセスの保障は重要であるといえます。特に、乳幼児教育保育施設にかかわる計画については、子ども・保護者および地域住民とのコミュニケーションを図りながら策定を進めること、また計画に関する情報共有や意見聴取を十分に行うことが、よりいっそう求められます。

3. 支援の必要な子どもがともに育つ乳幼児教育保育施設としての体制整備と支援の充実を継続すること

本件の調査活動で過去の川西市の会議議事録を確認したところ、公立幼稚園の必要性が議論される際に必ず言及されていたのが、支援を必要とする子ども、すなわち障害のある子どもの存在でした。本来、どのような乳幼児教育保育施設においても、障害のある子どもを含むすべての子どもがともに育つ保育がなされるべきです。しかし、障害のある子どもは、私立の乳幼児教育保育施設から排除されやすい状況がしばしば指摘されており、保育へのアクセスをめぐる課題が存在していました。オンブズパーソンは、障害のある子どもの保育へのアクセスが妨げられることのないよう、すべての子どもが質の高い保育を受けることができる環境を保障する必要があると考えます。その際、公立施設のみならず、私立施設においても、障害のある子どもと他の子どもがともに育つことを可能とするような体制整備と支援の充実が継続的に行われることが求められます。

2024年4月に示された「川西市障がい者プラン2029」では、障害者手帳所持者1,600人を対象としたアンケートにおいて、障害者に対する差別や偏見について「差別や偏見があると思う」と回答した人が67.2%と半数以上であることが示されました。また、一般市民1,000人を対象としたアンケートでは、「障がい者と接する機会はほとんどない」と回答した人の割合が最も高く(56.8%)、さらに、障害者と1対1でかかわることへの不安について「感じる」と回答した割合が69.8%と高い水準にあることが明らかにされていました。また、福祉関係者や当事者が参加した市内14地区のワークショップでは、「偏見や差別のない社会づくり」に向けた課題として、「子どものうちに障がいのある人と交流する機会が少ない」ことが指摘され、その対応策として「多様性を理解するため、学校教育等幼いころからの教育を大切にする」ことが挙げられていました。今後の施策としても、「幼稚園、保育所、認定こども園などの就学前教育保育施設や小・中・特別支援学校で、障がいの特性や発達に応じた教育、保育を実施するとともに、適切な教育、保育が受けられる環境を整備していきます。」と示されています。

障害のある子どもへの支援について、川西市では、2022年4月に私立の乳幼児教育保育施設で十分な人員配置がなされていない状況を踏まえ、私立保育園への加配補助等の制度が創設されました。本制度が十分活用されているかどうかの検証も含め、障害のある子どもが安心して保育を受けられることができるよう尽力していただきたいと考えます。

4. 子どもの権利を基盤とした施策および子どもにやさしいまちづくりに向けて子どもの権利の周知啓発を行うこと

2023年のこども基本法の施行および2025年の川西市におけるこども・若者参加条例の施行は、子どもに対する子どもの権利啓発に加え、子どもを直接支援する専門職のみならず、すべてのおとなが子どもの権利を理解し、日常の中で実践することを求めるものです。子どもの意見表明・参加の権利は、国連子どもの権利委員会によって「聴かれる権利」と定義されているように、おとなが子どもの声をきく力量をもち、かつ、おとなが、その声をきくことができる環境が整えられて初めて実現されるものです。

特に、本件においては、子どもの保育が、現場における保育実践者のあり方に大きく左右されたことは明らかです。前述の「おとなが、その声をきくことができる環境」に関しては、乳幼児教育保育施設の設備や人的配置といった環境も、子どもの保育に重大な影響を及ぼします。したがって、乳幼児期の子どもに対する子どもの権利の視点を踏まえた具体的ななかかわりに関する研修制度に加え、子どもの安心・安全が確保される保育環境の下支えも不可欠であると考えます。これは、こども・若者参加条例の第16条「市は、こども・若者の意見表明・参加の機会の意義、重要性等について、こども・若者、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が理解を深められるよう、周知及び啓発を行うものとする。」を実現するものです。

川西市においては、2023年から実施されている小中学校における子どもの権利学習や、市長および教育長によってなされている子どもの声をきく取り組みなど、子どもの権利に関して先駆的かつ意欲的に取り組まれていると考えています。しかし、子どもの権利を実現するということは、単に子どもの声をきく機会を創出することにとどまるものではありません。すべての施策において子どもの最善の利益を優先する視点を保持することや、子どもの権利を実現することのできる環境整備に向けた予算の執行も含まれます。したがって、市こども未来部や市教育委員会が、子どもにやさしいまちづくりに向けて、市職員のみならず、すべての人を対象にした子どもの権利の周知啓発を積極的に行うことが求められます。これは、子どもの権利の実現のためには、予算執行を含む十分な資源が子どもに対して配分される必要があるという理解を、全市的に広めるうえでも、不可欠な取り組みであると考えます。

なお、本意見表明にかかる各事項の措置のうち、1. に関しましては、条例第17条第1項の規定にもとづき、同条第2項で定める期日（2026年2月9日）までに市教育委員会と協議し、市こども未来部で総括された内容をオンブズパーソンに報告いただきますよう求めます。2. 3. 4. に関しましては、1. の報告の中で言及する形でも結構ですので、可能な限り見解を示していただくことを望みます。特に、3. に関しましては、私立保育園への加配補助等の制度の活用状況、公立幼稚園が廃園となって以降の障害のある子どもたちの保育の計画と体制について、可能な限り回答いただくようお願いいたします。

以上

表V-1 申立て案件・自己発意案件の処理状況一覧（1999.6～2025.12）

	案件番号	申立て事項・独自入手情報	条例上の対処(実施対象の関係機関等)	公開／非公開
1	1999年申立て第1号	法的親子分離における親の面接交渉権に関する問題	99.12 結果通知(市教育情報センター) 99.12 結果通知(市福祉事務所)	公開
2	1999年申立て第2号	関係機関がかかわった結果の親子分離先が子どもにとって不適当・不利益であるとする問題	00.05 意見表明(市教育委員会) 00.08 意見表明(市福祉事務所)	公開
3	1999年申立て第3号	担任の指導における暴言等の問題	調査不実施・調整実施	—
4	1999年自己発意第1号	保育所での子どもの感染症予防問題	99.09 是正等申入れ(市福祉事務所) 99.12 是正等申入れ(市福祉事務所)	公開
5	1999年申立て第4号	部活動中の生徒の事故死の報道及び他の部活動における体罰の市教委情報公開文書に基づく類似事故の予防・制度改善提言への要望	02.02 結果通知(市教育委員会)	公開
6	2000年申立て第1号	部活動中の生徒の事故死(熱中症による死亡)の原因究明・再発防止策の確立等に関する問題	00.07 勧告・意見表明(市教育委員会) 00.07 結果通知(市長) 00.07 結果通知(当該学校)	公開
7	2000年申立て第2号	DVからの子ども救済とそれに伴う就学保障問題	01.10 結果通知(市教育委員会)	非公開
8	2000年自己発意第1号	子どもの転校受け入れに際する学校の対応の問題	00.11 勧告(市教育委員会) 00.11 勧告(当該学校) 02.12 調査打ち切り	非公開
9	2000年申立て第3号	小学生の学校外水死事故を契機とした生前の子ども同士の関係や学校の対応における問題	02.03 意見表明(市教育委員会)	公開
10	2001年申立て第1号	教員による体罰等と学校の事後対応の問題	01.04 是正等申入れ(当該学校) 01.07 意見表明(市教育委員会) 01.07 結果通知(市長)	公開
11	2001年申立て第2号	学校内での子ども同士の関係と学校の対応上(いじめ再発防止等)の問題	01.08 是正等申入れ(市教育委員会) 02.12 調査打ち切り	非公開
12	2001年自己発意第1号	学級崩壊に関する問題	02.03 第3年次報告書第3章で報告 02.12 調査打ち切り	公開
13	2002年申立て第1号	高校転学申込みに際する対応等の問題	02.08 調査打ち切り	非公開
14	2002年申立て第2号	子どもの福祉的措置を講じる際の関係機関の説明責任及び子どもの意見表明不尊重問題	03.03 結果通知(市教育委員会) 03.03 結果通知(当該学校) 03.03 結果通知(市保健福祉部)	公開
15	2002年申立て第3号	不登校の子どもに対する学校対応と公的支援に関する問題	調査不実施・調整実施	—
16	2002年申立て第4号	同上	調査不実施・調整実施	—
17	2002年申立て第5号	同上	調査不実施・調整実施	—
18	2002年申立て第6号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.08 より申立第8号と一体的に扱い対処	公開
19	2002年自己発意第1号	自然学校における補助員の入浴指導に際する不当制裁問題及び学校の対応等の問題	02.08 勧告(市教育委員会) 02.09 公表(市政記者クラブ)	公開
20	2002年申立て第7号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	調査不実施・調整実施	—
21	2002年申立て第8号	民間認可保育所における子どもへの「虐待」の疑いまたは「不適切な指導」その他の問題に関する当該施設の説明責任及び苦情解決責任に関する問題	02.09 要望(当該施設) 02.11 意見表明(市保健福祉部) 02.11 結果通知(県県民生活部監査指導課) 03.03 要望(当該施設設置者) 03.03 意見表明(市保健福祉部) 03.03 公表(市政記者クラブ) 03.04 結果通知(県県民生活部監査指導課)	公開
22	2002年自己発意第2号	中学校における頭髪黒染め指導での健康被害問題	02.10 意見表明(市教育委員会) 02.11 公表(市政記者クラブ)	公開
23	2003年申立て第1号	いじめ被害及び子どもからの被害の訴えに対する教員の対応の問題	03.11 意見表明(市教育委員会)	公開
24	2003年申立て第2号	校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	04.10 是正等申入れ(市教育委員会) 04.10 結果通知(当該学校)	公開
25	2003年申立て第3号	区域外通学の申請手続きにおける市教育委員会の対応の問題	03.11 対処の必要が認められず調査終結	—
26	2003年申立て第4号	子ども間で起こった事件への事後対応及びその後の子どもの不登校への学校の対応に関する問題	調査不実施・別件処理	—
27	2003年申立て第5号	生徒指導に関する問題	調査不実施・調整実施	—
28	2003年申立て第6号	教員の体罰等と学校の事後対応の問題	03.09 意見表明(市教育委員会) 03.09 結果通知(当該学校)	公開
29	2003年自己発意第1号	子ども間で起こった事件を端緒とした保護者間及び保護者と学校間の対立及び子どもの不登校への対応に関する問題	03.07 意見表明(市教育委員会) 03.07 改善等申入れ(当該学校) 03.08 要望(当該保護者) 03.09 結果通知(当該保護者)	非公開

30	2003年申立て第7号	いじめに対する学校の対応に関する問題	調査不実施	—
31	2004年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	04.06 結果通知(当該学校) 04.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
32	2004年自己発意第1号	法律的な問題も含んだ子どもの人権侵害の疑い	05.06 結果通知(市教育委員会)	非公開
33	2004年申立て第2号	いじめ被害再発への不安及び学校内でのいじめに対する学校の対応に関する問題	04.12 結果通知(当該学校) 04.12 結果通知(市教育委員会)	公開
34	2004年申立て第3号	いじめ被害および被害の訴えに対する教員の対応の問題及び子どもの不登校	05.06 意見表明(当該学校) 05.09 意見表明(市教育委員会)	公開
35	2005年申立て第1号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	05.08 勧告(市教育委員会) 05.08 勧告(当該学校)	公開
36	2005年申立て第2号	子どものいじめ被害と精神的苦痛への学校・市教育委員会の対応の問題	06.03 調査打ち切り	—
37	2006年申立て第1号	生徒指導における子どもの意見不尊重問題	調査不実施・調整実施	—
38	2006年申立て第2号	子ども間の暴力に対する学校の対応の問題	06.07 調査打ち切り	—
39	2007年申立て第1号	高校受験における志願変更申請への学校の対応とその後の進路指導に関する問題	07.11 意見表明(市教育委員会) 07.11 改善等申入れ(当該学校)	公開
40	2007年申立て第2号	教員による体罰及び校則違反を理由として行われた生徒指導のあり方に関する問題	08.03 是正等申入れ(当該学校) 08.04 意見表明(市教育委員会) 08.08 結果通知(当該学校) 08.09 結果通知(市教育委員会)	公開
41	2008年申立て第1号	小学校の学校給食における食物アレルギー対応に関する問題	08.12 意見表明(市教育委員会) 08.12 結果通知(当該学校)	公開
42	2008年申立て第2号	子ども・保護者と学校間のトラブルに関する問題	調査不実施	—
43	2008年申立て第3号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.04 結果通知(市教育委員会) 09.04 結果通知(当該学校)	公開
44	2009年申立て第1号	いじめ被害及び被害の訴えへの学校の対応に関する問題	09.06 調査打ち切り	—
45	2010年申立て第1号	子どもへの指導及びその後の子どもの不登校に対する学校の対応に関する問題	10.08 調査打ち切り	—
46	2010年申立て第2号	学校行事で起きた逸脱行為をめぐる学校の対応及びその後の子どもの登校困難への対応に関する問題	11.03 結果通知(市教育委員会) 11.03 結果通知(当該学校)	公開
47	2011年申立て第1号	学校で起こった子ども同士のトラブルをめぐる学校対応及び小中連携の困難に関する問題	12.03 意見表明(市教育委員会)	公開
48	2011年申立て第2号	中学校での体罰及び生徒指導のあり方に関する問題	12.05 結果通知(市教育委員会) 12.05 結果通知(当該学校)	公開
49	2012年申立て第1号	中学校での生徒指導のあり方に関する問題	12.11 調査打ち切り	—
50	2012年申立て第2号	市内県立高校生自らの自殺といじめ被害を含む生前の生活状況との関連性、生前の学校の対応及び事後の遺族対応に関する問題 ----- 上記問題をふまえた市としての再発防止策に関する提言『市内県立高校生事案の背景状況をふまえた今後の取り組みに関する提言ー子どもの声を受けとめ、希望を語れる社会をつくるためにー』	13.03 是正等要望(当該学校) 13.03 結果通知(県教育委員会) 13.03 条例第20条に基づく報告(市長) 13.03 案件処理通知(市教育委員会) 13.03 公表(市政記者クラブ) ----- 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市長・市こども家庭部) 13.11 条例第6条第3号に基づく提言(市教育委員会) 13.11 公表(市政記者クラブ)	公開 公開
51	2013年申立て第1号	学校内で起こったトラブルに対する学校の対応及び学級崩壊に関する問題	調査不実施・調整実施	—
52	2014年自己発意第1号	『川西市学校給食食物アレルギー対応マニュアル』の運用における子どもの権利の不当な制限に関する問題	14.12 意見表明(市教育委員会) ----- 15.09 意見表明(市教育委員会)	公開
53	2016年自己発意第1号	市内私立保育所で生じた問題に対する保育所の苦情解決制度の運用に関する問題	17.06 意見表明(市教育委員会) 17.09 公表(市政記者クラブ)	公開
54	2021年申立て第1号	障害のある子どもへの介助行為をめぐる教員と学校対応の問題	22.03 意見表明(市教育委員会) 22.03 意見表明(当該学校) 22.03 結果通知(市長)	公開
55	2023年申立て第1号	廃園予定の幼稚園における市の園児募集に関する問題	23.09 結果通知(市教育委員会)	公開
56	2024年申立て第1号	部活動の社会移行にともなう、子どもの最善の利益の確保および公的な支援のあり方に関する問題	調査不実施	—
57	2024年自己発意第1号	公立幼稚園の廃園の経過と子どもおよび保護者への手続きに関する問題	25.12 意見表明(市こども未来部) 25.12 意見表明(市教育委員会)	公開

(注)「公開」は、条例上の対応に関する文書を、年次報告書への掲載ないしはオンブズパーソンが必要と認める方法により公表したもの。
(部分公開も含む)

表V-2 提言状況一覧（1999年～2025年）

提言状況	提言事項(概要)
1999年オンブズレポート上での提言	<p>1 地域での子ども家庭支援の推進に向けて</p> <p>(1) 「エンゼルプラン(川西)」の着実な具体化</p> <p>(2) 子ども家庭支援で市長部局と教育委員会とのいっそうの連携・協同</p> <p>(3) 児童虐待を防止するネットワークの構築</p> <p>(4) 子育てアドバイザーや子育てボランティアの育成</p> <p>2 子どもの意見表明や参加・参画を大切にす人権文化の創造に向けて</p> <p>(1) 現在の子ども議会の趣旨を見直し、子どもの自治活動に資する意義の充実を。</p> <p>(2) 子ども議員の選出方法や役割、その活動内容等について、要綱等を整備し、子ども議員選出の選挙等を通してすべての小中学生が積極的に子ども議会に参加し、これを活用できるような充実を。</p> <p>(3) これまでの子ども議会の成果を基礎に、子どもの实际生活に根ざした諸課題について、子ども議会が主体的な話し合いを行い、それに基づく一定自律的な決定を子ども議会自らが相応に行うことができるような、関係機関の工夫や改善を。</p> <p>これらに基づいて、おとなの適切な支援により子どもの意見表明や参加・参画が促進され、それが本市の施策や日々の取り組みによりいっそう反映されるように。</p> <p>3 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例の普及を図るために市の機関に期待する取り組み</p> <p>(1) オンブズパーソン制度の本質について意味を共有し、さらに深めること。</p> <p>(2) 本条例の趣旨と精神が、本市のすべての機関に浸透し、その認識に基づく本市独自の取り組みとして推進を。</p> <p>(3) 本市の機関とオンブズパーソンが相互の役割と立場を尊重しあい、ともに本条例の目的達成のために尽力していくこと。</p>
2001年市及び教育委員会への提言	<p>地域での子ども家庭支援の一層の推進に向けて</p> <p>1 子育て・子育て支援策の基本的な考え方</p> <p>(1) 子どものニーズの的確な把握と優先的な対応をはかる。</p> <p>(2) 子どもの参加と参画を支援する積極的な公的社会的かかわりをする。</p> <p>(3) 市民参加による子育て・子育て支援をする。</p> <p>(4) すべての子ども・すべての子育て家庭を視野に入れた施策とする。</p> <p>(5) 既存施設等の有効活用をはかる。</p> <p>2 子育て・子育て支援策のうち差し迫って必要と思われる施策</p> <p>(1) 子どもの居場所・人間関係づくりの場となる児童館および児童育成施設の充実</p> <p>(2) 小学校の保健室補助員配置の充実</p> <p>(3) 子どもの意見表明・参加の場として「子ども議会」の一層の充実</p>
2002年オンブズレポート上での提言	<p>子どもの権利状況の検証および問題提起として</p> <p>1 川西市「児童育成計画」に寄せる期待と提言</p> <p>(1) 「児童育成計画」で求められる権利擁護システムづくりを具体化する。</p> <p>(2) 「児童育成計画」で期待される子どもの居場所づくりを行う。</p> <p>(3) 「児童育成計画」で掲げられた「子どもの参加・参画」を具体化する。</p> <p>(4) 密接不可分な関係にある子どもの「居場所」と「参加」に取り組む。</p> <p>(5) 学齢期の特徴をふまえたうえで「居場所」と「相互関係」を。</p> <p>2 川西市での「不登校」をめぐる現状からの問題提起</p> <p>(1) 「不登校」にかかりうる公的資源の情報について、学校からの確に保護者に伝えられるように。</p> <p>(2) 各校における基本的な考え方や具体的な取り組みの実態を教育委員会として改めて把握し、「不登校」問題に関する基本方針と具体策を確立していく。</p> <p>(3) 「不登校」問題にかかわる事例研究について、教育委員会と学校その他の機関とでこれを積極的に推進する。</p> <p>3 「落ち着きがない」とみられがちな子どもの教育と医療をめぐって子どもの置かれている現状への理解と認識を持つように。</p> <p>4 子ども議会に関する1999年次提言後のその後</p> <p>(1) 事前協議会とともに事後にも協議会をもって振り返りのための意見表明と参加の機会を設けたり、また子どもたちの編集委員や広報委員などの事後活動を豊かにして、子ども議会の意味と成果を子ども議員が相互に共有しあえるように。</p> <p>子どもの意見表明と参加を大切にす子ども議会の意味を、子どもたち全体の日常生活により具体的に生かしていくこと。</p>
2008年教育委員会への提言	<p>教職員に対する児童虐待防止に関する研修制度の充実に向けて</p> <p>1 児童虐待に関する研修制度の充実を図ること。</p> <p>2 研修制度の充実に関する方向性として、対象は全教職員とし、内容は子どもが虐待されている兆候を発見するスキル、社会的援助ソースを把握し、ソーシャルワークの発想法、子どもとの関係づくりと教師集団の役割分担の在り方を含むものを。</p>
2013年市及び教育委員会への提言	<p>市内県立高校生事案の背景を踏まえた今後の取り組みに関する提言</p> <p>1 子どもの置かれた状況を具体的かつ総合的に把握し、子どものSOSを発しやすくなるための条件整備をさらに推進すること</p> <p>2 学校・地域等における諸活動や子ども施策のための実態把握・立案・実施において、子どもの表明した意見を尊重し、子どもが主体的に参加できる機会を実質的に確保すること</p> <p>3 いじめ防止対策推進法に基づくいじめ対策の実施にあたっては、子どもの権利条約の考え方を基盤として、「子どもの最善の利益」を確保する観点からの取り組みを進めること</p>
2017年教育委員会への提言	<p>義務教育修了後の子どもへの支援体制の推進に関する提言</p> <p>1 義務教育段階から義務教育修了後に至るまで、切れ目のない子ども支援体制を構築するために、教育委員会の各部局が領域横断的に連携し、その具体的方策について協議の場を設けること</p> <p>2 進路未定の状態のまま義務教育を終える子ども、高校進学後に中途退学する子どもの生活実態に焦点をあてて、中学校在籍時からの予防的支援のあり方、義務教育修了後の子どもが利用できる相談窓口および社会資源の確保等について検討すること</p>

2018年教育委員会への提言	いじめ防止等の対策をより実効的に推進するための提言 1 学校のいじめの防止等のための組織が果たす役割・機能を再確認し、十分機能するような取り組みと工夫を。 2 いじめの発生した背景的状况を調査し、「悪質ないじめ」であるのか、いじめられた側といじめた側双方の主張にそれぞれ一理あるような子ども同士のトラブルであるのか等、事案の本質を見極めた上で、適切な教育的対処を。
2020年教育委員会への提言	2022年の提言事項(概要)をご覧ください
2022年教育委員会への提言	学校運営における組織的対応についての提言(改訂版) 1 多様な学級編成や子どもの権利学習の機会の保障などを通じて、子どもの自治と意見表明の機会が十分に保障されるような新たな学校運営の模索を。 2 子どもの意見を軸に関係者が協働する「チーム学校」や「コミュニティスクール」の実質化を。 3 いじめ、不登校、学級崩壊等の危機的状況に対して積極的に周囲と協働する意識の向上と、市教育委員会が速やかに人材派遣等のバックアップ的支援を行えるような仕組みづくりを。
2024年市への提言	川西市子どものオンブズパーソン条例改正に関する提言 1 「川西市子どもの人権オンブズパーソン条例」を一部改正し、公的機関のみならず、子どもにかかわる民間の機関等が、オンブズパーソンの活動、職務に協力し、オンブズパーソンとも連携して子どもの権利擁護を図ることができるよう、以下の条文を新設すること 「市の機関以外の子どもに関わる施設等は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的に協力、援助するよう努めなければならない。」 2 上記1の改正がなされた場合、オンブズパーソンの活動、職務がより実効的なものとなるよう、必要な予算措置を講じること
2024年オンブズ・レポート上での提言	学校における子どもの意見の尊重と子ども参加に関する提言 1 子どもたちが「聴かれる権利」を持っているということ 2 子どもたちが秘密を守られ、安心感を持てること 3 学校に雑談ができるすき間と遊び心を 4 学校における子どもたちの参加の機会を

VI オンブズパーソンの広報・啓発活動

条例では、オンブズパーソンの職務として、「子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること」（条例第6条第2号）を掲げています。特に子どもへの人権侵害を未然に防止する観点からは、相談や調査の活動とともに広報・啓発活動が重要となります。

条例第21条では、広報・啓発に関する市の機関の役割として、以下の二点が定められています。

- ①条例の趣旨とオンブズパーソン制度のしくみ等を子どもや市民に積極的に広報すること。
- ②子どもがオンブズパーソン制度を身近に活用できるようにするために必要な施策の推進に努めること。

つまり、オンブズパーソンの広報・啓発活動はオンブズパーソンが単独で行うものではなく、市の機関が条例の趣旨をふまえ、オンブズパーソンと連携しながら主体的に行うものです。子どもたちに、オンブズパーソンをより身近な存在として知ってもらうため、リーフレットや電話相談カード、子どもオンブズ通信等を配布するとともに、SNS ツールを活用した情報発信を行ったり、オンブズに相談するとどうなるかを分かりやすくストーリーにした『こんなときオンブズ』マンガ版をホームページに掲載するなど、「子どもから顔の見えるオンブズパーソン」として広報・啓発に努めています。

これらの広報・啓発活動の対象として、現在、保育施設等においては、公立・私立を問わず広報を行っていますが、今後、部活動の社会移行をはじめ、子どもに関わるさまざまな事業の民間委託化が進むことが想定されます。そのため、これら地域クラブなどの民間施設等を含めた、より広範囲の対象者に対する効果的かつ適切な情報発信の方法等について検討するなど、さらに充実した広報・啓発活動を展開していく必要があります。

子どもへの広報・啓発

子ども向けリーフレット・電話相談カード・オンブズ通信等の配布

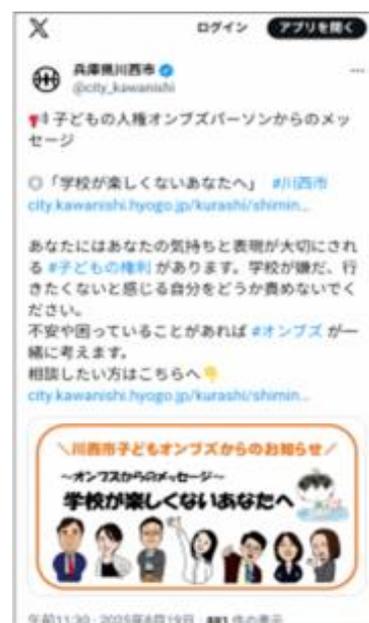
市内の小・中学校、特別支援学校、幼稚園、保育所及び市内県立高校を通して、1学期にはリーフレット、2学期には電話相談カードを子どもたちに配布しました。

小・中学生向け啓発チラシ「子どもオンブズ通信」については、2025年3月にNo.18を、9月にNo.19（※次ページに掲載）を配布しました。子どもの権利条約で示されている子どもの権利について4コマ漫画で説明したり、子どもたちに、どんな相談ができるのかをわかってもらいやすいように、オンブズパーソンが受けた相談の内容や特徴を紹介したり、子ども向け相談室「子どもオンブズくらぶ」の様子について掲載するなど、オンブズパーソンをより身近に感じられるように工夫しています。

なお、オンブズ通信 No.19 には、後述の「トライやる・ウィーク」で職業体験として事務局に来てくれた中学生が、市庁舎見学に来た小学3年生に紙芝居やクイズなどでオンブズパーソンの紹介を行う様子や、「子どもの権利かるた」を制作してもらった様子なども掲載しています。

また、2025年3月には中学3年生に向けて「中学校を卒業するあなたへ」と題したチラシを配り、卒業後の新たな旅立ちに向けてのエールを送るとともに、オンブズパーソンの広報を行いました。

さらに、オンブズパーソンや相談員からのメッセージやコラム等をホームページに定期的に掲載するだけでなく、これらの情報をSNSツール（X・LINE・Facebook）を活用し、広く発信しました。2025年5月には、「きかせて！部活動のこと」と題し、市立中学校の部活動の社会移行に対する思いや不安など（p.13を参照）、言いたいことがあれば教えてくださいというメッセージを、また、8月には、「学校が楽しくないあなたへ」と題し、夏休み明け前に、学校にさまざまな思いをもつ子どもたちに対して、オンブズパーソンからメッセージを送りました。



SNSでメッセージを発信（8月）

オンブズパーソンが「子どもの人権学習会」などの講師を

意見表明権をはじめとした子どもの権利について正しく理解し、認識を深めることを目的として、2023年から市教育委員会が中学2年生の生徒を対象に「子どもの人権学習会」を実施しています。2023年次はオンブズパーソンもこの人権学習会の講師を務めさせていただきましたが、2024年4月以降は、4時間の学習指導計画等を各中学校で検討することとなり、それぞれ独自の内容となる学習活動を展開しています。

2025年次は、東谷中学校からの依頼に基づき、1月24日（2024年度の2年生を対象）と12月19日（2025年度の2年生を対象）に、オンブズパーソンが市教育委員とともに講師を務めました。

また、10月22日には、緑台中学校から、2年生だけでなく、全学年の生徒及び教職員を対象にした子どもの権利にかかる学習会の講師依頼がありました。同中学校では、子どもの権利の基本とオンブズパーソン制度の意義や役割について理解してもらいやすいよう、オンブズパーソンと相談員が、全校生を前に実際のオンブズパーソンへの相談や調整活動の様子を



子どもの人権学習会の様子（緑台中学校）

寸劇で上演するなど、「子ども向け年次活動報告会」といった内容を盛り込む形で実施しました。

さらに、本年次は、県立川西緑台高等学校から、人権講演会の講師依頼があり、11月26日、浜田オンブズパーソンが「高校生が学ぶ子どもの権利」をテーマとして、全校生約650人を対象に講演を行いました。

「トライやる・ウィーク」での中学生受け入れ

オンブズパーソン事務局では、毎年、トライやる・ウィーク¹（職場体験活動週間）に協力し、市内中学校2年生の生徒たちを受け入れています。2025年次は、7校から計16名の生徒がやってきて、それぞれ5日間の職場体験をしました。



トライやる・ウィークで、中学2年生が職場体験（子どもの権利かるたの作成）を行っている様子

具体的には、オンブズパーソンと直接会って意見交換をしたり、相談員との模擬研究協議などの活動を行うほか、期間中に市内小学校3年生の市役所見学が重なった日には、相談員に代わって児童に向けたオンブズパーソンの紹介などにも挑戦してもらいました。

また、今年次は、生徒たちが相談員とともに、広報・啓発活動の一環として「子どもの権利かるた」（p.85を参照）を作成しました。

なお、このトライやる・ウィークは、子どもの最善の利益の視点から問題解決に取り組むオンブズパーソンの仕事を生徒に理解してもらう機会であるとともに、オンブズパーソンが、生徒の今思っていることや感じていることを知ることができる良い機会にもなっています。

「市役所見学」での小学校3年生への説明

2025年次は、5月から7月に市役所見学が実施され、オンブズパーソン事務局にも市内小学校の3年生が見学に訪れました。

この見学では、毎年、相談員がオンブズパーソンの紹介等を行っていますが、今年次は、ト

¹ 兵庫県が県内の中学2年生を対象として実施する事業で、職場体験や福祉体験活動など、地域での様々な体験活動を通じて、働くことの意義や楽しさを実感し、社会の一員としての自覚を高めるなど、生徒一人一人が自分の生き方を見つけられるよう支援することを目的としている。期間は1週間（連続した5日間）で、6月、11月を中心に各中学校で実施される。



市役所見学の様子

ライやる・ウィークと重なる日があったため、当日、相談員に代わって、トライやるの中学2年生の生徒が、紙芝居やクイズを使って楽しく、わかりやすくオンブズパーソンの紹介をしてくれました。また、相談用のフリーダイヤルに電話をかける「体験」などをしてもらいました。

相談員は、子どもに直接「困ったり悩んだりしたとき、どんな小さなことでもいいから、気軽に電話してね」と伝えます。なお、この見学は、市内の子どもにオンブズパーソンが身近な存在として感じ取ってもらえる貴重な機会であり、これを機に、子どもからの電話や来所といった直接の相談が寄せられることもあります。

「子ども☆ほっとサロン」の開催

原則として月1回土曜日に、オンブズくらぶで、子ども向けの啓発活動の一環として「子ども☆ほっとサロン」を開催しています。これまでオンブズパーソンに相談したことのある子どもたちが中心に参加しています。以前は中高生の参加が多かったのですが、近年の傾向として、小学生の参加も増え、さまざまな年齢の子どもたちが共に過ごす空間となっています。

このほっとサロンでは、手作り工作、ゲーム大会、お菓子作り、フリーマーケットの出店やクリスマス会等の行事もあり、活動のなかで参加者同士が協力したり、作品をともにつくる体験等が、子どもたちの連帯感や充実感につながっています。



手作り工作で子どもたちがつくった作品

2025年次の参加人数は延べ51人です（表VI-1）。参加者の中には、学校生活や家族関係、交友関係などでさまざまな問題に直面している子もいますが、住んでいる地域や学年も異なる子ども同士があたたかい雰囲気のなかで、会話や活動を通して親しくなるなど、新たなつながりが生まれる場にもなっています。

市内には、子ども同士がゆるやかにつながれる活動の場が少ないことから、オンブズパーソンは子どもの居場所づくりの推進に向けて、市への提言や居場所に関する座談会開催など、以前から継続的な重要課題として問題提起しています。

表VI-1 「子ども☆ほっとサロン」の参加人数（2025年次）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
5	5	4	2	10	9	5	-	1	5	0	5

※ 8月は開催なし

「川西市 子どもの権利かるた」を制作し、市内小中学校等へ配布

子どもの権利に関する広報啓発活動の一環として、中学生とともに「川西市 子どもの権利かるた」を制作し、市内小中学校等へ配布しました（配布は2026年2月）。

これは、2025年次にトライやる・ウィークでオンブズの活動に参加してくれた、川西市内の中学2年生（計7校16人）が中心となってつくってくれたものです。活動の中で学んだ子どもの権利条約から、みんなに知ってほしいと思う条文をそれぞれに選んでももらいました。中学生ならではの視点を活かし、条文を子どもに分かりやすい言葉にした読み札と、条文をイラストで表現した取り札をつくってくれました。



「川西市 子どもの権利かるた」の一例

この「川西市 子どもの権利かるた」の配布にあたっては、取り札と読み札だけではなく、取り札と読み札を一覧にしたものと、「使い方ガイド」を併せて配布しています。「使い方ガイド」の中には、トライやる・ウィークでオンブズでの活動に参加してくれた中学生たちが、どのようにかるたを作ったのかという制作の経緯の報告や、子どもたちがわかりやすい言葉で「子どもの権利条約」に関する簡単な説明をしています。また、子どもの権利についてさらに学べる本やホームページも紹介しています。単にかるたを楽しむだけでなく、札に書かれている権利について話し合うことで、子どもの権利について学びながら遊ぶことができます。今後、「川西市 子どもの権利かるた」が、各学校等で、子どもの権利について考えたり、話し合ったりする際に役立つことを願っています。



「川西市 子どもの権利かるた」の取り札と読み札の一覧および「使い方ガイド」については、PDFデータをホームページにて公開しており、ダウンロードして活用してもらうこともできます。該当ページには、以下のQRコードからアクセスできますので、ぜひご覧ください。

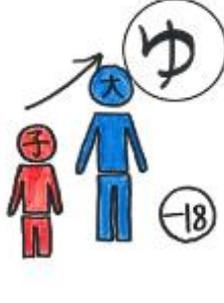
取り札と読み札の一覧



使い方ガイド



子どもの権利がいた 2025

第1条 子どもの定義	第2条 差別の禁止	第3条 子どもにもっとよいことを	第4条 国の義務	第5条 親の指導を尊重
				
<p>おとなになろう 18さいまで!</p> <p>ゆ っくり</p>	<p>ダメゼッタイ みんな同じ なかよくね</p> <p>さ べつ</p>	<p>子どもたちが しあわせに くらせるように しっかり考えよう!</p> <p>こ</p>	<p>みんなで守ろう 子どもの未来</p> <p>く への義務</p>	<p>ぼつりく絶対だ 家のルール</p> <p>ぬ すみ</p>
第6条 生きる権利・育つ権利	第7条 名前・国籍をもつ権利	第8条 名前・国籍・家族関係が守られる権利	第9条 親と引き離されない権利	第10条 別々の国にいる親と会える権利
				
<p>元気に育つ ことかできる</p> <p>み んな</p>	<p>生きるためには 自分の名前が必要だ</p> <p>わ たしのあかし</p>	<p>つこせきをうばわれ たくないからまもって!</p> <p>な まえと</p>	<p>ごんな理由で はなさない</p> <p>り ようしんは</p>	<p>あいたければ 会うことができて 遠くても</p> <p>あ</p>

<p>第11条 よその国に連れさられない権利</p>	<p>第12条 意見を表す権利</p>	<p>第13条 表現の自由</p>	<p>第14条 思想・良心・宗教の自由</p>	<p>第15条 結社・集会の自由</p>
<p>よ その国に つれていかないで 帰りたいよ 自分の国に</p>	<p>お ンブスは 君の意見を きくよ</p>	<p>に ユースネット でいろんなことを 知れる伝ええる</p>	<p>う ーリン! 自分が信じて ものが自由だなんて 最高だね!</p>	<p>て きとって みんなでいしょに たのしもう</p>
<p>第16条 プライバシー・名誉の保護</p>	<p>第17条 適切な情報の入手</p>	<p>第18条 子どもの養育はまず親に責任</p>	<p>第19条 あらゆる暴力からの保護</p>	<p>第20条 家庭をうばわれた子どもの保護</p>
<p>び ライバシー おとほも子どもも 平等に!!</p>	<p>ま ちがってない? その情報大人が しかり守ってね</p>	<p>そ だてるのは 親のせきにな 母と父ふたりあわせて</p>	<p>は リア! 国のが 暴力からきみたちを 守ってやまのさ!</p>	<p>えーヤッダ! ぼくのねごや食べ物を 用意しと守ってね</p>
<p>第21条 養子縁組</p>	<p>第22条 難民の子ども</p>	<p>第23条 障がいのある子ども</p>	<p>第24条 健康・医療への権利</p>	<p>第25条 施設に入っている子ども</p>
<p>ち ちゃんと認められて 家族になたよ とっても 幸せ!</p>	<p>ね どこかない そんなぼくたちを 助けてよ!</p>	<p>しょうがい あっても みんな同じ 子どもだよ</p>	<p>け かしても たすけてくれる お医者さん</p>	<p>ひ とりじゃない? あんしんできて 聞いてくれる人 いる</p>

第26条 社会保障を受ける権利	第27条 生活水準の確保	第28条 教育を受ける権利	第29条 教育の目的	第30条 少数民族・先住民の子ども
<p>たへん!! お金がかかればど 国からもらえらるよ! 一人で安心だね!</p>	<p>い きるため おなかがへたら S O S</p>	<p>が つこうへ 行くチャンス みんなもてるよ</p>	<p>べんきょうね 昔のまがりを たしたいために するんだよ</p>	<p>ど れも同じ みんなの文化 を大切に</p>
第31条 休み、遊ぶ権利	第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護	第33条 麻薬・覚せい剤などからの保護	第34条 性的搾取からの保護	第35条 誘拐・売買からの保護
<p>る ん ん うれしいな 明日も遊べるあきてても</p>	<p>や すませて はたらかせるのは もうやめて</p>	<p>ぜ たいにダメ まやく、シンナー かくせいせい 持ってるだけでも</p>	<p>き ー たすけてー セリハラ!!! から子せもを中ちう</p>	<p>つ れていくな 売るな 買うな 子どもを 守れ</p>
第36条 あらゆる搾取からの保護	第37条 拷問・死刑の禁止	第38条 戦争からの保護	第39条 被害にあった子どもの回復と社会復帰	第40条 子どもに関する司法
<p>の ー! ぼくたちを いじめる 利用しないで</p>	<p>す トップ ごうもんをやめて まだ子どもだよ</p>	<p>ぼ くの 生 活 守ろう 戦争が</p>	<p>ら くに ぼくのあたしの キズがなくなったから</p>	<p>も ういちど 社会にもどる きっかけを</p>

おとなへの広報・啓発

市機関職員への広報・啓発

2025年次も市教育委員会や市こども未来部等の職員と直接意見交換する機会を持ちました。6月には市こども未来部の幹部職員との懇談を、7月には教育長を含む教育委員との懇談のほか、市教育推進部の幹部職員との懇談を、また8月には小・中学校校長会との懇談を持ちました。また、5月には川西市要保護児童対策協議会代表者会議に、渡邊オンブズパーソンが出席しました。今後も、特に子どもに直接かかわる職員等の皆さんとの対話の機会を増やしていけるよう引き続き市の関係機関と連携・協力して、広報・啓発活動に努めていきます。

市議会議員への広報・啓発

2025年次は、次章の「オンブズパーソン会議」及び後述の「年次報告会」等の開催案内を行うほか必要な情報提供を行いました。

市民等対象の講演・研修会等

2025年次は、以下のとおり、市の機関や社会教育関係団体のほか市外の関係機関等が主催する講演会や研修会等に各オンブズパーソンや相談員が講師等として招かれました。

表VI-2 講演・研修会の状況（2025年次）

	日付	市内・外	テーマ・内容等	対象者	機関・団体	講師等
1	3月28日	市内	「楽しく学ぼう子どもの権利」講演会 ～あなたの気持ちはどんなかな～	市内在住の18歳未満 の子どもと保護者	川西市市長公室 人権推進多文化共生課	長瀬 オンブズパーソン
2	4月14日	市外	佛敎大学O.L.C公開講座 子どもの声を大切にする学校を考える 第1回「子どもの権利と学校をめぐる」	講座申込者・受講生	佛敎大学オープンラーニ ングセンター	長瀬 オンブズパーソン
3	6月9日	市外	佛敎大学O.L.C公開講座 子どもの声を大切にする学校を考える 第3回「学校をめぐる子どもの声」	講座申込者・受講生	佛敎大学オープンラーニ ングセンター	渡邊 オンブズパーソン
4	8月1日	市内	校内 夏季人権研修会 「子どもの権利条約・子ども基本法に基づ いた学校教育について」 ～学校、教職員のあり方と実践～	川西市立牧の台小学 校の教職員	川西市立牧の台小学校	長瀬 オンブズパーソン
5	9月18日	市内	育成クラブ(学童) 支援員研修会 「子どもの人権について」 ～おとなと子どもの良い関係づくり～	川西市留守家庭児童 育成クラブ 主任・副主任 支援員	川西市教育推進部 入園所相談課	長瀬 オンブズパーソン
6	10月2日	市内	保護者向け講演会 「SNSにおける人権問題」 ～SNSとの付き合い方について～	川西市立桜が丘小学 校の保護者	川西市立桜が丘小学校	渡邊 オンブズパーソン
7	11月30日	市外	子どもたちの“今”を知る公開講座 「川西市子どもの人権オンブズパーソン の役割、機能と今日求められること」	子どもからの電話を 受ける人、子どものこ とに関心のある人	NPO法人CAZN・滋賀県 こども若者部子どもの権 利室 共催	渡邊 オンブズパーソン
8	12月17日	市内	全国青年市長会近畿ブロック会議講演会 「川西市子どもの人権オンブズパーソン の役割および特徴」	全国青年市長会近畿 ブロック会議出席者	川西市市長公室 秘書課	渡邊 オンブズパーソン
9	12月21日	市内	多様な学びの場相談会 「不登校児童生徒やその保護者等の相談 および交流」	不登校児童生徒と保 護者等	川西市教育推進部 教育保育課	中村・井口 相談員

年次報告会「子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」

2025年3月22日に、「2024年次報告会・子どもの“いま”と“明日”を考えるフォーラム」をアステホールで開催しました。

第1部では、オンブズパーソン及び相談員から2024年次の活動概要について報告を行いました。1年間の相談・調整活動状況の報告説明に加え、オンブズパーソンより、2024年12月に市長あてに発出した提言の内容について報告説明を行うほか、オンブズパーソンの独自入手情報に基づき、2024年4月から自己発意調査を開始した案件の内容等について報告説明を行いました。また、当時、市が制定を予定していた「(仮称)川西市子ども・若者参加条例」に関する意見交換等の経過説明や問題提起等について報告説明を行いました。

また、第2部では、「声をきかれにくい子どもの声をどうきいていくか」をテーマに、NPO法人育ちあいサポートブーケ代表理事の藏原亜紀さんと市立多田中学校の井上智美校長先生(肩書きは当時)をパネリストに迎え、オンブズパーソンとともに、就学前の子どもや不登校の子ども、そしてオンブズパーソン活動を通して出会った「声をきかれにくい子どもたち」について意見交換を行いました。



昨年の年次報告会の様子

制度・活動に関する問い合わせや取材・視察・交流

全国の行政、議会、団体等やマスコミからの取材・視察等

2025年次においては、オンブズ制度の仕組み、運営体制、活動内容等に関する全国の行政機関・自治体議員・団体等やマスコミからの問い合わせ、取材、視察が合計51件（2024年次は48件）ありました。取材や視察等の件数は、ここ4～5年で最も多くなっています。

近年は、厚生労働省や文部科学省などでも公的第三者機関の重要性や意義が言及されており、2023年の「こども家庭庁」の設置や「こども基本法」の施行等を背景に、マスコミのほか、新たに公的第三者機関を設置しようと考えている自治体の職員や子どもの権利について関心を持つ自治体の議会議員等からの問い合わせも多くありました。なお、ここ数年で川西市のオンブズパーソンと同じような公的第三者機関が急増しており、現在、全国で60数か所設置されていますが、これら公的第三者機関を有する自治体からの問い合わせもありました。

表VI-3 問い合わせ・取材・視察件数（2025年次）

機関等	件数
行政機関	31
国会議員	0
自治体議員	8
マスコミ	6
研究者・大学生等	2
NPO・法曹界等団体	1
個人	2
その他機関・団体	1
合計件数	51

※こども家庭庁から5名の職員が視察に



こども家庭庁の視察の様子

今年次の10月には、こども家庭庁から、水田功長官官房審議官（総合政策等担当）をはじめ、長官官房参事官（総合政策担当）付職員4名、計5名の職員が視察に来られました。以前から、子どもの相談・救済にかかる先進市として、本市が進める子どもに関する施策や取り組み等について高い関心を示されていたこともあり、今回の訪問となりました。

この日は、オンブズパーソン制度の仕組みや相談の状況、最近の取組み等について説明した後、条例設置当初における課題のほか、市の事業や学校現場への調査等に対する市、学校の理解や受け止め状況など、また、これまでの実績や業務を遂行する上で苦勞している点など、さまざまな質問に対し、オンブズパーソンとしての考えを伝えました。

この日は、オンブズパーソン制度の仕

その後、川西能勢口駅前にある子ども向け相談室「子どもオンブズくらぶ」への視察希望もあり、同くらぶにおいて、実際に子どもとの相談する際の接し方や重要な視点、子どものエンパワーメントに関する手法のほか具体的な対応方法などについて質疑応答を行いました。

「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム 2024 名古屋での交流

地方自治のもと、地域から子ども施策・事業のあり方や、まちづくりの展望を見出すことを目的とした『地方自治と子ども施策』全国自治体シンポジウム 2024」が、2025年2月22日・23日に愛知県名古屋市で開催されました。

このシンポジウムは、子ども施策についての情報・意見交換や研修をする機会であり、さらに創意工夫ある取り組みや「子どもにやさしいまちづくり」を推進している全国の自治体のネットワークづくりの場にもなっています。

同シンポジウムは今回で21回目の開催となっており、今年度の全体テーマは「子どもの最善の利益原則に基づく子ども施策の創出—子どもの権利を実現する文化及び社会の構築を目指して」でした。

子どもの権利を実現する文化及び社会の構築をめざして、子ども施策を担う自治体がどのように子どもの最善の利益の原則に基づく子ども施策を創出していけばいいのかなどについて考える機会となりました。多くの自治体関係者、研究者、市民、NPO関係者等が集い、川西市からは3名のオンブズパーソンと相談員1名が参加しました。

1日目は全体会としてシンポジウム（自治体報告、子ども参加の活動報告、特別報告など）が開催され、2日目はテーマ別の6つの分科会で、全国各地の取り組みについて発表があり、情報共有や活発な意見交換を行いました。「子どもの相談・救済」分科会では、長瀬オンブズパーソンが、「子どもの権利を基盤とする相談救済の取り組み」と題して、川西市のオンブズパーソン制度を利用した若者へのインタビュー、過去3年分の「シリーズ 子ども・若者目線でふりかえるオンブズパーソン」の分析をもとに、子どもの権利救済機関の意義等について発表を行いました。

さらに、「子どもの相談・救済に関する関係者会議」が開催され、渡邊オンブズパーソンと中村相談員が、川西市における調整活動等の事例報告（「オンブズ・カフェの実践について」）



関係者会議での事例報告の様子



全体会（シンポジウム 2024）の様子

を行いました。学校からの相談をきっかけとして、出張型のオンブズワークであるオンブズ・カフェ（オンブズ・レポート 2024 参照）を実施したケースを紹介するとともに、この活動を通して見えてきた、声をきかれにくい子どもの存在や、子どもの意見がきかれる権利の重要性などについて報告を行いました。

「子どもの権利基盤型条例／救済制度を考える関西シンポジウム」での議論

2025年9月21日に大阪府大阪市で、「子どもの権利基盤型条例／救済制度を考える関西シンポジウム」が開催されました。

「子どもの権利と地方自治をめぐる現状と課題 ～この30年を問い直す中から～」をテーマに、関西地区で子ども条例や子どもの相談救済機関を制定している自治体のほか、これから条例づくりを準備している自治体やNPO、市民等が集い、議論を交わしました。川西市からは浜田オンブズパーソンが参加し、川西市でのオンブズパーソンとしての取り組みなどを紹介しました。

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」への視察

現在、全国で約60の自治体で子どもの権利擁護機関（公的第三者機関）が設置されています。それぞれの機関で役割や機能が異なっており、地域の特徴をふまえた新たな試みや、興味深い活動を行っているところもあります。これらの機関から学ぶべきところも多くあるということで、本市の3名のオンブズパーソンと相談員4名が2組にわかれ、それぞれ5月9日と5月16日に、名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」を訪問視察しました。



子どもの権利相談室「なごもっか」
谷口由希子擁護委員と

マスコットキャラクター
「なごもん」

事務局で説明を受ける様子

「なごもっか」では、子どもたちに親しみやすいマスコットキャラクター「なごもん」を設け、これを活用した活動が展開されており、子どもの声の取り上げ方（「子ども向け年次報告会」や「てつなぎなごもんず」）にかかる、様々なアプローチの方法などについて興味深い話を聞けました。また、会議の進め方や情報共有方法、方針決定までのプロセスのほか、相談予約方法（LINEによる面談予約）や新人相談員研修の内容及び実施方法などについても多岐にわたって情報共有するなど、今後の参考として学び得たところも多い、非常に有意義な視察となりました。

渋谷区コミュニティラジオ「渋谷のラジオ」への出演

9月6日に放送された「渋谷のラジオ」内の「渋谷のセンセイ」という番組に長瀬オンブズパーソンが出演しました（※9月4日にリモートで事前収録）。

川西市子どもの人権オンブズパーソンへの相談では、調査専門相談員が電話や面談で丁寧に話をきき、子どもがどうしたいかを軸に考えることや、子どもと保護者それぞれに別の相談員が担当するといった特徴を紹介しました。また、相談経験のある若者から「学校ではないから行けた」「言葉を待ってくれた」といった声が寄せられていること、第三者であり独立性のある組織の強みについてお話ししました。

この「渋谷のラジオ」は、渋谷区を中心に全国にアプリで放送中のコミュニティラジオで、コーナーの一つである「渋谷のセンセイ」は、“学校を地域に開く”をテーマに2016年から始まったものです。地元の教育委員会等とのコラボレーションにより、地域の幼稚園や小中学校の子どもたちや先生、地域の人出演し、子どもたちの地域での育ちをシェアし、支え合うことをめざしている番組です。同番組のプロデュースと進行を務める方が、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2024名古屋の第一分科会に参加されたことがきっかけで、今回、ラジオで詳しく紹介したいとの要望を受け、出演することとなりました。

【※当日の放送内容は下のURLから聞くことができます】

渋谷のラジオ内の「渋谷のセンセイ」 <https://note.com/shiburadi/n/n6c256c2caade>



VII オンブズパーソンの会議と情報公開

代表オンブズパーソンは、条例施行規則第5条に基づき「オンブズパーソン会議」を招集して、条例運営の重要事項について話し合って決定します。

「重要事項」とは、次に該当する場合です。

- ① オンブズパーソンの円滑な職務遂行に必要な役割分担に関する事
- ② 代表オンブズパーソンの職務代理の互選
- ③ 調査の中止や打ち切りなど、調査の継続が相当でないとする場合
- ④ 勧告、意見表明等の内容を公表する場合
- ⑤ 運営状況等を市民に報告し、公表する場合
- ⑥ オンブズパーソンがオンブズパーソン会議の合議を求める場合

これらは、いずれもオンブズパーソンが「子どもの最善の利益」を図る第三者機関として、独立性と自律性をもって活動するためのものです。

そのために、オンブズパーソン会議の内容は、個人情報や意思形成過程上の情報を除いて、積極的に公開することが原則となっています。また、この原則は勧告や意見表明等の条例上の対処についても適用されます。

これは、川西市の子どもがおかれている現状や課題をできるだけ広く市民に知ってもらうとともに、「子どもの最善の利益」の実現に向けて努力するためです。

「オンブズパーソン会議」の開催状況

2025年次は、オンブズパーソン会議を表VII-1のとおり2回開催しました。審議された各議案のあらましは、以下のとおりです。

表VII-1 オンブズパーソン会議の開催状況（2025年次）

会議	開催期日	議案等
第1回会議	4月11日	代表オンブズパーソンの互選について (報告事項) 2025(令和7)年度 子どもの人権オンブズパーソン事業当初予算について (議案第1号) 2025(令和7)年度 子どもの人権オンブズパーソン事務局の事務分掌について (議案第2号) 調査相談専門員のうち「専門員」の推薦について
第2回会議	12月12日	(報告事項) 2025(令和7)年1月～11月の相談状況について (議案第3号) 2025(令和7)年次の運営状況等の報告及び公表について

議案第 1 号

2025 年度の事務局事務分掌の詳細を定める必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、原案のとおり全会一致で承認されました。

議案第 2 号

調査相談専門員のうち専門員の委嘱任期満了に伴い、次期専門員を選任するにあたり、その候補者について市長に対し意見具申する必要があるため、オンブズパーソンの意見を求めたところ、現行の専門員 11 名は、それぞれ豊かな経験や実績等があり、専門員として適任であるとの意見集約がなされ、当該 11 名に次期専門員として引き続き就任いただくよう市長に推薦することが原案のとおり全会一致で決定されました。

議案第 3 号

2025 年次の運営状況等の報告及び公表について、その内容等を明らかにする必要があるため、①「年次報告書」の章立てと編成内容（案）及び②「年次活動報告会」の開催内容企画（案）が提案され、協議の結果、いずれも原案のとおり全会一致で決定されました。

個々の案件に関する「研究協議」の開催状況

オンブズパーソン会議とは別に、個々の案件に関してオンブズパーソンと相談員が意見交換し、時には専門員の助力を得ながら、それぞれの専門分野からケース検討を行う「研究協議」を開催しています。

原則として毎週金曜日の午後、5 時間程度かけて、相談員からの詳細な報告に基づき、全員で課題の整理や意見交換等を行って、最善の対応方策を決めていきます。

また、この日に、オンブズパーソンが、子どもや保護者等の相談者や申立人、市教委・

学校等の関係機関と面談・調整を行う機会を設定する場合があります。

2025 年次は研究協議を計 52 回開催しました（表Ⅶ-2）。なお、同協議は多くの個人情報を取り扱うため、原則非公開としています。



オンブズパーソンと相談員等がそれぞれ対等な立場で、一人ひとりの「子どもの最善の利益」を求めて意見を出し合います。

表Ⅶ-2 「研究協議」（ケース会議）の開催回数（2025 年次）

（回数）

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4	4

研修会(内部)の開催

オンブズパーソン活動の活性化を図るため、毎年、専門員を含む関係者を交えた内部研修会(夏季研修)を実施していますが、2025年次は、8月29日に「川西市における部活動の社会移行について」をテーマに研修会を行いました。

国が進める「部活動の地域展開(地域移行)」を背景に、川西市でも早い時期から「部活動の社会移行」と銘打ち、当該事業が進められているところです。これらの「部活動の社会移行」の方法や進め方が、本当に子どもの最善の利益を中心に進められているものであるか、また、活動の継続性や経済的負担、移動の安全、指導の質などに十分配慮されたものとなっているのかなどの点について議論を行いました。

同研修では、本オンブズレポートの「部活動の社会移行」に関する論考の基礎となっている2025年次の取組みについて先行して発表し、関係者から貴重な意見をいただきました。

※新人相談員研修

2025年次は、新人相談員が、オンブズパーソンや専門員のほか全国の子どもの権利救済機関の現状に詳しい専門家を講師として、それぞれの専門的視点を活かした研修を受けました。

また、佛教大学O.L.C公開講座「子どもの声を大切に作る学校を考える」の第1回長瀬正子オンブズパーソンの講座をはじめ、第2回渡邊徹オンブズパーソンの講座のほか5回分のすべての講座を受講しました。

表Ⅶ-3 新人相談員研修の開催状況(2025年次)

日程	形式	講師	内容
6月9日 ・20日	対面・オンライン演習	長瀬正子 オンブズパーソン	子どもの権利/子どもの権利条約について「シリーズ 子ども・若者目線でふりかえるオンブズパーソン」を読み、考える
6月16日	オンライン演習	浜田進士 オンブズパーソン	オンブズパーソン条例について川西市のオンブズパーソンの意義と役割
6月30日	オンライン講義	大倉得史(京都大学大学院人間・環境学研究所教授)	相談時における子どもの心理や親の心理の把握、分析に必要な着眼点等について
7月28日	オンライン講義	半田勝久(日本体育大学体育学部健康学科教授)	子どもの権利擁護機関について設置の背景及び役割、機能ほか

なお、オンブズパーソンの調査相談専門員(相談員)には、子どもの声をきき取り、理解し、エンパワメントにつなげるための知識や能力が求められます。そのため、新人相談員研修を実施、また受講するにあたっては、専門的な知識や高いスキルを備えた経験豊富な講師の確保が必要不可欠となります。そこで、今後将来にわたり、当該研修をいつでも、どこでも、誰もが学べるものとして継続的に行えるようにするため、今年次、研修資料としての「新人相談員研修DVD」の制作に向け、上記研修内容の収録やデータ化、整理等を行いました。

情報公開の対応

情報公開には、公文書公開や個人情報開示があり、市の情報公開条例、個人情報保護条例やオンブズパーソン制度個人情報保護要綱により対応を行っています。

オンブズパーソンについては、条例第 20 条でその運営状況等の報告及び公表を義務づけており、年次報告書（『子どもオンブズ・レポート』）にまとめて、市長に報告するとともに、市民に公表しています。

これにより、子どもを含む市民が運営状況について検証し、オンブズパーソン制度への協力、活用と充実がより一層図られることを期待するものです。

公文書公開関係

2025 年次は、市情報公開条例第 6 条の規定に基づく公文書公開請求はありませんでした。

オンブズパーソン活動における公文書は、相談記録や調査記録など多くは秘密保持を前提に提供された個人に関する情報であり、原則非公開となります。これを公開するとオンブズパーソンの第三者機関としての独立性や自律性が損なわれるとともに、公正な判断が妨げられ、相談者や関係者等との信頼関係も損なわれるからです。

一方、市の関係機関に対して勧告や意見表明等を行った文書は、「子どもの最善の利益」を図る観点から、必要な情報はオンブズパーソン自らが積極的に公開することが原則です。そのため、個人に関する情報で他の情報と関連づけることにより、特定の個人が識別されるもののうち、一般的に他人に知られたくないと認められる情報を除いて、年次報告書において原則公開を行っています。

個人情報開示関係

2025 年次は、市個人情報保護条例第 21 条に基づく個人情報開示請求はありませんでした。

相談記録や調査記録は、オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助する相談員によって作成され、相談案件の内容や経緯、対応等が詳細に記録されています。

これは、オンブズパーソンが職務を適正かつ円滑に行い、問題解決を行うために必要とする記録です。その公開については、川西市個人情報保護審査会の答申を尊重しながら、オンブズパーソンの判断により対応しています。

VIII オンブズパーソンからのメッセージ

子どもの自殺への対策を社会全体で取り組む

オンブズパーソン 浜田 進士

はじめに

2025年6月5日、子どもの自殺への対策を社会全体で取り組むことを明記した改正自殺対策基本法が、衆議院本会議で賛成多数で可決・成立しました。2026年4月1日には全面施行される予定で、近年増加傾向にある子どもの自殺に特化した対策が大幅に強化されたこととなります。

この法律改正は「こどもの自殺が増加している状況等に鑑み、こどもに係る自殺対策について基本理念に明記し、学校の責務を明らかにするほか、こどもに係る自殺対策の協議会について規定するとともに、基本的施策の拡充等を行おうとするものであり、(中略)基本理念として、デジタル社会の進展を踏まえた施策の展開及び適切な配慮について明記するとともに、こどもに係る自殺対策について社会全体で取り組むことを基本として行われなければならないこと」(衆議院厚生労働委員会 自殺対策基本法の一部を改正する法律案より)などを明記しています。近年子どもの自殺数はどのようなかたちで増えているのか、どうして子どもの自殺への対策を社会全体で取り組む必要があるのか、という点について、私が日頃活動している自立援助ホームでの経験をもとに考えていきます。

子どもの自殺の推移

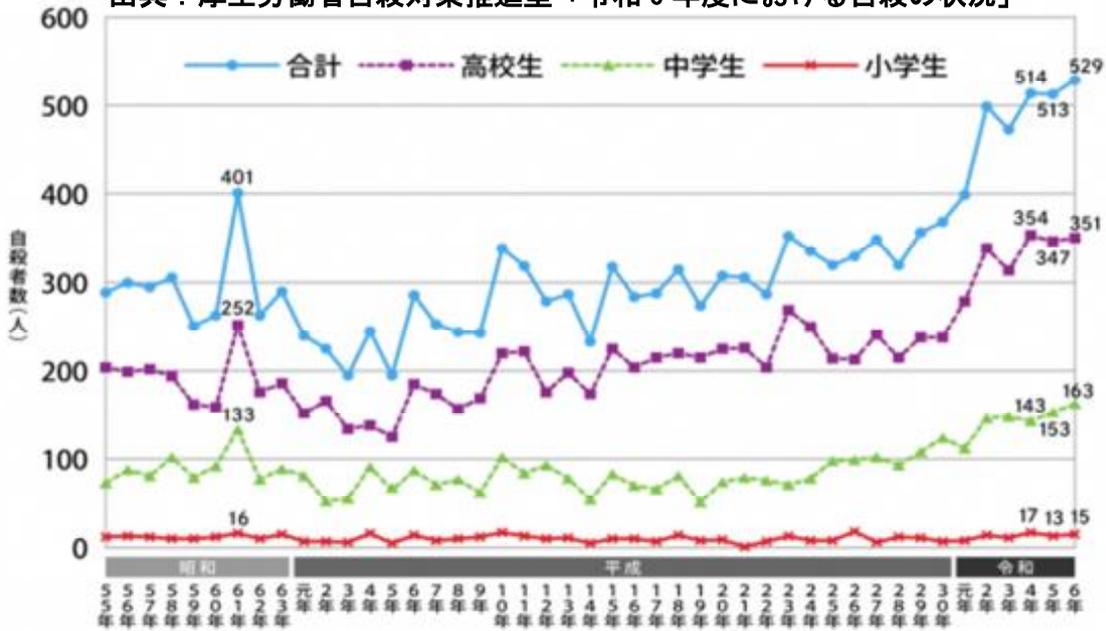
子どもの自殺数について、厚生労働省は2025年3月28日にデータを公表しています。おとなを含む全体を見れば、2024年の年間自殺者数が20,320人(確定値)で、前年より1,517人減り、1978年の統計開始以降2番目に少なくなっています。

一方、小中高生の自殺者は前年より16人多い529人となり、統計のある1980年以降最多となりました(さらに、2026年1月29日、厚生労働省のまとめで、2025年の小中高生の自殺者数(暫定値)は532人となったことが分かりました)。また、2024年時点の調査では、男子は2年連続で減り、女子は2年連続で増えた結果、女子が初めて男子を上回りました。つまり、日本国内の自殺者数は2012年以降減少しているのに、小中高生の自殺数は増加を続け(図VIII-1)、しかも2024年には男女比が逆転したのです(図VIII-2)。

このことについて2025年4月7日付福祉新聞は「自殺した子どもの内訳をみると、女子中学生と定時制・通信制高校の女子が大きく増えました。高校生の自殺者数は全日制が多いが、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)は定時制・通信制が全日制より高いことが2023年3月の有識者会議で判明しました。女子中高生の自殺原因として男子よりも顕著に多いのが『健康問題』です。うつ病をはじめメンタルヘルスの課題が背景にあるとみられています」と述べています。

図Ⅷ-1 小中高生別自殺者数の年次推移

出典：厚生労働省自殺対策推進室「令和6年度における自殺の状況」



図Ⅷ-2 小中高生別、性別自殺者数の年次推移

出典：厚生労働省自殺対策推進室「令和6年度における自殺の状況」



では、グローバルな視点からは日本の子どもの自殺はどのように見えているのでしょうか。UNICEF（国際連合児童基金）イノチェンティ研究所が、「予測できない世界における子どものウェルビーイング」というレポートを2025年5月13日に発表しました。そのレポートによると、ユニセフが調査した43カ国中、日本の15歳から19歳の自殺率は4番目に高い結果となりました。同レポートは「特に、増加が顕著なのが、2019年から2020年であり、ここにコロナ禍の影響がある可能性が強いことは否めないであろう。さらに、子どもの生活においてコロナ禍の直接的影響（休校や行動変容など）がほぼなくなった2024年においても、子どもの自殺率が、高水準で、かつ増加していることは大きな問題である」と述べています。

以上の国内外のデータや報告をまとめると、女子の自殺が増えていること、とくに中学生と定時制・通信制高校の自殺率が上昇していること、急増のきっかけはコロナ禍の時期と重なり、2024年以降も女子をとりまく環境は継続しているということになります。これらは、社会的養護の現場の肌感覚と一致しています。

社会的養護の現場から

6年前、2020年年始に発生した新型コロナウイルスの世界的流行は、子どもたち全般に大きな影響を及ぼしました。なかでも自立援助ホームなど社会的養護の子どもたちの日常生活を一変させました。平時においてすら不安定な生活を強いられていた子どもたちは、国の自粛要請などによって、2020年2月末の早い段階から就労機会を失うなど一気に問題が顕在化しました。感染拡大とともに、社会のあらゆる場面で感染拡大防止が最優先されるようになったことで、子どもたちは様々な行動や活動が制限されました。アルバイトや通信制高校の継続に支障が生じただけでなく、好きなアーティストのライブやハロウィンの仮装パーティなどが中止になる等、若者にとって重要な様々な社会体験の機会が奪われました。不適切な養育を受けてきた子どもたちは、密室のような家庭環境から逃れ、自立援助ホームにたどり着きます。私の奈良の自立援助ホームには、東京都や岐阜県から逃げてきた女子もいました。子どもたちに、心理的ストレスが高まり、気分障害、不安障害に相当する心理的苦痛を感じるものもあられ、自立援助ホームのスタッフは、「コロナ鬱」・自律神経失調症、リストカット（自傷行為）やOD（オーバードーズ）、希死念慮への対応に追われる日々となりました。

コロナ禍以降、自立援助ホームへの入居相談では、近親者からの性虐待や性暴力被害に関する事案が増えています。X（旧 Twitter）やLINE等のアプリを使って買春者と出会い被害に遭った子どもを、警察と連携して位置情報を把握できたことで保護したケースがありました。私たちは、これまでも保護者や親族から性被害をうけてきた子どもたちへのトラウマインフォームドケアに取り組んできました。現場感覚では、女子の自殺の増加は、貧困、虐待などの迫害体験、性被害などに関連性が高いのではないかと感じています。格差拡大のなかで、子どもたちの生きづらい状況は続きますが、なかなか日本社会の中で問題化されにくいかもしれません¹。

¹ <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000003.000127756.html>

自殺未遂率 61.3%、日本初統計データ公開！18歳までに社会的養護に繋がらなかった児童虐待被害者の実態が明らかに

私が代表をしている自立援助ホームの2024年度の入居相談は、男子ホームが27件、女子ホームが38件で、3年連続で増加しており、兵庫県内からも相談を受けることがあります。前述のデータのように、コロナ禍がおさまっても、ここ数年の特徴として、希死念慮の強い子ども・若者の入居相談が寄せられたり、自殺企図を経験した子どもを受け入れたりしています。2025年次も救急車を呼ぶ機会が何度もあるなかで、この子ども自殺の問題を出口のところで対応するのはもう限界ではないかと感じています。個別の課題を社会全体の課題と捉え、国や自治体が予防活動にもっと積極的に取り組んでほしいというのが正直な気持ちです。

社会全体で取り組む

改正自殺対策基本法では、子どもの自殺対策について自治体の役割が明記されています。本法律改正では、内閣総理大臣や文部科学大臣、厚生労働大臣が関係機関と緊密に連携して施策を推進するとしてほか、学校も子どもの心の健康を保つために健康診断や保健指導などを行うよう努めるとしています。また、自治体は守秘義務を課したうえで、学校や医療機関、民間の団体などと情報を共有して対策や支援を行う協議会を設置できるとしています。このほか、国や自治体は、自殺しようとした人に継続的な支援を行い、遺族に対しても生活上の不安が緩和されるよう支援するなどとしています。

1980年代以降、学校内外でのいじめ等を背景とした子どもの自殺が全国各地で起こり、大きな社会問題となっている中で、子どもの人権を守るための第三者機関等の仕組みの必要性が提起され、1998年の条例制定により川西市子どもの人権オンブズパーソンは誕生しました。今回、改正自殺対策基本法ができた機会に、あらためて1995年に川西市教育委員会が「子どもの実感調査」をもとに提出された「子どもの人権と教育についての提言」をふりかえり、子どもたちの「私事的・個人的な問題」を「社会的・公的な支援の課題」へとつないでいくことができるよう、子どもたちのSOSを受けとめ、オンブズワークに取り組んでいきたいと思います。

参 考

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

2025年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

川西市子どもの人権オンブズパーソン条例

平成 10 (1998)年 12 月 22 日
川西市条例 第 24 号

目 次

- 第 1 章 総則 (第 1 条―第 3 条)
- 第 2 章 オンブズパーソンの設置等(第 4 条―第 9 条)
- 第 3 章 救済の申立て及び処理等(第 5 条―第 18 条)
- 第 4 章 補則(第 19 条―第 22 条)
- 付 則

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この条例は、すべての子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、かつ、次代を担う子どもの人権の尊重は社会の発展に不可欠な要件であることを深く認識し、本市における児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）の積極的な普及に努めるとともに、川西市子どもの人権オンブズパーソン（以下「オンブズパーソン」という。）を設置し、もって一人一人の子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。

(子どもの人権の尊重)

第 2 条 すべての子どもは、権利行使の主体者として尊重され、いかなる差別もなく子どもの権利条約に基づく権利及び自由を保障される。

2 本市及び市民は、子どもの権利条約に基づき、子どもに係るすべての活動において子どもの最善の利益を主として考慮し、子どもの人権が正当に擁護されるよう不断に努めなければならない。

3 本市は、子どもの権利条約に基づき、子どもの教育についての権利及び教育の目的を深く認識し、すべての人の基本的人権と自由を尊重して自己の権利を正当に行使することができる子どもの育成を促進するとともに、子どもの人権の侵害に対しては、適切かつ具体的な救済に努めるものとする。

(定義)

第 3 条 この条例において「子ども」とは、子どもの権利条約第 1 条本文に規定する 18 歳未満のすべての者及び規則で定める者をいう。

2 この条例において「子どもの人権案件」とは、本市内に在住、在学又は在勤する子どもの人権に係る事項（以下「本市内の子どもの人権に係る事項」という。）のうち、

本市内に在住、在学又は在勤する子ども又はおとな（以下「本市内の子ども又はおとな」という。）から擁護及び救済の申立てを受けてオンブズパーソンが調査し、処理する案件並びにオンブズパーソンが自己の発意により擁護及び救済が必要と判断して調査し、処理する案件をいう。

3 この条例において「市の機関」とは、市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき本市に置かれる機関（議会を除く。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令により独立に権限を行使することを認められたものをいう。

第 2 章 オンブズパーソンの設置等

(オンブズパーソンの設置)

第 4 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく市長の付属機関として、オンブズパーソンを置く。

(オンブズパーソンの組織等)

第 5 条 オンブズパーソンの定数は、3 人以上 5 人以下とする。

2 オンブズパーソンのうち 1 人を代表オンブズパーソンとし、オンブズパーソンの互選によりこれを定める。

3 オンブズパーソンは、人格が高潔で、社会的信望が厚く、子どもの人権問題に関し優れた識見を有する者で、次に規定するオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有しないもののうちから、市長が委嘱する。

4 オンブズパーソンの任期は、2 年とする。

5 オンブズパーソンは、再任されることができる。ただし、連続して 6 年を超えて再任されることはできない。

6 市長は、オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行ができないと認められる場合又は職務上の義務違反その他オンブズパーソンとして明らかにふさわしくない行為があると認められる場合を除いては、そのオンブズパーソンを解職することができない。

(オンブズパーソンの職務)

第 6 条 オンブズパーソンは、次に掲げる事項を所掌し、子どもの人権案件の解決に当たる。

- (1) 子どもの人権侵害の救済に関すること。
- (2) 子どもの人権の擁護及び人権侵害の防止に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの人権の擁護のため必要な制度の改善等の提言に関すること。

(オンブズパーソンの責務)

第7条 オンブズパーソンは、子どもの利益の擁護者及び代弁者として、並びに公的良心の喚起者として、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談に応じ、又は子どもの人権案件を調査し、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、関係する市の機関との連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

4 オンブズパーソンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第8条 市の機関は、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重し、積極的に協力、援助しなければならない。

(兼職等の禁止)

第9条 オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 オンブズパーソンは、本市に対し請負をする企業その他これに準ずる団体の役員又はオンブズパーソンの職務の遂行について利害関係を有する職業等と兼ねることができない。

第3章 救済の申立て及び処理等

(救済の申立て等)

第10条 子ども及びおとなは、何人も本市内の子どもの人権に係る事項についてオンブズパーソンに相談することができる。

2 本市内の子ども又はおとなは、個人の資格において、本市内の子どもの人権に係る事項について、オンブズパーソンに擁護及び救済を申し立てることができる。

3 前項の申立ては、口頭又は文書ですることができる。

4 第2項の申立ては、代理人によってすることができる。

(調査等)

第11条 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てを審査し、当該申立てが本市内の子ども又はおとなから行われ、その内容が本市内の子どもの人権に係る事項であつて、かつ、第6条各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査を実施することができる。

2 オンブズパーソンは、前条第2項の申立てが擁護及び救済に係る子ども又はその保護者以外の者から行われた場合においては、当該子ども又は保護者の同意を得て調査しなければならない。ただし、当該子どもが置かれている状況等を考慮し、オンブズパーソンが特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

3 オンブズパーソンは、本市内の子どもの人権に係る事項についての相談又は匿名の擁護及び救済の申立てその他の独自に入手した情報等が第6条各号のいずれかに関するものであると認める場合は、当該情報等に係る調査を自己の発意により実施することができる。

4 オンブズパーソンは、前条第2項の申立て又は独自に入手した情報等の内容が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、当該申立てに係る調査又は当該情報等に係る調査を実施することができない。

(1) 重大な虚偽があることが明らかである場合

(2) オンブズパーソンの身分に関する事項である場合

(3) 議会の権限に属する事項である場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、調査の実施が相当でないことが明らかである場合

5 オンブズパーソンは、第1項又は第3項の調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、当該調査を中止し、又は打ち切ることができる

(調査の方法)

第12条 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、関係する市の機関に説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求めることができる。

2 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、市民等に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

3 オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的又は技術的な事項について、専門的機関に対し調査、鑑定、分析等の依頼をすることができる。この場合において、オンブズパーソンは、依頼した事項の秘密の保持に必要な措置を講じなければならない。

(申立人への通知)

第13条 オンブズパーソンは、第11条第1項に規定する審査の結果について、これを速やかに第10条第2項の申立てをした者(以下「申立人」という。)に通知しなければならない。

2 オンブズパーソンは、第10条第2項の申立てについて、第11条第1項の規定により実施した調査を中止し、又は打ち切るときは、その旨を当該申立人に通知しなければならない。

3 オンブズパーソンは、第 10 条第 2 項の申立てを受け、第 11 条第 1 項の規定により調査を実施した子どもの人権案件について、これを第 15 条から第 18 条までの規定により処理したときは、その概要を当該申立人に通知しなければならない。

4 前 3 項に規定する通知は、当該申立人にとって最も適切な方法により行うものとする。

(市の機関への通知)

第 14 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査を開始するときは、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 オンブズパーソンは、第 11 条第 5 項の規定により、子どもの人権案件の調査を中止し、又は打ち切ったときは、前項の規定により通知した関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

3 オンブズパーソンは、次条から第 18 条までの規定による子どもの人権案件の処理を行ったときは、その概要を必要と認める市の機関に通知するものとする。

(勧告、意見表明等)

第 15 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、擁護及び救済の必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告し、又は是正等申入れ書を提出することができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、制度の見直しの必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、当該制度の見直し等を図るよう意見表明し、又は改善等申入れ書を提出することができる。

3 前 2 項の規定により勧告、意見表明等を受けた市の機関は、これを尊重しなければならない。

(是正等の要望及び結果通知)

第 16 条 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、必要があると認めるときは、市民等に対し、是正等の要望を行うことができる。

2 オンブズパーソンは、子どもの人権案件の調査の結果、前条に規定する勧告、意見表明等又は前項に規定する是正等の要望の必要がないと認める場合においても、第 13 条の規定による申立人への通知のほかに、関係機関及び関係人に対し、判断所見を付した調査結果を文書で通知することができる。

(報告)

第 17 条 オンブズパーソンは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等を行ったときは、当該勧告、意見表明等を行った市の機関に対し、是正等の措置等について報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた市の機関は、第 15 条第 1 項に規定する勧告等に係る報告については当該報告を求められた日から 40 日以内に、同条第 2 項に規定する意見表明等に係る報告については当該報告を求められた日から 60 日以内に、オンブズパーソンに対し是正等の措置等について報告するものとする。

3 市の機関は、前項に規定する報告を行う場合において、是正等の措置等を講ずることができないときは、オンブズパーソンに対し、理由を示さなければならない。

(公表)

第 18 条 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、第 15 条に規定する勧告、意見表明等の内容を、公表することができるものとする。

2 オンブズパーソンは、その総意において必要があると認めるときは、前条第 2 項の報告及び同条第 3 項の理由を、公表することができるものとする。

3 オンブズパーソンは、前 2 項に規定する公表を行う場合においては、個人情報の保護について最大限の配慮をしなければならない。

第 4 章 補 則

(事務局等)

第 19 条 オンブズパーソンに関する事務を処理するため、事務局を置く。

2 オンブズパーソンの命を受け、その職務の遂行を補助するため、調査相談専門員を置く。

(運営状況等の報告及び公表)

第 20 条 オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況等について、市長に文書で報告するとともに、これを公表するものとする。

(子ども及び市民への広報等)

第 21 条 市の機関は、子ども及び市民にこの条例の趣旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもがオンブズパーソンへの相談並びに擁護及び救済の申立てを容易に行うことができるため必要な施策の推進に努めるものとする。

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 11 年 3 月規則第 8 号で、同 11 年 3 月 23 日から施行。ただし、同条例第 3 章の規定は、平成 11 年 6 月 1 日から施行)

2025 年次・川西市子どもの人権オンブズパーソン名簿

2025 年 12 月 31 日現在

職 名	氏 名	職 業 等
オンブズパーソン (代表オンブズパーソン)	渡 邊 徹	弁護士 (大阪弁護士会)
オンブズパーソン (代表代行オンブズパーソン)	長 瀬 正 子	佛教大学准教授
オンブズパーソン	浜 田 進 士	子どもの権利NPO代表
調査相談専門員 (チーフ相談員)	平 野 裕 子	市会計年度任用職員
調査相談専門員 (相談員)	中 村 誠 吾	市会計年度任用職員
同	井 口 由 紀 子	市会計年度任用職員
同	田 中 智 子	市会計年度任用職員
調査相談専門員 (専門員)	大 倉 得 史	京都大学大学院教授
同	郭 麗 月	精神科医
同	勝 井 映 子	弁護士 (大阪弁護士会)
同	小 畑 利 宏	元市立小学校長・元市教委室長
同	桜 井 智 恵 子	関西学院大学教授
同	田 中 俊 英	(一社)office ドーナツトーク代表
同	田 中 文 子	(公社)子ども情報研究センター理事
同	浜 田 寿 美 男	奈良女子大学名誉教授
同	堀 家 由 妃 代	佛教大学准教授
同	三 木 憲 明	弁護士 (大阪弁護士会)
同	宮 島 繁 成	弁護士 (大阪弁護士会)



※このロゴマークは、「トライやる・ウィーク（職場体験活動）」でオンブズパーソン事務局に来た中学生が描いてくれたものです。

子どもオンブズ・レポート 2025

2026（令和8）年3月発行

発行：川西市子どもの人権オンブズパーソン事務局
（川西市 市長公室 人権推進多文化共生課 内）

〒666-8501 川西市中央町 12-1 TEL 072-740-1235 FAX 072-740-1233

相談専用 フリーダイヤル：0120-197-505

https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/kurashi/shimin/jinken/kdm_onbs/

E-mail : kwex0002@city.kawanishi.lg.jp
